

2019(令和元)年度
自己点検・評価報告書

杏 林 大 学

目 次

第 1 章 理念・目的	P.4
第 2 章 内部質保証	P.9
第 3 章 教育研究組織	P.18
第 4 章 教育課程・学習成果	P.21
第 5 章 学生の受け入れ	P.52
第 6 章 教員・教員組織	P.62
第 7 章 学生支援	P.77
第 8 章 教育研究等環境	P.88
第 9 章 社会連携・社会貢献	P.102
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	P.108
第 2 節 財務	【2019 年度 評価対象外】
杏林大学独自基準 新型コロナウイルス対応	P.118

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する 人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容>

建学の精神に基づき、大学及び大学の理念・目的が以下のように設定されている。

杏林大学の建学の精神である「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することが、本学の教育理念とされている。

この教育理念に基づき、大学及び大学院の「理念・目的」、さらには各学部及び各研究科の、「理念・目的」及び「教育目標」が確定されている。

大学学則第1条（目的）において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と規定され、そのうえで、第2条の2において、各学部・学科の目的が規定されている（根拠資料1-1-1）。

大学院学則第2条（目的）において、「大学院は、大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定され、そのうえで、第4条の2において、各研究科・各専攻の目的が規定されている（根拠資料1-1-2）。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

杏林大学は、医療・保健・福祉の分野、さらには複雑化したグローバル社会の分野における専門知識・技術やものの見方を教授し、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命としている。そこで、大学の理念・目的に基づき、医学・保健学・社会科学・人文科学の各分野を専攻する各学部・研究科の目的が具体的に確定されている。

本大学の理念・目的に基づき、たとえば医学部では、以下のような教育・研究目的が学則2条の2第2項において規定されている。すなわち、「豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成することを目的とする。」と定められている。そして、医学部の理念・目的の意味するところは、「真理への謙虚な探究心の育成、善なる社会人の養成、そして美しい専門的技量の研

磨ということである。」と解釈されており、本学の建学の精神と関連している。

また、本大学院の理念・目的に基づき、たとえば国際協力研究科では、以下のような教育・研究目的が学則4条の2第4項において規定されている。すなわち、「国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、経営、文化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進することを目的としている。」としたうえで、このことを踏まえ、以下の通り課程ごとに目的を定めている。国際開発専攻は、世界諸地域の経済社会の発展に資するための開発及び国際協力のあるべき方法・施策を社会科学諸分野にわたり、理論的・実証的に究明するとともに、わが国の政治・経済・経営及び法律税務の各専門領域について考究し、これらを通じて必要な専門知識の修得はもとより関連分野にも通暁し、実務にも対応できる人材の養成を目的とする。国際文化交流専攻は、国際的な視座に基づき日本を中心とする世界諸地域の言語と文化の特質を学術的に研究し、この成果を実践的諸形態に還元するための具体的な方法を考究すると共に、この分野での先導的な高度専門職業人に必要な諸技能を身につけた、我が国の国際協力推進に寄与する人材の養成を目的とする。国際医療協力専攻は、世界諸地域に対する保健医療分野の国際協力に必要な幅広い知識と高度な理論を身に付け、国際社会での実践活動に貢献すると共に、問題解決に向け自立して研究課題を設定し、研究活動の実践によりその成果を活かすことのできる人材の養成を目的とする。国際言語コミュニケーション専攻は、国際社会にあって特に強い要請のある英語及び中国語を対象言語とし、通訳や翻訳をはじめとする言語コミュニケーションの専門分野に熟達して、理論と実践、幅広い知見と深い洞察をもとにこの分野の先導的な役割を担うことのできる高度専門職業人の養成を目的とする。グローバル・コミュニケーション専攻は、わが国を取り巻く国際社会及び、国内で進む多文化共生社会にあって、互いの文化・言語・社会に対する理解の欠如等に起因する諸問題解決のため、異文化間コミュニケーションの専門分野に熟達し、理論と実践、複眼的視座からの深い知見と洞察力をもとに、国内外でこの分野の先導的な役割を担って活躍しうる優れた研究者、及び高度専門職業人に必要な諸技能を身につけた人材の養成を目的とする。開発問題専攻は、国際協力の実践場面で、あるいはその研究分野で、各専門領域の知識と技能を修めた高度な専門家として活躍できる、有用な人材の養成を目的とする。

これらの理念・目的の基盤は、建学の精神、「真・善・美の探究」にあり、それに基づく本学の理念・目的と整合的であり、学校教育法83条及び99条と何らの矛盾点がないと考える。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

杏林大学の設定する人材育成その他の教育研究上の目的は、大学学則第1条(目的)において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と規定され、そのうえで、第2条の2において、各学部・学科の目的が規定されている。また、杏林大学大学院の設定する人材育成その他の教育研究上の目的は、大学院学則第2条(目的)において、「大学院は、大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定され、そのうえで、第4条の2において、各研究科・各専攻の目的が規定されている。

<教職員、学生、社会に対する周知及び公表>

大学の理念・目的及び学部・研究科の理念・目的は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生だけでなく、広く社会に公表されている。また、学生及び教職員に配布される各学部及び各研究科の「履修案内・授業内容(シラバス)」に明記し、その周知を図るとともに、特に学生に対しては、オリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知を徹底している。

たとえば、総合政策学部では、その理念・目的は、大学ホームページ及び大学案内に掲載しており、大学構成員に周知されているだけでなく、社会に対しても公表されている。また、「総合政策学部 履修案内」に明記されており(根拠資料1-2-1)、教職員・学生に対しては、これらを通じて周知されている。特に学生に対しては、オリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知を徹底している。

また、医学研究科では、その理念・目的は、すべての学生が所持する「大学院要項」に記載され、「杏林大学大学院学則」にも記載されている。さらに入学時のオリエンテーションで、医学研究科の理念・目的、教育目標が説明されている。大学ホームページにも掲載され、構成員だけでなく、社会にも公表されている(根拠資料1-1-2、根拠資料1-2-2)

大学ホームページにおける公表に関しては、大学紹介のページ中に、「建学・教育理念・沿革」として明確かつ丁寧な記載がなされている(根拠資料1-2-3)。また、各学部・研究科における周知に関しても、毎年、その周知方法が確認されている。

点検・評価項目③:大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の 設定 ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の 策定
--

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策に関し、毎年、自己点検評価委員会による自己点検・評価報告書作成の際に点検・評価を行い、外部評価委員会の評価を受け、その適切性を検証している。その成果が内部質保証の推進に責任を負う組織である学部長会議に報告され、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施が指示されている。また、必要に応じ運営審議会（理事長並びに学長の指示に基づき、学園の経営・学事に関する重要事項に関して討議し、理事会と各学部を調整する）、大学評議会、大学院委員会、理事会に付議することとしている。絶えず変化している現代社会にその理念・目的が適合しているかの検討が行われてきているが、これまで、大学及び大学院の理念・目的の変更の必要性は指摘されず、変更されていない。これは、本学の建学の精神に基づく理念・目的の普遍妥当性を裏付けるものといえよう。

大学の理念・目的をふまえ、各学部および各研究科（さらには各センター等を含め）の中期事業計画（令和2年度～6年度）が、各学部および各研究科において策定され、大学内での審議の後、学園理事会においても審議・承認された。そこでは、大学の理念・目的をふまえて、中期的な重点方針を策定するとともに、各年度の具体的な計画を明示されている（根拠資料 1-3-1）。

たとえば、医学部では、年に一度、「大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認に伴う関係資料」が配布され、これにより理念・目的の確認・点検が定期的に行われ、内容の周知とともに理解・検討が行われてきた（根拠資料 1-3-2）。なお、2020年度においては、これを行ってきた時期と COVID-19 の蔓延拡大に伴う休講措置などにより、実施できていない。

また、医学研究科では、中長期計画の重点項目として「教育の質向上」と「論文審査体制の見直し」を掲げ、「教育の質向上」では現在の5専攻を統合し、1専攻で学際的な教育を行うことができるよう、統合に関する対外的な手続の実施および統合後の評価・見直しを行うこととしている。「論文審査体制の見直し」については2020年度より新たな審査基準の運用を開始するため、審査委員および学位論文申請者へのアンケート調査等を実施することで継続的に審査体制の見直しを行うこととした。（根拠資料 1-3-3）

（2）長所・特色

医学・保健学・社会科学・人文科学の各分野を専攻する学部および研究科が、建学の精神に立脚した統一化された大学の理念・目的に基づき、各学部・研究科の目的が具体的に確定されている。そして、建学の精神である「眞善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材の育成に向け、各学部及び各研究科の理念・目的が具体的に明示されている。

(3) 問題点

将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策に関し、各学部及び各研究科において審議を行うとともに、大学全体として審議を行ってはいるが、中・長期の計画を専門的に検討する全学的な組織における審議は今後の課題と思われる。

(4) 課題に対する改善状況

特になし。

(5) 全体のまとめ

建学の精神に基づき、大学及び大学の理念・目的が明確に設定され、さらには各学部及び各研究科の「理念・目的」及び「教育目標」がそれぞれ明確に設定されている。これらは、大学学則及び大学院学則に規定され、大学ホームページに掲載し、教職員、学生はもとより、広く社会に公表されている。また、各学部及び各研究科の「履修案内・授業内容(シラバス)」等に明記し、その周知を図るとともに、特に学生に対しては、オリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知を徹底している。

「理念・目的」及び「教育目標」の適切性に関しては、毎年行われる外部評価委員会の評価を伴う自己点検・評価で検証され、その結果が内部質保証の推進に責任を負う組織である学部長会議に報告され、改善が必要と認められる場合には、そのための制度が機能するように整備されているが、「理念・目的」及び「教育目標」については、その変更の必要性はこれまで指摘されず、変更されていない。

根拠資料

- 1-1-1 杏林大学学則 <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/kiyaku/pdf/gakusoku.pdf>
- 1-1-2 杏林大学大学院学則
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/kiyaku/pdf/daigakuin-gakusokuH31.4.pdf>
- 1-2-1 総合政策学部 履修案内
- 1-2-2 医学研究科 大学院要綱
- 1-2-3 建学・教育理念・沿革 <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/history/>
- 1-3-1 中期事業計画
- 1-3-2 大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認に伴う関係資料
- 1-3-3 論文審査委員および学位論文申請者へのアンケート

第 2 章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う 全学的な組織の権限と 役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学における内部質保証に関する基本的な考え方は、「杏林大学内部質保証の方針」において次のとおり定め、大学ホームページ等で公表している（資料 2-1-1）。

(1) 基本的な考え方

本学は、その教育研究水準の向上を図り、理念・目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた不断の改善を図ることで、内部質保証を推進する。

(2) 組織体制と手続き

① 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議とする。学部長会議は、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA 過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進する。

② 杏林大学学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 2 条の 2 に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施する。また、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの評価結果を付して自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(3) 教育の質の検証及び改善・向上のための指針

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた学修成果の測定・把握・評

価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を検証し、教育の質の改善・向上を図る。

・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

上述「杏林大学内部質保証の方針」にあるように、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議を内部質保証推進のための責任主体とし、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価及び外部評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA 過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進している（根拠資料 2-1-2）。

学部長会議のもとに設置されている自己点検・評価委員会（全学委員会）は、「学則」第 1 条の 2、「大学院学則」第 2 条の 2 に定められた、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、・・・教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを目的としている（根拠資料 2-1-3）。自己点検・評価委員会（全学委員会）は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施し、同時に、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会での評価結果を付して学部長会議に報告するとともに、自己点検・評価報告書を毎年学内外に公表している（根拠資料 2-1-4）。

自己点検・評価委員会（全学委員会）のもとに、学部・研究科等の各部門・部署に自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）が設置されており、当該分野の自己点検・評価を実施している（根拠資料 2-1-5）。

自己点検・評価委員会(全学委員会)では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、各部門・部署の設置する自己点検・評価委員会(学部等委員会)が作成した報告書を基に、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について外部評価委員による評価を付した報告書を作成し学部長会議に報告している。学部長会議における審議の結果、改善が必要と認められる事項について、学長は当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA 過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進している。

・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

前述の「杏林大学内部質保証の方針」にあるように、3つのポリシーを起点とする PDCA サイクルの運用を指針としている。具体的には、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた卒業・終了時点までに獲得すべき能力に関する学修成果の測定・把握・

評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を検証し、教育の質の改善・向上を図っている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

1. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

内部質保証を推進するための全学的かつ中核的な責任組織として学部長会議を設置している。

また、その審議事項のなかに、内部質保証の推進に関する事項と規定している。

2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う学部長会議は、学長を議長とし、副学長、各学部長、各研究科長、事務局長、事務局次長、大学事務部長、総務部長、経理部長で構成されている（根拠資料 2-2-1）

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方

2016（平成28）年7月開催の学部長会議において、建学の精神、理念・目的及び教育目標に基づくと同時に、中央教育審議会大学教育部会による『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえ、教育内容、教育方法及び成果の測定に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を新たに策定することを決定した。具体的には、ディプロマ・ポリシ

一において「学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力」を大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとに明示し、その能力を獲得するために必要な「教育内容、教育方法及び成果の測定」をカリキュラム・ポリシーに明示することにした。また、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーにおいて示された学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力の獲得を目指す学生を「求める学生像、資質」に、またカリキュラム・ポリシーに示した教育内容、教育方法を受講するために必要な学力等を「求める学習成果」に明示し、あわせて「入学者選抜の基本方針」を明示することとした（根拠資料 2-3-1）。

2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として学部長会議を設置しており、当会議において検討された改善案は、その構成員である学部長、研究科長、事務局長等を通じて各学部・学科・研究科及び事務局に指示され、改善に取り組むことになっている。2018（平成 30）年度の自己点検・評価結果を踏まえた 2019 年度における全学的な改善に向けた主な取り組みは、以下の通りである。

（1）3つのポリシーの適切性について

次年度に向けて、現行のポリシーを検証し、一部改正した。

（2）全学的な学修成果の測定について

学修成果の測定のため、授業評価アンケートでディプロマ・ポリシーに示された学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力がどの程度獲得できたかを問うこととし、2019（令和元）年より実施した。

（3）前回の認証評価（2015 年度）結果の改善状況について

努力課題として指摘を受けた事項（シラバス、定員管理、退学者対策等）の改善状況について検証し、必要に応じてさらなる改善に向けた取り組みを検討するとともに、2019 年 7 月に基準協会へ改善報告書を提出し、一部引き続き一層の努力が望まれるものの、大学が意欲的に改善に取り組んできたことが確認できたとの検討結果を得た。

（4）「杏林大学内部質保証の方針」の策定と、それに基づいた内部質保証体制の構築

第 3 期認証評価に対応するため、基本方針を策定し、それに基づいて自己点検・評価および内部質保証システムの整備と運用について必要事項を検討し、決定した。特に、内部質保証推進については学部長会議、自己点検・評価は全学委員会が責任を負うとの役割分担を明確にし、あわせて、全学委員会の構成員を変更することにした（2020（令和 2）年度より導入）。

（5）第 3 期の認証評価に対応した自己点検・評価報告書を作成した。

（6）適正なクラスサイズ（履修者数）について

2020（令和 2）年度については、最大 120 名、2021（令和 3）年度からは同 100 名をクラスサイズにすることとした。

3. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

「杏林大学自己点検・評価規程」に基づき、原則毎年学部・研究科その他の組織における点検・評価を実施している（根拠資料 2-3-2）。

4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

毎年実施される自己点検・評価及び外部評価の結果を踏まえ、学部・研究科その他の組織が自主的に改善・向上に向けた対応をするとともに、内部質保証推進の責任主体である学部長会議（学長）からの指示を受けて改善・向上に向けた対応をしている（根拠資料 2-3-3）。

5. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省から指摘される留意事項に対しては、遺漏なく誠実に対応し、改善を図ってきた。また「設置計画履行状況報告書」を毎年提出するとともに、「学部等の設置届出書」とあわせてホームページで公表している（根拠資料 2-3-4）。

本学は、2008(平成 20)年度に大学基準協会による認証評価を受審した。この認証評価では、「長所」が 2 項目、改善義務のある「勧告」が 1 項目、努力義務となる「助言」が 23 項目にわたって指摘された。この評価結果は、全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手した。「勧告」については 2009(平成 21)年度より毎年改善計画・改善状況を報告し、また「助言」については 2011(平成 23)年度に改善報告書を提出し、いずれも改善が確認できるとの「検討結果」を得ている(2-1-20)。2015(平成 27)年度の認証評価では、「長所」が 3 項目、「改善勧告」が 1 項目、努力義務となる「努力課題」が 6 項目にわたって提言された。この評価結果についても、全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手し、2019 年 7 月までに改善報告書を提出し、一部引き続き一層の努力が望まれるものの、大学が意欲的に改善に取り組んできたことが確認できたとの検討結果を得た。（根拠資料 2-3-5）。

6. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、自己点検・評価活動の妥当性と客観性を担保し、教育研究の更なる向上をめざして学外有識者 4 名による外部評価を行い、自己点検・評価活動に反映することを目的として、外部評価委員会を設置している。外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動に関する評価を行い、その結果は自己点検・評価委員会に報告され、学内外に冊子やホームページを通じて公表されている。同時に、点検・評価における客観性、妥当性を確保するためには、根拠となる客観的データの収集と分析が欠かせないと考えている。今後は、新設された IR 推進室と連携しながら、特に学修成果の分析や入学者選抜方法の検討などの点検・評価の客観性・妥当性より高めて行く必要があると考えている。さらに、自己点検・評価を担当

する評価者（つまり本学の教職員）の評価者としての資質を向上させるために、第2期同様、評価者研修会を開催した（根拠資料 2-3-6）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公

本学は、学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を漏れなく公表している。ホームページ上に「杏林大学研究業績」「大学概要・基礎データ（教育情報の公開）」「経営・財務情報」及び「自己点検・評価」のページを設けて、すべての情報を閲覧できるようにしている（根拠資料 2-4-1）。また、教職課程については、「目指す教員像・到達目標」「教員就職状況」「組織及び教員の数等」「教職課程の質の向上に係る取組」のページを設けて公表している（根拠資料 2-4-2）。

2. 公表する情報の正確性、信頼性

ホームページ上に公表する情報については、それぞれの情報を管理する部署が責任をもって作成しているので、情報の正確性、信頼性については十分に担保されているものと考えている。しかし、情報公開の適切性を検証する全学的な組織は設けられていないので、IR推進室や広報・企画調査室等でのチェック体制を検討する必要がある。

3. 公表する情報の適切な更新

公表する情報については、毎年担当部署において全情報の点検と更新を行うとともに、年度途中で変更が確認された情報については随時更新するよう配慮しており、常時最新の情報が公表できるよう努めている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

全学的な内部質保証システム及びPDCAサイクルの適切性は、毎年実施される自己点検・評価及び外部評価結果をもとに学部長会議において検証している。本学が現在の内部質保証システム及びPDCAサイクル始動させたのは2018（平成30）年度からであり、その有効性・適切性については、2019（令和元）年度の自己点検・評価及び外部評価結果をもとに検証を行った。その結果、前述のように、内部質保証推進については学部長会議、自己点検・評価は全学委員会が責任を負うとの役割分担を明確にし、あわせて、全学委員会の構成員を変更することにした（2020（令和2）年度より導入）。同時に、学部等委員会についても、各部署で別途委員会を設置するのではなく、例えば学部運営委員会などの既存の委員会が責任を負うこととした。また、自己点検・評価報告書や外部評価報告書で課題と指摘された事項の改善状況については、次年度の自己点検・評価報告書に「改善状況」を記載することとした。このように、内部質保証を推進するための責任主体を学部長会議とし、関係部局と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的なPDCAサイクルが適切に機能し始めたものと判断している。

2. 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

学部・研究科等の各部門・部署に設置されている自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）で作成された自己点検・評価報告書をもとに自己点検・評価委員会（全学委員会）で全学的な点検・評価を行い、最終的な自己点検・評価報告書を取りまとめる際に、適切な根拠（資料、情報）に基づいているか否かの点検を行い、必要に応じて学部等委員会に修正等の対応を指示している。これにより、適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っている。

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価項目③で述べた（1）3つのポリシーの適切性について（2）全学的な学修成果の測定について（3）前回の認証評価（2015年度）結果の改善状況について（4）「杏林大学内部質保証の方針」の策定と、それに基づいた内部質保証体制の構築（5）第3期の認証評価に対応した自己点検・評価報告書を作成（6）適正なクラスサイズ（履修者数）について、一部を除き改善が図られたことから、点検・評価結果に基づく改善・向上が図られていると判断している。

（2）長所・特色

特になし。

(3) 問題点

問題点というほどではないが、公表する情報の正確性、信頼性を担保するためのチェック体制を整備しなければならない。

(4) 課題に対する改善状況

「平成 29 年度外部評価報告書」

・大学の内部質保証に関する方針が策定されたばかりであるが、今後はこの方針並びに新たに見直した評価基準項目に則った自己点検・評価の実施が望まれる。

この指摘については、2019（令和元）年度より実施し、解決したものとする。

「平成 30 年度外部評価報告書」

・情報公開の適切性を検証する全学的な組織が設けられていないので、早期の対応が望まれる。

・内部質保証もしくは P D C A サイクルを検証・評価するための目的及び視点の設定が望まれる。

2019（令和元）年度末に受けた指摘事項については、2020（令和 2）年度に検討することになっており、その結果については次年度の自己点検・評価報告書に記載予定である。

(5) 全体のまとめ

2018（平成 30）年度より、内部質保証推進の責任主体を学部長会議とした。そのもとにおかれた自己点検・評価委員会が本学の教育における理念・目的の達成状況について継続的な自己点検・評価を行い、その結果及び外部評価委員会の評価結果をもとに、学部長会議での審議を踏まえ、同会議の議長（学長）の指示のもと該当部署が改革・改善のための方策を立案・実施することで、本学の教育研究の質を保証し向上させることとしている。また、学部長会議（学長）は、改善策の執行状況を確認した上で、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価を行っている。内部質保証の中核となる推進組織を学部長会議とし、関係部局と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的な P D C A サイクルが適切に機能していると判断している。

根拠資料

2-1-1 杏林大学内部質保証の方針

<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/pdf/20190311shitsuhosyo.pdf>
及び内部質保証システム概念図

2-1-2 学部長会議規程

2-1-3 学則 第 1 条の 2、大学院学則 第 2 条の 2

2-1-4 <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/>

- 2-1-5 自己点検・評価規程
- 2-2-1 学部長会議規定（前出 2-1-2）
- 2-3-1 杏林大学、大学院の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/policy/>
- 2-3-2 自己点検・評価規程（前出 2-1-4）
- 2-3-3 自己点検・評価 <http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/>
- 2-3-4 学部等の設置届出書及び設置計画履行状況報告書
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/secchi/>
- 2-3-5 改善報告書および検討結果
- 2-3-6 2019 年度 FD・SD 研修会「第 3 期認証評価における自己点検・評価 執筆セミナー」の案内
- 2-4-1 「杏林大学研究業績」
http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/research_center/introduction/performance/
「大学概要・基礎データ（教育情報の公開）」
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/information/>
「経営・財務情報」
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/financial/>
「自己点検・評価」
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/>
- 2-4-2 教職課程
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/aim/>
http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/data_teacher/
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/organization/>
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/quality/>

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

杏林大学の理念・目的は、第1章で示しているように、「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成すること」である。（資料1-2-3）

この理念・目的に則り、本学の学士課程は4学部15学科から構成されている。すなわち、医学部（医学科）、保健学部（臨床検査技術学科、健康福祉学科、看護学科、臨床工学科、救急救命学科、理学療法学科、作業療法学科、診療放射線技術学科、臨床心理学科）、総合政策学部（総合政策学科、企業経営学科）、外国語学部（英語学科、中国語学科、観光交流文化学科）である（根拠資料3-1-1）。

これらの学部は、大学の理念・目的を踏まえた「教育・研究上の目的」を設定し、それぞれの「教育・研究上の目的」に従って専門領域を教授・研究している。また、これらの学部・学科は、有機的に連携し、人あるいは社会が円滑かつ健全に発展・向上することに尽くす人材を育成している。

大学院課程は医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の3研究科を設置している。これらの研究科も、大学の理念目的を踏まえた「教育・研究上の目的」を設定し、それぞれの専門分野の高度な知識や技能、研究能力を習得することを目指している。

以上のように、各学部・研究科は、大学の理念・目的に適合した目的をもって構成され、人材育成を行なっている。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

大学の理念・目的を達成するための、教育研究環境の整備、学生の教育・就職・健康の支援、国際交流の推進、研究の推進の観点から、三鷹・井の頭キャンパスに共通する学務を担当するための7つの全学運営組織を設置している。すなわち、図書館、入学センター、キャリアサポートセンター、国際交流センター、学生支援センター、三鷹保健センター、井の頭

保健センター、研究推進センターである（根拠資料 3-1-2）。

＜教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮＞

社会的要請、国際環境の変化に対応し、大学の理念・目的に合致した人材育成を行えるように、教育組織の改変を行ってきた。

例えば、医学部では、国際基準に沿った医学部教育を保証するため、2018年に、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審した。この際に、医学部教務委員会を中心に、教育組織についての点検・評価が行われ、国際基準と合わせるべく、教育組織の改善が行われた。

また、現在、地方における医師不足が大きな社会問題となっている。この問題を解消するための対策の一つとして、厚生労働省と文部科学省が進める地域枠奨学生制度がある。医学部では、この地域枠奨学生の制度に参加し、東京都地域枠奨学生 10 名、茨城県地域枠奨学生 2 名（2019 年度で終了）を受け入れている。

複雑化し、ストレスの多い現代社会において、社会の中で心理的な課題を抱える人が増えてきている。このような状態を受けて、臨床心理士という心理療法を行う専門職が誕生した。このような社会情勢を受け、2018年、保健学部に臨床心理学科を設置した。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・研究科、センター、図書館等の各部局において、「自己点検・評価報告書」「事業計画」「事業報告」の作成を通じて教育研究組織の適切性を毎年検証している。同時に、学部長会議が責任主体となって、自己点検評価報告書、事業報告書および外部評価員の提言などをもとに、検証を行っている。

組織の変更等の必要がある場合は、運営審議会、大学評議会、大学院委員会、理事会において教育研究組織の適切性について全学的な検証を経て、その結果に基づく改善を実行している。

教育研究組織の変遷は、その適切性について定期的に検証・改善を行ってきたことの証左である

(2) 長所・特色

大学の理念・目的に合致して、学部・研究科の設置が行われている。

社会情勢、国際環境の変化、社会の要請に対応して、これまで教育研究組織の改変、学部学科、研究科の改廃が行われてきた。その結果、大学を取り巻く環境の変化・要請に合わせて、大学の理念・目的に合致した人材を育成するための組織ができている。

このように、教育研究組織の改変が行われてきたことは、組織の定期的な点検・評価が適切に行われてきたことを示している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 課題に対する改善状況

特になし。

(5) 全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するにふさわしい、学部・大学院の構成となっている。教育研究組織について、定期的に点検・評価され、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境などに鑑みた継続的な改変がなされている（根拠資料 3-1-3）。

根拠資料

3-1-1 杏林大学大学案内

3-1-2 別表 学校法人杏林学園組織図

3-1-3 学部長会議議事録 2017（平成 29）年 9 月 4 日

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

大学及び学部、研究科の理念・目的及び教育目標を踏まえて、学部・研究科ごとに教育目標を定め、授与する学位の単位である学科・専攻レベルで卒業要件・修了要件を明確にした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している（根拠資料4-1-1【ウェブ】）。その上で学部・研究科ごとに、「履修案内・授業内容（シラバス）」や大学ホームページ等を通して学内外に公表している。

例えば医学部医学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、以下のように定めている。

【医学部】

<卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

医学部医学科ではその理念に基づき、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定める。必要な単位取得等の卒業要件を満たし、これらの能力をすべて修得したと認められる学生に学士（医学）を授与する。

(1) 医師の社会的責任

医師の職責の重大性を理解し、高い倫理観と豊かな人間性に基づき、医師として責任のある行動がとれる。

(2) 医学知識と技能

基本的な医学知識及び技能を修得するとともに、医学・医療の進歩に目を向け、生涯にわたって自己の知識・技能を改善・発展させる意欲と素養を有する。

(3) 問題解決能力・リサーチマインド

医学・医療上の課題の特定と問題の解決に必要な能力と資源の活用法を身につけ、科学的な思考・分析に基づいた的確な判断を行うことができる。

(4) コミュニケーション能力

多様化・国際化の進む社会において、医療チームの一員として患者・家族との良好な信頼関係を構築するとともに、国内外の医学・医療関係者との交流を図るためのコミュニケーション能力ならびに外国語運用能力を有する。

(5) 医学・医療と地域・社会との関わり

公衆衛生の基本的な知識及び手法を修得し、健康・福祉の増進に関して、地域・社会の要請に応えることができる。

医学部での卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の策定においては、他の2つのポリシーとともに中央教育審議会大学部会による『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』に基づき、中期計画実行委員会を中心とするワーキンググループで基本設計を行った。基本設計案は2016年7月11日の学部長会議での審議により承認された（根拠資料4-1-2）。これらの基本設計案をもとに医学部の3つのポリシーが策定され、2016年11月14日に学部長会議で審議の上承認された（根拠資料4-1-3）。

学位授与方針は、全学生が所持する「履修案内・授業内容（シラバス）」に掲載され、周知されている。さらに、学生が講義を受けるすべての講堂に掲出している。医学部事務教務係と学生系の事務室にも掲出して、学生だけでなく、教職員にも周知を行なっている。

教員に対しては、「大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認に伴う関係資料」により周知を図るとともに、この方針の内容等について修正等の意見を求め、改正等の必要性などを教務委員会で検討する体制をとっている。

学生がこの学位の授与方針に合致した学修成果を上げるための目標となるように、「杏林大学医学部生の到達目標」を定め、「履修案内・授業内容（シラバス）」に掲載して、周知している。

また国際協力研究科においても、教育目標、学位授与方針をガイドブック・講義要項などへ掲載するとともに、杏林大学のホームページを通じて公表されている。

【国際協力研究科】

国際協力研究科博士前期課程では、教育目標を達成するために、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、修了の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められた学生に、修士（開発学/学術/国際医療協力/学術）の学位を授与する。

- (1) 高度な知識・理解・理論の展開能力
 - ・国際性を持って国際協力の実践に必要な論理を展開できる。
- (2) 課題の発見・分析・処理能力
 - ・国際社会で発生する様々な課題を自ら発見し、理論的・実証的・政策的に分析して問題を処理することができる。
- (3) 高度専門職業人としての能力
 - ・国際協力推進に先導的な高度専門職業人として必要な諸技能（他人を納得させることができるコミュニケーション能力や情報発信能力等）を駆使することができる。
- (4) 研究遂行能力
 - ・問題解決に向け高い倫理観を持って自立して研究課題を設定し、研究活動の実践によりその成果を生かすことができる。

国際協力研究科では2019年度に国際文化交流専攻と国際言語コミュニケーション専攻を統合する形で新しくグローバル・コミュニケーション専攻を設置した。この改組に伴い、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれについて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと共に、ディプロマ・ポリシーの適切かつ詳細な改訂がなされ、杏林大学ホームページを介して、構成員に周知し、広く社会にも公表されている。特に学生に対しては、ガイドブック・講義要項への掲載および学生 Web システムの UNIVERSAL PASSPORT で周知を行っている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、学位授与方針と同様、まず本学の教育理念をふまえた上で定めた。カリキュラム・ポリシーに従い、学位授与方針に定めた学修成果を獲得するための、教育課程編成・実施の方針を学部及び学科単位（授与する学位）ごとに策定している。カリキュラム・ポリシーの内容は、①教育内容、②教育方法、③成果の測定からなっており、卒業認定・学位授与の方針と同様に、履修案内（シラバス）、大学院要項や大学ホームページ等を通して学内外に公表している（根拠資料4-2-1【ウェブ】）。

例えば、外国語学部の教育課程の編成・実施方針は以下の通りである。

外国語学部 英語学科教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

外国語学部英語学科では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力などの修得のために、外国語科目、基盤教育科目、教養科目そして専門科目の4つの科目区分から成る授業科目を体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施する。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する科目ナンバリングを行い、カリキュラムマップを作成することで、カリキュラムの構造をわかりやすく明示する。単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定する（CAP制）。また、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、アカデミックアドバイザー制度を通して学生支援を行う。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

(1-1) 卓抜した外国語運用能力を修得するために

- ・ 外国語（英語・中国語）の実践的かつ高度な運用能力の基盤を築くため、学部独自の外国語習得プログラム（Practical English Program、Chinese for International Communication）を実施する。
- ・ 実践的な英語運用能力を高めるため、「実用英語 I～IV」「実用英語演習 I・II」を配置する。
- ・ 高度な英語運用能力を修得するため、外国語科目として「目的別英語演習 I～VII」、専門科目として「Communication Strategies」などを配置する。

(1-2) コミュニケーション能力を修得するために

- ・ 対人コミュニケーション力を涵養するため、「ホスピタリティ入門」「ホスピタリティ・コミュニケーション」などの実践的科目を配置する。
- ・ グローバル社会で通用するコミュニケーションの在り方を理解するため、「グローバルコミュニケーション論」などの科目を配置する。

(1-3) 問題解決能力を修得するために

- ・ 学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育として、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように「大学入門 I・II」などを配置する。
- ・ 専門科目として、自ら問題・課題を発見し、解決する能力を高めるため「ゼミナール I～III」「卒業論文・課題指導」を配置する。

(1-4) 自己表現力・情報発信力を修得するために

- ・ 日本語での自己表現力・情報発信力を高めるため、初年次教育として「日本語表現実習 I・II」を配置する。
- ・ 日本の伝統・歴史・文化を表現・発信することを目指し、「日本文化論」「日本と世界の近現代史」「日本文化演習 I・II」などを配置する。

(1-5) 異文化理解とグローバル人材力を修得するために

- ・ グローバル社会において必要とされる幅広い教養を身につけるため、「ことばと文化」「グローバル社会と地域」「人間と健康」「日本語教育」等の分野に分類して教養科目を配置する。
- ・ 多様な価値観の認識と正しい異文化理解を深めるため、「グローバル人材論」「異文化コミュニケーション」「アジアン・ホスピタリティ」「ダイバーシティ入門」などを配置する。

(1-6) 社会的責任遂行能力を修得するために

- ・ 地域社会の持続的な発展のために、他者と協調・協働しながら自分の能力を積極的に役立てる力の修得を目指し、「地域と大学」「フィールドスタディ I～V」などを配置する。
- ・ 将来を見据え自律的に行動し、学士課程修了後に社会的責任を遂行するために、「キ

キャリアデザインⅠ～Ⅵ」「キャリアデザイン演習」「インターンシップⅠ～Ⅲ」などのキャリア教育科目を配置する。

(1-7) 専門的な知識・技術・技能とその活用力を修得するために

- ・ 各学科、コースに求められる共通の基礎専門能力と、それらをさらに発展させた専門能力を修得するため、専門分野の体系に基づき以下のコースを設置し、必修科目と選択科目を区別し、学年・学期別の科目配置を行う。

<英語ビジネスコミュニケーションコース>

グローバルビジネスの場で求められる実践的英語力と、ビジネスに必要な基礎知識および能力を修得するために、「ビジネスイングリッシュ」「グローバルビジネス論Ⅰ・Ⅱ」などの科目を配置する。

<英語教育コース>

教育・指導に必要な高度の英語力と英語教育スキルを修得するために、「英語音声学」「英語教育論」などの科目を配置する。

- ・ 個別テーマに関する専門的な知識・技術・技能を獲得するとともに、それらを課題解決に活用する能力を修得するために、3・4年次に「ゼミナールⅠ～Ⅲ」を必修科目として配置する。

(2) 教育方法

(2-1) グローバル社会での適応能力を修得するために

- ・ グローバル社会での適応能力を涵養するため、海外留学・研修・実習プログラムを積極的に導入する。

(2-2) 高い問題解決能力と自己表現力・情報発信力を修得するために

- ・ 問題解決能力・自己表現力・情報発信力を修得できる能動的学修（アクティブラーニング）方法を取り入れた科目を積極的に導入する。

(2-3) 社会的責任遂行能力の修得のために

- ・ グローバル社会と地域の双方を舞台にした活動体験・現場体験を通して適応能力を涵養するため、フィールドワーク、インターンシップ、ボランティアなどのソーシャルラーニング(社会学修)を積極的に導入する。

(2-4) 卓抜した外国語運用能力を修得するために

- ・ 英語による専門的な知識・技術・技能の修得を図るために、CLIL（Content and Language Integrated Learning）手法を積極的に導入する。

(3) 成果の測定

(3-1) 各学期終了時に国際的な成績評価指標である GPA（Grade Point Average）で評価する。

(3-2) 外国語の運用能力を高めるため、学年ごとに目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストを実施する。

(3-3) 入学時基礎学力測定、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」およびルーブリックを用いて学士課程全体の成果を測定する。

また医学研究科においても、以下の教育課程の編成・実施方針を、各学生に毎年配布される「大学院要項」および大学院ホームページに明示している。

【医学研究科】

医学研究科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力などの修得のために、主科目、共通科目の2つの区分からなる授業科目を編成し、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を行う。主科目（専門科目）を体系的かつ順次的に編成し、講義、実験、実習を適切に組み合わせた授業を実施する。共通科目は体系的に編成し、専門以外の幅広い学識の獲得を可能にする。

学位授与方針と連関して、教育方法、評価を教育課程の編成実施方針（カリキュラム・ポリシー）として定め、各学生に毎年配布される「大学院要項」および大学院ホームページに明示している。

【医学研究科のカリキュラム・ポリシー】

(1) 教育内容

(1-1) 社会的責任を果たすために

- ・高い倫理観を身につけるため、基礎臨床共通講義 I では、「動物実験に関する基本的事項」「医学研究の倫理」などの初期教育を充実させる。
- ・研究倫理についての e-learning (APRIN) を取り入れる。
- ・一般教養の習得のために基礎臨床共通講義 I と II を実施し、専門分野に関わらず、「疫学研究の基礎」「がん治療の現状と将来」などの講義を行う。
- ・世界の先進的な研究者の研究内容を学ぶため、Henry Stewart Talks の視聴を基礎臨床共通講義 II として認める。

(1-2) 知識と専門技術を身につけるために

- ・専門科目の知識と技術の習得のために、講義・演習は初年度、実験・実習は1-2年次に終了するよう配置する。

(1-3) 専門分野の情報収集と分析法を習得するために

- ・基礎臨床共通講義 I で、「医学文献収集管理の技術」「実験データのデジタル画像 処理・解析」を実施する。
- ・基礎臨床共通講義 I では「統計解析セミナー」を行い、エクセル、SPSS を用いた演習を行う。

(1-4) 問題解決能力を獲得するために

- ・研究課題の設定、その課題追求のための研究計画の策定、計画に沿った適切な研究の遂

行、研究結果の分析を、主科目の課題研究を通じて、2～3年次に行うよう配置する。

(1-5) 情報発信力を身につけるために

- ・基礎臨床共通講義 I では、「論文作成の基本技術」「研究成果発表の技術」の講義を配置する。
- ・設定した研究課題の結果を論文にまとめるため、主科目の研究論文演習を配置する。

(2) 教育方法

(2-1) 知識を身につけるために

通常の講義の他に、e-learning を積極的に取り入れる。

(2-2) 専門技術を身につけるために

専門科目は、指導教員の個別指導もしくは少人数指導を行う。

(2-3) 専門分野の情報収集と分析法を習得するために

PC 室での演習など、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。

(2-4) 情報発信力を身につけるために

個別指導による双方向講義を取り入れる。

(2-5) ライフイベントによらない効率的な学習を可能にするために

育児・介護など通学が困難な学生には、基礎臨床共通講義の録画の DVD を貸し出し、自宅での視聴を認める。

(3) 成果の測定

以下の方法で、研究遂行能力や論文執筆力等が、博士の学位に相応しいレベルに達しているかを評価し、課程として目的に沿った成果があがっているかを測定する。

(3-1) 履修科目の総合判定は、各学年終了時に国際的成績評価である GPA (Grade Point Average) で評価する。

(3-2) 研究倫理が身についたことを測定するため、APRIN の試験を導入する。

(3-3) 中間報告会と学位論文審査において、卒業認定・学位授与の方針で示した能力が身についているかを測定する (根拠資料 1-2-2)。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

大学及び学部・研究科いずれにおいても、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連性については、それぞれ対応関係となるように示されており、教育内容と教育方法についても具体的な取り組み内容を明記している。

例えば保健学部においては、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは、以下のよう適切な関連性を示している。

【保健学部】

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

杏林大学保健学部では、開設以来、保健医療領域における社会ニーズに適応した学部編成を行ってきた。学部編成を行う中で、各学科の編成・教育実施方針と学位授与規程方針を適

切に関連付けており、毎年、その適切性については教務委員会で検証し、教授会にて承認している（根拠資料4-2-3）。

現在、保健学部は、臨床検査技術学科、看護学科(看護学専攻、看護養護教育学専攻)、臨床工学科、診療放射線技術学科、救急救命学科、健康福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床心理学科より構成され、保健医療分野をほぼ網羅する9学科2専攻を設置している。また、これらの学科は乳幼児から高齢者までを対象に、医療分野の検査、保健衛生の面から心身の健康づくり、機能回復訓練、生活支援と幅広い学問領域を網羅している。

また国際協力研究科でも、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは、適切な連関性が認められている。

【国際協力研究科】

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3ポリシーの策定や改正においては、その一貫性・体系性が重視されてきた。

各専攻のディプロマ・ポリシーに、修了時点でまでに獲得すべき能力が定められている。カリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーで定めた各能力を獲得するために履修すべき科目群が例示されており、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性が図られている。

このように、教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるよう工夫を凝らしている。

なお、成果の測定にあたっては、Grade Point Average (GPA)をはじめ、大学 IR コンソール「学生共通調査」、外部機関の全国模擬試験などを用いた客観的な手法による検証を重ねている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- (<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
- <修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に

組み合わせた教育への配慮等)

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性については、いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づき教育課程を編成し、そこで策定された実施の方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。

国家試験に関わる医学部及び保健学部においては、法令等に従った教育課程を編成しつつも、本学の建学の精神である「真・善・美の探求」を反映した一般教養科目、外国語科目、キャリア科目を配置している（根拠資料 4-3-1 医・保）。

総合政策学部及び外国語学部においても、専門科目に偏することなく、教育課程を体系的に編成している（根拠資料 4-3-1 総・外）。

大学院の各研究科では、教育課程の編成実施方針に基づき、専攻や専門分野を設けている。

さらに教育課程の編成・実施方針において学位授与方針との関連性が示され、ここでは科目区分や代表的な科目の位置付けが明示されている。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮についても、いずれの学部、研究科においても、順次性及び体系性を配慮して教育課程を編成している。そして、「カリキュラムマップ」や「科目ナンバリング」によって教育課程の体系性と順次性を学生に明示している（根拠資料 4-3-1）。

個々の授業科目の内容及び方法についても、いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針を反映した授業科目を設定したうえで、教務委員会やFD委員会が中心となりそれぞれの授業科目の内容を比較・吟味することで、授業内容の適切性と体系性を確保している。

そして、授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針を反映した授業科目を設定し、その趣旨をふまえて授業科目の必修・選択の割り振り、配当年次の指定等が行われている。

その上で、いずれの学部においても、学部教育への円滑な導入を図るための導入教育が行われている。具体的には、多様な入学者が自ら学習計画を立て、主体的な学びを実践できるように担任教員が親身に指導する科目を必修科目として用意したり、入学前教育を実施している。

また修士課程、博士課程においては、いずれの研究科においても、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。

例えば国家試験に関わる保健学部では、適切に教育課程を編成するために以下のような措置をとっている

【保健学部】

＜適切に教育課程を編成するための措置＞

保健学部では、各学科の学位授与方針に基づき教育課程の編成・実施方針を定め、学位課程にふさわしい授業科目を解説し、教育課程を体系的に編成している。

豊かな人間性を養うための一般教養科目は、人文・社会科学系、自然科学系、言語学系、体育学系で構成し、主に1～2年次に履修できるように科目配置している。また、高い倫理観を持った人材を育成することを目標に生命倫理学を設定している。さらに、各学科で言語学系については国際的視野を持ち活動できる人材の育成を目指し、英語教育に力を入れている。英語の文献を読みこなす学力も必要となるため「医学英語」を設置している。語学については、外部語学審査である TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定試験を受験した学生に対して、スコアに応じて外国語科目の単位認定を行っている（根拠資料 4-3-2）。また、杏林大学が交流協定を結んでいる大学の語学研修に参加した者には、相応の単位を認定し、教務委員会において個々の学生について随時審議を行い教授会の承認を受けて認定している。

日本赤十字社あるいは消防署の救命救助に関する講習会を受講済みの場合、救急救命学科を除き、救命救助法の実習の履修を免除している。単位認定は「救命救助法」の科目とし、教務委員会において個々の学生について随時審議を行い教授会の承認を受けて認定している（根拠資料 4-3-2）。

専門科目である国家試験に関わる科目については、法令に従い設定している。臨床検査技術学科は臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3項および昭和62年2月14日厚生労働省告示第21、22号に適するよう臨床検査技師国家試験の受験資格に関する科目を配置している。看護学科看護学専攻は保健師、助産師、看護師に関する保健師助産師看護師法第19条第1項、第20条第1項および第21条第1項に適するよう看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格に関する科目を配置している。看護学科看護養護教育学専攻は看護師に関する保健師助産師看護師法第19条第1項、第20条第1項および第21条第1項に適するよう看護師の国家試験受験資格に関する科目を配置している。救急救命学科は、救急救命士法第34条第3項に適するよう救急救命国家試験の受験資格に関する科目を配置している。健康福祉学科は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1項に適するよう、社会福祉士国家試験の受験資格に関する科目を配置している。臨床工学科は臨床工学技士法第14条第4項に適するよう臨床工学技士国家試験の受験資格に関する科目を配置している。理学療法学科および作業療法学科は理学療法士及び作業療法士法第11条第1項、第12条第1項に適するよう理学療法士国家試験および作業療法士国家試験の受験資格に関する科目を配置している。2019年度、理学療法士、及び作業療法士の養成施設指定規則の一部改正する省令の発令に伴い（文部科学省 厚生労働省令第4号）（根拠資料 4-3-3）、理学療法学科、および作業療法学科に関わる保健学部履修規程を改正し、それぞれの国家試験の受験資格に関する科目を改めた（根拠資料 4-3-4）。診療放射線技術学科は、診療放射線技師法第20条第1項に適するよう診療放射線技術学科の国家試験の受験資格に関する授業

科目など専門領域のカリキュラムを編成している。また、労働衛生領域および食品衛生領域についても監督省庁の指導によって専門分野を体系づけている。なお、2019年11月15日には、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格に係る東京都衛生関係職種養成施設指導調査が実施され、東京都福祉健康局健康安全課より「特に改善が必要と認める事項無し」との通知を受けた（根拠資料 4-3-5）。

各学科の取得可能な資格は以下の2つに分類できる。

- ① 所定の科目を履修することによって取得できる受験資格（臨床検査技師・細胞検査士・救急救命士・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床工学技士・理学療法士・作業療法士・診療放射線技師）
- ② 所定の科目を履修することによって取得できる資格および任用資格（養護教諭1種・保健科教諭1種・第1種衛生管理者・食品衛生管理者・食品衛生監視員）

また、それぞれを構成する科目を学年進行と共に理解の深まるよう体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施している。さらに、各学科において科目は必修と選択に区分した教育課程を編成している。学年進行に伴うカリキュラム体系の理解を深めるために、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する「科目ナンバリング」（基礎科目 100 番、専門基礎科目 200 番台、専門科目 300 番台）を行い、段階的科目理解度を高めるための模範的履修およびカリキュラム構造を示す「履修モデル」を明示するとともに、各系統（科目群）別に「学習目標」と「学年進行と履修科目との関係」とを示す「履修系統図」を明示している。なお、高等学校在学時に一部理系科目を履修していない学生に対しては、フォローアップのためのリメディカル教育を実施している。また、単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定している（CAP 制）。

さらには医学研究科では以下のように、教育課程の編成実施方針に基づき、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した教育を行っている。

【医学研究科】

専攻数が5、専門分野数が29、授業科目が148、その他専攻共通科目として、基礎臨床共通講義の2科目を開設している。

その内必修単位数は専門分野(主科目)から12単位以上、その他の分野(副科目)も合わせ24単位以上、および基礎臨床共通講義6単位の計30単位以上である。

1年次では講義演習において各専門分野で必要となる知識を講義により習得する。1～2年次では講義で得た知識に基づいて実験・実習を行う。2～3年次ではそれまでに得た知識・技能を応用して研究を実施する。3～4年次ではその成果を論文としてまとめることを主眼としたカリキュラムを体系的に編成している。履修モデルによって学生の順次的・体系的な履修への配慮をしている。

コースワークは計18単位であり、リサーチワークは計12単位である。これを授業時間数に換算すると、ほぼ同時間数であることから、コースワークとリサーチワークの balan

スに配慮したカリキュラムとなっている。

必修講義である基礎臨床共通講義については「広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行うのに必要な研究能力、及び将来学術研究の指導者たる資質養成の一助とする」ことを目的と定め、2種類の科目を設けている。各専門領域において必要とされる高度な専門知識を養うために、第一線の研究者による講義を「基礎臨床共通講義Ⅱ（医科学研究特論）」として配置している。また、研究実行に不可欠な技能を教授するために、「基礎臨床共通講義Ⅰ（医科学研究基礎講座）」を配置している。医科学研究基礎講座においては、例年特別講義として統計解析セミナーを行い、実際に統計ソフトを使用しながら講義を実施している。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

いずれの学部、研究科においても、社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施している。

医学部及び保健学部においては、それぞれが目指す国家資格に必要なカリキュラムが策定されるとともに、当該資格取得者の社会的使命をふまえた自立を図ることができるような科目を配置している。

総合政策学部及び外国語学部においても、社会的及び職業的自立を図るための科目等が1年次から配置されている。

各研究科においては、研究者や高度専門職業人としての能力を育成するための教育内容及び教育方法が策定されている。

例えば総合政策学部では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、以下のような教育を実施している。

【総合政策学部】

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、キャリア関連科目が1年次から3年次に至るまで必修科目となっており、就職活動に向けての順次的、段階的指導を行うことになっている。また、「インターンシップ」などのキャリア教育は、学生の就業意識を高め、大学での学修と就業を結びつける内容となっている。さらには、英語力を鍛え、ビジネススキルや専門分野を英語で学べるグローバル・キャリア・プログラム（GCP）を導入し、所属学生の多くが留学を経験し、成果を上げている。

また保健学研究科では、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、教育内容、教育方法、評価方法を定め実施している（根拠資料4-3-6）。

【保健学研究科】

保健、医療、看護、福祉領域の高度専門職業人としての知識と技術、臨床判断力やマネジメント力を修得するために少人数授業体制による双方向性の教育、課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を重視した能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入

している。更に課題解決能力の向上、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の修得のための研究指導や論文指導が行われている。

保健学研究科博士後期課程においては、必要な能力を育成するために、教育内容、教育方法、評価方法を定め実施している。専門分野における研究課題発見能力の向上のために学術論文の抄読、プレゼンテーション、クリティカルな討論を積極的に取り入れている。また能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた科目を積極的に導入している。更に、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の修得のための研究指導や論文指導が行われている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学部においては、単位の実質化を図るために、保健学部、総合政策学部では、各学期に履修することができる上限単位数を24単位、外国語学部においては22単位に設定している（根拠資料4-3-1）。また、前学期のGPAが一定数以下の場合の履修登録数の上限引き下げ、一定以上の場合の上限緩和も実施し、単位の実質化を図っている（根拠資料4-3-1）。

成績評価基準については本学学則で規定している。すなわち学則第27条3項に「試験の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とし、SABCを合格、

Dを不合格とする。合格した授業科目については所定の単位を与える」と規定し、同 27 条 5 項では「学生に対して、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」と規定している。

シラバスの内容については、「授業概要」「学位授与と科目との関連、および到達目標」「授業形態、計画・内容及び課題に対するフィードバックの方法」「授業外学習(予習・復習等)の具体的内容と必要な標準的な時間」「テキスト・参考書」「成績評価の方法・基準」「科目ナンバリング」等の項目からなるシラバス共通フォームを作成し、いずれも大学ホームページ及び冊子で公表している(根拠資料 4-3-1)。保健学部・総合政策学部・外国語学部でのシラバスの作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」をもとに作成のための研修会(FD)を実施し、授業担当者がシラバス登録システムに入力した後に、シラバス確認担当者(学部より委嘱された委員)が確認事項をチェックし、記載内容が不十分なものについては授業担当者に再入力を求める体制を整えている。このシラバス第三者チェック体制を導入したことにより、ほぼすべてのシラバスで記載事項が網羅されるようになり、学生の計画的で実質的な学修に資するシラバスとなっている(根拠資料 4-3-1)。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、各学部とも、学生の主体的参加を促すための授業内容・方法を積極的に導入している。

その上で、各学部ともに、授業内容及び授業形態に配慮した学生数となるよう配慮している。例えば、必修外国語科目で習熟度別の少人数編成で授業を行っている。その他の演習科目・講義科目については、教育効果と授業運営に配慮したクラスサイズとなるよう配慮している。しかし、一部の選択科目において、想定していた以上の履修希望者となり、可能な限りクラスの増設で対応しているが、やむを得ず履修制限等の対応を取らざるを得ない科目も残っているのが現状であり、改善が必要と考えている(資料 4-4-1)。

さらに各学部ともに、各学年、各学期開始時期にオリエンテーション期間を設定し、教務委員と教務課職員が中心となって適切な履修指導を行っている。特に新入生に対しては、他の学科教員も協力し、単位制という制度、必修科目・選択必修科目・選択科目の違い、シラバスの見方などを、「履修案内」「シラバス」「時間割表」を参照しながら説明し、時間割作成に際して適切な助言を与えている。また、学生には履修モデルを提示し、それぞれの履修登録を適切に行えるようサポートしている。

一方、大学院においては、各研究科ともに、学位課程ごとに、研究指導の内容と方法、さらに研究指導のスケジュールをあらかじめ学生に明示している。また、それに基づいて研究指導を実施している。

例えば総合政策学部では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、以下の様な様々な措置を講じている。

【総合政策学部】

単位制度の実質化を図るため、各セメスターの履修登録単位数の上限は 24 単位とし、学

生への履修指導や相談に応じている。(根拠資料 4-3-1)。

シラバスには、授業概要、学位授与方針の関連・到達目標、授業計画、授業外学習(予習・復習等)の具体的内容と必要な標準的な時間、成績評価の方法・基準等が記載されており、このうち授業概要、学位授与方針の関連、到達目標については、日本語・英語の2言語で記載されている。内容の適切性を確保するために、シラバス作成のためのFDを実施するとともに(根拠資料 4-4-2)、非常勤教員に対しては文書で詳細な記載例等を示すとともに、教務委員による第三者チェックやピア・オブザーブ制度によりシラバスの内容の適切性を確保している。シラバスは Web 上で公開し、(UNIVERSALPASSPORT 学生ポータルサイト)、特に新入生に対してはさらに紙媒体のものを配布しオリエンテーション等を通じてそれら情報を熟読するよう指導している。(根拠資料 4-4-3)。

他学部と共同して実施する一部の講義科目を除き、授業内容及び授業形態に配慮した学生数としている。このため、一部科目については履修登録の段階で人数制限を行っている(外国語科目、学際演習等)。プロジェクト型、フィールドワーク型の教育方法等による「学際演習」をはじめとして、学生の主体的参加を促すアクティブ・ラーニング形式・PBL型の授業形態が多数提供されている。

また保健学研究科でも、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために以下のような措置を講じている。

【保健学研究科】

保健学研究科の授業科目は、講義・演習・技術(実験)等、多様な授業形態を採用している。担当教員、講義概要、学習目標、授業計画、準備学習、評価方法を記載した全授業のシラバスを毎年作成し、保健学研究科大学院履修案内・授業内容(シラバス)に収めて学生と教員に提供している(根拠資料 4-3-6)。

講義概要は学習目標を学生が学習目標を理解しやすい表現で記載しており、授業計画には学生が授業のイメージをつかみやすいように、各回の授業スケジュールと内容の概略を記載している。準備学習には、学生の自主学習の具体的な内容の指示や、必要な分量も記載しており、評価方法には、レポート、口頭諮問、プレゼンテーションとその配分(パーセンテージ)も記載している。各授業科目のシラバスにこれらの内容が漏れなく記載されているか、大学院教務委員によって第三者チェックをしている(根拠資料 4-4-4)。

また、授業内容や方法は、毎年、担当教員により見直しや追加が行われ、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に応じた新たな知見を盛り込む努力が払われている。シラバスと授業の客観的な検証を可能にする1つの手段として、学期末授業評価アンケートに「授業は概ねシラバスに沿って行われたか」という項目を入れて、5段階評価で回答してもらうようにした。また、教員にも、授業の成績報告を求める書式の中で「授業は概ねシラバスに沿って行われたか」の質問項目を設定している。大学院教務委員会では、春・秋学期終了後に教員および学生の上記回答等も参考にして、シラバスの適切性やシラバスに基づいた授業が行われたか検証している。改善点があれば個々の教員に当該専門分野の委員から伝

えることになっている。

履修科目登録数の上限は設定していないが、履修科目登録の前には、指導教授が研究上の必要性や学生の関心領域、時間的制約も加味して、教育・研究上有益となる授業科目数を各セメスターに適正配分するよう指導し、履修計画届書に押印している。

学生の約半数が保健・医療系の社会人学生で少人数であるため、教員が一方向的に教授するのではなく、学生に実務経験での問題意識を述べてもらい、課題を与えて発表してもらうなどの双方向性の講義を行っている。特に看護学専攻では授業科目のほとんどで、双方向性の授業を取り入れている。また、保健学専攻と看護学専攻の共通科目「専門横断科目」は、多数の専門職教員がオムニバスで多角的に講義しつつ、学生も議論に参加することを重視する科目となっている。さらに研究倫理科目も共通科目として幅広く学生が受講できるようにしている。

最後に、教員の指導充実を促すために、指導教員が担当学生の研究教育指導計画書を作成し、学生と保健学研究科大学院委員会に共有することを義務付けている。これにより、研究指導および論文作成指導の予定と進捗状況を第3者が確認できるようになっている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：○学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、大学学則 25 条、大学院学則 24 条に規定されるように、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位の計算がなされている。単位の実質化を担保するために、1 単位 45 時間の学習時間が確実に維持できるよう配慮するとともに、学年暦の編成にあたっては、すべての授業において授業回数 15 回を確保し、休講等が生じた場合には補講によって填補することとしている。

その上で、既修得単位の適切な認定については、大学学則 27 条の 2 乃至 27 条の 4 及び

28 条において、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の教育機関等において取得した単位の認定を 60 単位を超えない範囲で認めている。単位の認定は、単位制度の趣旨をふまえ、予習・復習時間等を含めた学習時間の確保をもとに教務委員会において審議した後、教授会に諮っている。

成績評価については、大学学則 27 条、大学院学則 23 条に基づき、評価は 100 点満点で、S は 90 点以上、A は 80～89 点、B は 70～79 点、C は 60～69 点、D は 0～59 点である。S、A、B、C、を合格とし、D 及び出席不良である E を不合格として評価し、その旨を「履修案内・授業内容（シラバス）」に明記している。また、評価方法については各科目シラバスの「評価方法」欄で学生に明示しており、それに基づいて評価結果を上記の S～E の判定基準にあてはめている。また、学生の学業成績を総合的に判断する指標として、各学期終了時に国際的な評価指標である Grade Point Average(GPA)による評価法を取り入れている（根拠資料 4-3-1）。

その上で、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、たとえば医学部では、知識、技能及び態度に対して適切な評価を行うべく、評価方法等を表等で示しながら提示している（根拠資料 4-3-1 医）。また、総合政策学部では、成績の評価結果に疑問を抱いた学生が、各セメスター終了後に設けられた「問い合わせ受付期間」内に所定の用紙を提出することで、成績評価の根拠を確認することができることとしている。

各学部の卒業の要件は、学則 39 条に明示され、「履修案内・授業内容（シラバス）」で明示するとともに、学期や学年始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。各研究科の修了の要件は、前期課程については大学院学則 26 条、博士課程については 26 条の 2 に明示され、「履修案内」「シラバス」等で明示するとともに、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している（根拠資料 4-3-1）。

例えば外国語学部では成績評価及び単位認定を適切に行うために以下の措置を講じている。

【外国語学部】

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位の実質化を担保するために、1 単位 45 時間の学習時間が確実に維持できるよう配慮している。学年暦の編成にあたっては、すべての授業において授業回数 15 回を確保し、補講日を設けることで休講等による授業時間の不足を補填できるようにしている。授業担当者には補講の実施を徹底するよう求めており、休講等が生じた場合には教務課が補講日の設定を行い、ポータルサイトを通じて学生に速やかに連絡することになっている。また、シラバスの授業計画には毎回の授業について予習・復習の内容及び必要時間を記載しており、これに基づいて授業担当者が適宜課題等を課すなどの工夫を行うことで、授業外での学習時間を確保できるよう配慮している。以上のように授業時間を確保した上で、シラバスの

授業計画に従って授業を実施し、シラバスに明示した適切な方法によって評価と単位認定を行うことで、単位制度の趣旨に基づく単位認定が行われていると判断している。

・既修得単位の適切な認定

学則第 27 条において、本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の教育機関等において学修し、修得した単位を 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定めている。外国語学部においても学則に基づき、(1) 入学前の既修得単位の認定、(2) 他の大学等における授業科目に履修科目の認定、(3) その他(アドバンスト・プレースメント等による修得単位の認定)を行っている。なお、編入・転入学の場合は、60 単位を上限に既修得単位の認定を行っている。単位の認定は、教務委員会において審議した後、教授会に諮っている。

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

学則第 27 条に基づき、成績は総合判定を 100 点として、S(100~90 点)、A(89~80 点)、B(79~70 点)、C(69~60 点)、D(59~0 点)、E(出席不良等による判定不能)で評価しており、このことは「履修案内」に明記している(根拠資料 4-5-1)。また、評価方法については各科目シラバスの「評価方法」欄で学生に明示しており、それに基づいて評価結果を上記の S~E の判定基準にあてはめている。単位については、杏林大学学則第 25 条で単位の計算方法、第 26 条で単位の授与について定めている。また、学生には「履修案内」において単位制度の趣旨、計算方法などを周知している。学生が成績評価に疑問を持ち疑義を申し立てた場合は、資料を開示したうえで説明を行うことになっている。

・卒業・修了要件の明示

学士の称号を得るためには、外国語学部においては、4 年以上在学し 124 単位以上を修得しなければならない。卒業の要件、卒業所要単位等については、学則、「履修案内」に掲載すると同時に、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。

また医学研究科では成績評価及び単位認定を適切に行うために以下の措置を講じている。

【医学研究科】

成績評価は、5 段階評価としている。この評価の基準は、各科目の教育目標の達成度から、判定は S、A、B、C、D の 5 段階の評語で示される。総合判定を 100 点とした場合、S が 90 点以上、A が 80 点以上 90 点未満、B が 70 点以上 80 点未満、C が 60 点以上 70 点未満、D が 60 点未満を意味し、S、A、B、C を合格、D を不合格とする。また、科目毎の評価方法も、シラバスに記載されている(根拠資料 4-5-2)。

医学研究科の修了要件は「同課程に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない」と定められており、学生に配布する大学院要項に記載されている(根拠資料 4-2-2)。

学位論文については以下のとおり審査基準が定められている

- 1、研究課題の背景の明確性・課題設定の妥当性
- 2、研究の方法論の妥当性（実験方法およびデータ処理法含む）
- 3、結果の表現・表示（図表等）の適切性
- 4、結果に関する考察の適切性
- 5、先行研究との関連についての考察の適切性
- 6、全体を通じた論旨の展開の適切性
- 7、文書表現の妥当性
- 8、研究の独創性
- 9、倫理面での適切性

これらの審査基準についてそれぞれ以下のとおり 5 段階評価にて評価を行う

- 5：改善の必要なし、優れている
- 4：多少の改善の必要があるものの、平均以上の水準
- 3：改善の余地があるが、概ね妥当
- 2：大幅な改善が必要
- 1：博士論文として不適、根本的な改善が必要

合格の基準

全て、3以上となること（1と2が無いこと）

2. 学位授与を適切に行うための措置

いずれの学部・研究科においても、建学の精神及び学部・研究科の理念・目標等をふまえて学位授与の方針を定め、大学ホームページや履修案内等を通じて公表している。この学位授与方針のもと、大学学則 39 条に各学部の卒業要件を、大学院学則 26 条及び 26 条の 2 に前期課程及び博士課程の修了要件を定め、さらに学修規程・履修規程がその細目を定めている。これらの事項は、履修案内やシラバス等を通じ学生に周知している。

学位の授与に関しては、上記の要件を充たした者に対し、教務委員会、教授会・研究科委員会の議を経て、学長が卒業・修了を認定している。当該手続についても、学修規程・履修規程等に明示されている。（資料 4-3-1）

例えば外国語学部では学位授与を適切に行うために以下の措置が取られている。

【外国語学部】

- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

学位授与（卒業認定）については、学則、学位規程、及び外国語学部履修規程に則り、教務委員会で原案を作成し、教授会で審議を行い、学長が卒業を認定している（根拠資料 4-5-3）。

- ・適切な学位授与

上記のように、複数の会議体での審議を経ることで、適切な学位授与（卒業認定）となっていると考える。

また、研究科においても、大学院学則 27 条及び 27 条の 2 に基づき、学位論文審査基準が明定され、「履修案内」「シラバス」等で明示されている。

例えば、国際協力研究科では、以下のような手続きで、学位授与がなされている。

【国際協力研究科】

学生に対しあらかじめ研究指導計画と学位論文審査基準を明示したうえで、学年の進級に伴い、指導教授が学生から提出される研究計画書に基づき、個別の研究指導計画書を作成して学生に明示するとともに、研究科委員会に提出し、学生への指導方針と研究指導の進捗状況を明らかにするものとする。また、最終的な修了要件として、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格する事としており、修士論文によるもの、特定の課題（リサーチペーパー）によるものの審査基準を設けている。審査基準は、各専攻、専門分野における教育目的と研究内容に即したものとし、審査においてすべての項目を満たしている場合に合格、そうでない場合に不合格としている。具体的な審査項目は下記のとおりであり、各年度の新入生に配布される『ガイドブック・講義要項』および研究科 HP に明示されている（根拠資料 4-5-4）。

I 修士論文審査項目

- 1.研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- 2.問題を的確に把握し、その問題点に関する状況を把握し、検証結果を評価する能力を身につけているか。
- 3.設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- 4.論文の記述（本文、図、表、引用、文献表など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- 5.当該研究領域の理論的見地・または実証的見地からみて、独自の価値を有するものとなっているか。
- 6.外国語文献読解や外国における調査が必要とされるテーマについては、その文献読解や調査研究に必要な外国語能力が十分なレベルに達しているか。
- 7.総じて当該研究領域での修士としての十分な知識を習得しているものと判定できるか。

II リサーチペーパー審査項目

- 1.研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、リサーチペーパー作成にあたっての問題意識が明確であるか。

- 2.問題を的確に把握し、その問題点に関する状況を把握し、検証結果を評価する能力を身につけているか。
- 3.調査・研究により入手した資料・データに基づいて、関連情報を正確に把握できているか。
- 4.レポートの記述（本文、図、表、引用、文献表など）が十分かつ適切であるか。
- 5.特定課題の解明や解決への寄与が結論的に明示されており、当該リサーチペーパーが明確に社会に対して貢献できるものか。
- 6.総じて当該研究領域での修士としての十分な知識を習得しているものと判定できるか。

修士論文およびリサーチペーパーの審査は指導教員が主査となり、他に関連する専門分野の副査2名、計3名によって行われる。主査、副査は学位論文公開発表会での発表と質疑応答、個別の面接試験を経て、評価報告を書面で提出する。最終的な合否は研究科委員会が決定する。

上記のように明定された基準のもと、学位申請から授与までの手続等が策定されている。最終的には研究科委員会において審議・議決され、学長が承認することによって学位が授与される。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査は、研究科委員会によって選出された3人以上からなる審査委員で行われ、特に博士論文審査は外部委員を加えることにより、客観性及び厳格性を確保している。たとえば保健学研究科では、修士論文は通常3名の審査委員によって審査を行い、博士論文が1名の外部委員（関連分野の他大学・大学院、研究所の教授等）を含む4名の審査委員によって審査を行い、審査の透明性・客観性を高めるために、指導教員は審査委員から除かれている。

いずれの研究科においても、修士・博士の学位審査に際しては、客観性及び厳格性を確保するため、審査委員以外の教職員・大学院生等にも公開して行われる公開発表等が義務付けられている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<p>評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>≪ 学習成果の測定方法例 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント・テスト ・ ルーブリック を活用した測定 ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ 卒業生、就職先への意見聴取
--

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

いずれの学部・研究科においても、学修成果を測定するための指標を定め、教育課程編成・実施の方針に明示している。

また、いずれの学部・研究科においても、独立したアセスメントポリシーが策定されていないため、今後は、学修成果を把握及び評価するための方法の開発と併せて、同ポリシーの策定が課題といえよう。

例えば医学部では、医学部の特性に応じた学習成果を測定するための指標を、教育課程編成・実施の方針において、下記のように明示している（根拠資料 4-2-1【ウェブ】）。

【医学部】

(3) 成果の測定

(3-1) 知識に関連する学修成果の達成は、いずれの領域においても筆記試験（小試験、月例テスト、定期試験、総合試験）、共用試験 CBT、口頭試問のほか、レポート、ポートフォリオ、プレゼンテーションの観察記録などにより評価する。

(3-2) 技能に関連する学修成果の達成は、医学準備教育、行動科学、基礎医学、社会医学、外国語の各領域では筆記試験（小試験、月例テスト、定期試験、総合試験）、口頭試問のほか、レポート、ポートフォリオ、実習やプレゼンテーションの観察記録などにより評価する。臨床技能については臨床実習前（共用試験）OSCE、臨床実習後 OSCE のほか、臨床実習中の観察記録などにより評価する。

(3-3) 態度に関連する学修成果の達成は、医学準備教育、行動科学、基礎医学、社会医学、外国語の各領域においては講義や実習中の観察記録などにより評価する。臨床医学においては、臨床実習前（共用試験）OSCE、臨床実習後 OSCE のほか、臨床実習中の観察記録などにより評価する。

(3-4) いずれの評価についても、その詳細は「履修案内・授業内容（シラバス）」に記載する。

(3-5) 各学年終了時には、各科目について、国際的な成績評価指標である GPA（Grade Point Average）で評価する。

(3-6) 大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」を実施し、学士課程の成果を把握する。

また国際協力研究科では、以下のように定めている。

【国際協力研究科】

国際協力研究科の学修成果は、学位論文審査がそれにあたる。論文審査においては、国際協力研究科の学位授与方針に基づいた論文審査基準（根拠資料 4-6-1）を設け、学修成果の評価を行う。

また、論文以外の側面については、授業科目の成績、研究発表会での発表、研究指導計画書、修了時調査アンケート（根拠：国際協力研究科修了生アンケート結果）などのデータを活用して、教育目標の達成状況の評価を行っている。

2. 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

いずれの学部・研究科においても、各学期終了時に、国際的な成績評価指標である Grade Point Average(GPA)で評価を行い、活用している。ただし、GPA の分布や活用方法に関しては学部間等により異なり（総合政策学腕部ではFDでの活用、外国語学部では平均値の活用等）、今後、各学部の GPA の分布状況を近づけるとともに、統一的な活用方法の必要性や方法が検討されるべきであろう。

いずれの学部においても、入学時と卒業時の2回にわたって、教育課程が達成した成果に関する学生自己評価調査を行い、学修成果を把握及び評価に活用されている（根拠資料4-6-2）。

例えば外国語学部では、以下のように学修成果を把握及び評価するための方法の開発に努めている。

【外国語学部】

・アセスメント・テスト

アセスメント・テストとして、TOEIC-IP テスト（毎学期末）などの外部検定試験を採用している。その結果を学年、学科、入学形態等で比較し、教育内容・方法の改善や入試の選抜方法の改善に用いている（根拠資料4-6-3）。

・GPA（Grade Point Average）を活用した測定

卒業認定・学位授与の方針に定める能力等の修得を目的とする授業科目の GPA を、それぞれの能力ごとに測定し、成果を測定する（2020年度に妥当性を検証予定）。

・学習成果の測定を目的とした学生調査

大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」を実施し、その結果分析を学修成果の測定に用いている。また、卒業認定・学位授与の方針に掲げた修得すべき能力のうち、各授業で明示した能力がどのくらい修得できたかを、学生による授業評価アンケートで調査することを、2019（令和元）年度より導入した（根拠資料4-6-4）。

・卒業生、就職先への意見聴取

就職先への意見聴取については、毎年企業と教職員とのキャリア情報交換会を開催し、卒業生の入社後の状況や学部における教育内容への要望などを聞いて状況把握などを行っている。

また保健学研究科では、以下のように学修成果を把握及び評価するための方法の開発に努めている。

【保健学研究科】

年2回の研究経過報告会には指導教授も必ず出席し、学位取得に向けた指導をしている。また、他の教員の意見を聞くことで、学習効果を把握し評価している。（根拠資料4-6-5）。

多くの修了生は医療職や教育職として就職している。そのほか専修免許状を得て中・高

等学校の教員、専門看護師として病院に就職する等、課程修了時にほぼ全員の就職が決定している。このように、学修成果は就職の形で表れている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学修成果の測定結果の適切な活用については、いずれの学部・研究科においても、各種テストやアンケート等の適切な根拠（資料、情報）に基づき、教務委員会が主体となって、FD（FD委員会を主導とする）なども活用しながら、点検・評価を行っている。その上で、杏林大学自己点検・評価規程に基づき、自己点検評価が行われている。

例えば保健学部においては、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を以下のように行っている。

【保健学部】

保健学部では、各学科の代表からなる教務委員会を中心に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。委員会では、教育目標や学位授与方針について検討し、それらの内容をカリキュラム編成に反映させ、その適切性に関する検証作業を行っている（根拠資料4-7-1）。また、杏林大学自己点検・評価規程に基づき、学部内自己点検評価ワーキンググループが中心となって自己点検評価を行っている。さらに、学期毎に学生による授業評価アンケートを行っており、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検評価している。

また医学研究科では、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を以下のように行っている。

【医学研究科】

毎年、教育内容や教育環境について学生による評価を実施し、改善が必要な項目については大学院教務委員会において改善方策の検討を行っている。

基礎臨床共通講義の講義アンケートは、担当教員へフィードバックし、評価結果を元に大学院教務委員会において講義内容改善等について検討を行っている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

いずれの学部・研究科においても、教務委員会及びFD委員会が中心となって上記のような点検・評価をもとに、改善・向上に向け、その結果を次の自己点検・評価報告書で報告し

ている。これに基づき、外部評価委員会や学部長会議での議論を基に、学長から改善・向上の指示がある場合もある。例えば、いずれの学部・研究科についても卒業認定・学位授与の方針に掲げた修得すべき能力のうち、各授業で明示した能力がどのくらいの修得できたかを、学生による授業評価アンケートで調査することを、2019（令和元）年度より導入することになったこと等である。

学部としての施策の例を挙げると、総合政策学部では以下のような施策を行っている。

【総合政策学部】

教育課程の適切性の検証は教務委員会で行い、問題があれば学部運営委員会・教授会で再検討し改善につなげている。特に初年次教育の柱であるベーシック科目及びプレゼミナールに関しては、その実効性及び各クラスの平準化を図るために、担当者会議を開催し、検討を行っている（資料4-14）。

毎学期行う科目別の授業評価アンケートの結果は教員個人に伝達し、かつ Web サイトで公表するとともに、FD 委員会のイニシアティブのもと、「ピア・オブザーブ制度」を導入している（根拠資料 4-7-2）。同制度は、学生からの授業評価が著しく低い状況が複数セメスターにわたり継続した場合、担当教員とピア・オブザーバー（学部内の他の教員複数名）とが協力して授業方法を改善し、学部が提供する教育の質を組織的に向上させることを目的としたものである（毎学期、FD 委員会において該当者を確認しているが、これまでのところ該当者はない）。なお、授業評価アンケートの結果が良い教員についてはベスト・ティーチャーとして表彰されている（根拠資料 4-7-3）。

また、FD の一環として、「学際演習」において、教員同士が教育方法について互いに学び合い、刺激を与え合うために複数教員によるチーム・ティーチング制を導入し、そこで学んだ技術やノウハウを各人が担当する別の科目でも活用することを目指している。FD 委員会が責任主体となり、教育内容・方法等の改善のための検討を行っている。さらに上記の通り、初年次教育のためのプレゼミナールの教育効果を高めるために学期ごとにプレゼミ担当者会議を開催し前の学期の成果・課題を検討し、当該学期の実施に反映している。加えて、学際教育の基礎となる 1 年次のベーシック科目は、各科目間の平準化を図るべく、担当者会議で授業方針、成績評価等検討する会議を年度初めに開催している。

これらの会議等で取り上げられた事項に関しては、点検・評価項目⑥で指摘した学生の学修成果の測定をも併せて、学部全体の FD を随時開催し、学部全体で検討している。とりわけ 2019 年度においては、教職員が扱う個人データに関し留意すべき点、個人情報改正の方向性等も含め、情報の利活用についての留意すべき点等について情報法制を専門としている教員からの講演を行い、その後、学部専任教員で議論を行った（根拠資料 4-7-4）。

さらに、年度初めには、各教員が「課題・目標」シートに（根拠資料 4-7-5）当年度の教育・研究・校務等の課題・目標、および前年度の到達度の検証を記載し、学部長に提出する

こととしている。これをもとに、学部長との個別面談を行い、各項目に関する改善等を検討した。

また保健学研究科では、以下のように点検・評価結果に基づく改善・向上を行っている。

【保健学研究科】

大学院在生に対し行っている授業アンケートは、5段階で評価しており標準値より劣る場合は、科目担当教員に対し、授業内容・方法の改善を求め、教育の質を担保している（根拠資料8 研究科委員会資料）。また、年2回大学院生による研究の途中経過を報告する会を設けている。この報告会には指導教授も必ず出席し、他の教員の研究に関する意見を聞く機会になっている。この報告会は、ピアレビュー的側面も含んでおり、教員の研究指導力の向上に役立っているため継続し実施する。

教育内容・方法等に関する定期的な検証方法として、シラバスの第三者点検を行っている（根拠資料9 大学院教務委員会資料）。この点検を有効に機能させるために、検証作業は大学院教務委員会、事務職員で「保健学研究科における検証システム」として取り組みを継続し実施している。今後の取り組みとしては、大学院在生に対し、学習効果を把握、及び評価をより適切にするために、各科目に設定されている「学位授与方針の関連性 到達目標」（シラバスに記載済み）が、当該科目を履修することで大学院生自身が修得できたか否かを回答してもらう調査を具体的に提示し実施したいと考えている。

（2）長所・特色

教育課程・学修成果に関する長所・特色としては、まず医学部における医学教育センターと教育評価委員会が挙げられる。これにより、定期的かつ系統的に、カリキュラムモデルとカリキュラムの構造・構成や教育期間および必修・選択教育内容等の主な構成要素を評価する仕組みが整っている。

特に2018年に設置された教育評価委員会には医学教育専門家を含む学外有識者や学生代表が参画しており、客観的かつ多角的な分析が期待できる。また、医学部では、2018年度から医学部IR室が開設され、データのより詳しい解析が可能となった。医学部IR室により学修成果を総合的に収集し分析していく体制が整えられている。進級判定においても、過去の経時的なデータに遡って評価する体制が整い、データに基づいた合理的な判断ができています。これらのことは、近年の医師国家試験の本学卒業生の合格率の高さに現れていると考えられる。（第113回医師国家試験(2018年度) 97.6%、第114回医師国家試験(20182019年度) 96.9%。いずれも新卒者）

さらに医学部以外の各学部や各研究科も、全学的な組織として設置されたIR推進室による客観的かつ詳細なデータ分析を活用することが可能である。とりわけ毎学期末に行わ

れる学生による授業評価アンケートの結果および学生アンケートの結果については、2019年度よりIR推進室が学部ごとにデータをまとめ、1月の学部長会議において、各学部の学部長・教務部長に呈示され、各学部ともに今後の学部・研究科の教育の改善に活用している。

また、全学部合同で1年次に開講される「地域と大学」は、地域を取り巻く諸課題に対する問題解決能力や、学際的視座などを養う科目であるが、他学部の学生とグループを組み、文系・理系の垣根を越えて視野を広げながら導入教育を受けることができる。このように学生の学習化を活性化し、効果的に教育を行うための措置を図っている。

最後に大学院各研究科の特色としては、各研究科とも、専攻ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、およびアドミッション・ポリシーの3ポリシーがそれぞれの整合性に配慮する形で詳細に定められていることを指摘したい。そしてこのいわゆる3ポリシーは、ホームページや、「大学院要項」等の刊行物を通じて学生や教職員のみならず社会に周知・公表されている。

また国際協力研究科においては、全体的に少人数のクラスで編成されている授業が多いことから、発表・報告の機会が多く設けられ、そのための調査課題や、講義中に学生が作成するノート、発表報告時のレジュメ、掲示物等に関わる指導を含むアクティブ・ラーニングが中心に行われていることは、特色であるといつてよい。

(3) 問題点

医学部においては、総合試験以外の試験の客観性、厳格性を担保する制度が十分とは言えないことが問題点といえるであろう。また、特に文系学部である総合政策学部及び外国語学部における学修成果測定の充実が望まれる。明確なアセスメントポリシーを策定し、複数の客観的な学修成果の測定の方法の確立が課題である。その上でその分析と公表をし、それに基づいた教育課程の見直しをしていかななくてはならないと考える。

井の頭キャンパスでの合同科目(3学部又は2学部合同)を中心とした講義科目の1授業あたりの学生数に関する改善も重要な課題である。一般教養科目を中心に大教室での200名近くの授業が複数存在するのが実情であり、効果的な学習のための対処が求められる。

大学院国際協力研究科においては、いくつかの問題がある。

- ①海外や国内遠隔地での滞在型調査研究や企業等実習を行った場合の単位認定制度が、活用に至らないケースがみられた。
- ②大学院生を対象とした体系的なキャリア教育や支援が行われているとは言えない。在籍学生のキャリア支援に対するニーズに対応する仕組みが十分に整っていない。このことが社会人以外の日本人学生、とくに杏林大学の学部を卒業して本研究科に進む学生がなかなか増えない一因になりうる。学士から修士、博士の教育課程を持つ総合的な

教育機関としての特長を活かしきれていないと言える。今後、杏林の卒業生、あるいは前期課程修了生の進学をさらに促すためにも、キャリア教育や就職支援を充実させる必要がある。

- ③修士論文およびリサーチペーパーの審査にあたり、当該論文提出者の指導教授が主査とされていることから、審査の客観性と言う点で疑義が生じる恐れもある。今後審査員の構成を再検討し改善を図る余地がある。

(4) 課題に対する改善状況

【医学部】

低学年から診療や公衆衛生の現場に接する機会が得られるよう、2019年度のカリキュラムで早期体験学習の科目を取り入れた。

【総合政策学部】

GCP・データサイエンスプログラムの一環として、特定科目の受講に必要なGPAの下限を設定する代わりに、すでに取得した科目に再挑戦しGPAを上げる機会を設ける“単位の書き換え”制度の導入することで、さらなるGPAの活用を予定している。

【外国語学部】

履修制限となっている授業科目の解消に向けて、履修者が例年多くなる科目に関しては、複数クラスを開講するか、当該科目と同じ時間帯に他の科目を入れることで、学生の履修が分散するようにした。

また2019(令和元)年1月22日、中央教育審議会における大学分科会教学マネジメント特別委員会から発表された「教学マネジメント指針」を踏まえ、教務委員会とFD委員会が連携し、アセスメントプラン構築に向けて継続的に検討している。

上記(3)問題点にも指摘した井の頭キャンパスでの合同科目(3学部又は2学部合同)を中心とした講義科目の1授業あたりの学生数に関する改善は、昨年度から懸案となっていた。この問題については自己評価・点検に関する外部評価委員会でも、学識と経験を有する学外の委員から改善するよう提言を受けた。そこで2020年3月の学部長会議において、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするため、原則として1クラスの履修者数の上限を2020年度は移行措置として150名未満、2021年度以降は100名未満に設定したうえ、上限を超える履修希望者がいた場合にも履修を制限せず、同一授業の別クラスを設置するよう、学長から各学部長に指示があった。

【国際協力研究科】

まず、海外や国内遠隔地での滞在型調査研究や企業等実習を行った場合の単位認定制度については、単位認定科目(論文指導Ⅲ-1、-2)の意義と論文指導ⅠおよびⅡとの差異を担当教員間に周知確認した。

次いで、大学院生への就職支援については、本学キャリアサポートセンターの協力を得て、企業説明会への参加の呼びかけを行ったり、本研究科修了生の勤務先(日本語学校、

大学、企業など)とのつながりを大切にして、就職希望者の必要に応じるようこころがけている。

さらには、学位審査の方法に関しては2020年度以降に審査員構成の明文化などを検討している。

(5) まとめ

「真・善・美の探究」という建学の精神のもと、杏林大学・杏林大学大学院の理念・目的を定め、さらに各学部・研究科の理念・目的及び教育目標を定め、それに基づき各学部各学科・各研究科各専攻の学位授与の方針が策定されている。そして、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、学位授与の方針に関連した各学部各学科・各研究科各専攻の教育課程の編成・実施方針が定められ、各学部各学科・各研究科各専攻のカリキュラムが策定されている。

学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針は大学ホームページや履修案内・シラバス等を通じて公表され、また、その適切性については、教務委員会が定期的に検証を行い、最終的には教授会が承認している。学位授与の方針に掲げる能力の修得のために、初年次教育から卒業・修了認定、学位取得に向け、各学部各学科・各研究科各専攻において、学年進行と共に理解の深まるように授業科目が体系的かつ順次的に配置され、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業が実施されている。この体系性及び順次性を可視化するために、科目には科目ナンバリングを行い、履修ガイダンス等で学生へ周知し、学生が主体的、計画的に学習できるよう配慮している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行うとともに、単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定している（CAP制）。学士課程においては、学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育がなされ、各学部各学科において授業科目の設定と教育方法の整備がなされている。また、授業科目の設定にあたっては、建学の精神をふまえ、専門教育に偏することなく教養教育とのバランスのとれた設定がなされている。さらに、早い段階からの職業的自立を意識させるべく、初年次からキャリア関連科目が設定されている。修士・博士課程においては、いずれの研究科でも、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。シラバスには、授業概要、学位授与方針の関連・到達目標、授業計画、授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間、成績評価の方法・基準等が記載され、その内容が学生に周知され、その適正性を確保するため、シラバス作成のためのFD等が実施されるとともに、各学部・研究科独自の第三者チェック等が行われている。成績評価は、学則及び学修規程・履修規程に基づき、シラバスに明記した評価項目・基準で厳格に行なわれている。

成績評価の客観性、厳格性を担保するために、医学部等が実施する検証作業は他の学部が参考にすべきと思われ、また、GPA制度の実効性を確保するためには各評価基準の分布・割合等についての基準等の策定といった点もふまえ、検討すべき点も少なからず存す

る。修士・博士課程における学位授与に関しては、各研究科において、審査基準及び手続き等が明確かつ厳格に定められ、その審査においては独立した第三者等を加え客観視・厳格性が確保されている。学修成果の測定に関しては、いずれの学部・研究科においても、各学期終了時に、国際的な成績評価指標である GPA で評価し、また、各種学生調査等を通じて、学習成果を把握及び評価を行う。

医学部及び保健学部においては、各学科に結びつく国家試験の合格率が有力な学修成果の把握及び評価の方法であり、それを活用することで効果的な教育課程の編成や教育方法の改善が検討できる。

これに対し、総合政策学部及び外国語学部においては、上記のような国家試験等がなく、(3) 問題点で指摘したように、学修成果を把握及び評価するための方法が模索されている。定評のある外部テスト等も活用しながら把握がなされているが、明確なアセスメントポリシーを策定、複数の客観的な学修成果の測定の方法の確立が課題である。

いずれの学部・研究科においても、教育課程及びその内容、方法の適切性について、教務委員会やFD委員会を中心となり定期的に点検・評価を行い、その結果を次の自己点検・評価報告書で報告している。これに基づき、外部評価委員会や学部長会議で検証がなされている。

根拠資料

- 4-1-1 大学ウェブサイト 杏林大学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
- 4-1-2 学部長会議 議事録(2016(平成28)年7月11日)
- 4-1-3 学部長会議 議事録(2016(平成28)年11月14日)
- 4-2-1 大学ウェブサイト 杏林大学の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- 4-2-2 医学研究科 大学院要綱
- 4-2-3 杏林大学保健学部が求める教員像および教員組織の編成方針(案)
- 4-3-1 各学部、研究科の履修案内・授業内容(シラバス)
- 4-3-2 保健学部教授会 議事録(2020(令和2)年6月17日)
- 4-3-3 文部科学省令 第4号
- 4-3-4 保健学部教授会 議事録(2020(令和2)年1月15日)
- 4-3-5 東京都衛生関係職種養成施設指導調査の結果について
- 4-3-6 保健学研究科 シラバス
- 4-4-1 学部長会議 議事録(2020(令和2)年6月9日)
- 4-4-2 総合政策学部FD会議 議事録(2018(平成30)年11月21日)
- 4-4-3 総合政策学部 シラバス
- 4-4-4 総合政策学部 シラバス

- 4-5-1 外国語学部 履修案内
- 4-5-2 医学研究科 シラバス
- 4-5-3 外国語学部 履修規定
- 4-5-4 『ガイドブック・講義要項』
- 4-6-1 国際協力研究科 論文審査基準
- 4-6-2 学生自己調査評価シート
- 4-6-3 学部長会議議事録
- 4-6-4 授業評価アンケート
- 4-6-5 保健学研究科 報告会
- 4-7-1 保健学部 教務委員会議事録
- 4-7-2 総合政策学部 ピア・オブザーブ制度
- 4-7-3 総合政策学部 ベスト・ティーチャー

第 5 章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

学生の受け入れ方針に関しては、学部・学科・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、大学ウェブサイトや「学生募集要項」及び「入試 Information」などに掲載して受験生に広く公表している（根拠資料 5-1-1【ウェブ】、5-1-2～5-1-4）。また、入学希望者に対しては、「学生募集要項」に主要部分が掲載され、さらにウェブサイトにおいても公表されている（根拠資料 5-1-1【ウェブ】、5-1-2）。なお、この学生の受け入れ方針はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと密接に関連するように、整合性に十分な配慮を払って策定されている。

<学生の受け入れ方針の設定>

各学部・各研究科のアドミッション・ポリシーに、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を含めた規定を定めることにより、入学に際して求められる学力・資質・態度等が記載されている（根拠資料 5-1-1【ウェブ】）。

入学希望者に求める学力水準及び能力等の判定については、アドミッション・ポリシーの入学者選抜の基本方針に明示している。具体的には、入学者選抜試験において試験科目及びその出題範囲を「学生募集要項」に具体的に明示することによって、入学者選抜試験の出願資格として受験生の満たすべき要件を確認してもらう。出題資格を満たした入学希望者に対しては、入学者試験選抜ごとに求める学力水準及び能力等の判定方法を設定している（根拠資料 5-1-2～5-1-3）。

たとえば、医学部医学科の学生のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

【学生の受け入れ方針（医学部医学科）】

医学部医学科は、本学科の理念・目的を理解し、その達成に真摯に取り組む意欲ある人材を求めている。具体的には、次のような資質をもつ学生を求めている。

(1) 求める学生像、資質

- (1-1) 生涯を通じて医師として他人のため、社会のために奉仕する強い意欲をもつ人
- (1-2) 生命の尊厳を尊ぶ心をもつとともに、高い倫理観と豊かな人間性を備えた人

- (1-3) 協調性と高いコミュニケーション能力をもち、周囲の人と良好な関係を築ける人
- (1-4) 柔軟な思考力と知的探究心をもち、生涯を通じて医学の修得・研鑽に熱意をもって取り組める人

(2) 求める学習成果

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー) および「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力を備えた人を求める。

- (2-1) 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力を有している。(知識・理解・実技能力)
 - ・高等学校で履修する数学、理科、英語などについて、内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。
 - ・基本的な英語力および日本語運用力と表現力を身につけている。
- (2-2) 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて物事を多面的かつ論理的に考察することができる。(思考力・判断力)
- (2-3) 自分の考えを的確に表現し、伝えることができる。(表現力)
- (2-4) 教育、人間、自然、文化などにかかわる諸問題に深い関心を持ち、社会に積極的に貢献する意欲がある。(関心・意欲)
- (2-5) 積極的に他者とのかかわり、多様な人々との対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。(態度・主体性・多様性・協働性)

(3) 入学者選抜の基本方針

本学科の教育理念・目標に合致した学生を選抜するために、以下のとおり入学者選抜を実施する。

(3-1) 総合型選抜 (AO 入試)

志望理由書、推薦書、面接の内容、小論文、調査書および基礎学力の状況を総合して入学の適性を評価する。

(3-2) 一般選抜

一般入学選抜試験(数学、理科、英語)の成績、小論文、面接、調査書の内容を総合して評価する。

(3-3) 大学入学共通テスト利用選抜(前期)

大学入学共通テスト(数学、理科、英語)の成績、小論文、面接、調査書の内容を総合して評価する。

(3-4) 大学入学共通テスト利用選抜(後期)

大学入学共通テスト(数学、理科、英語)の成績、英語記述試験、小論文、面接、調査書の内容を総合して評価する。

(3-5) 外国人留学生選抜

一般入学選抜試験と同一の選抜方法、選抜基準により評価する。

なお、入学者選抜試験の方式が多面化しており、入学希望者に求める学力の 3 要素も変化することから、本学においてはアドミッション・ポリシーの見直しを随時行っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

各学部の受け入れ方針に基づく学生募集の情報提供及び広報活動に関しては、入学センター、大学広報・企画調査室、及び入試委員会が主体となり、受験広報誌や大学ウェブサイトへ受け入れ方針を掲載し、オープンキャンパスの進学イベント開催などで広報活動を実施している（根拠資料 5-1-2、5-1-3、5-2-1【ウェブ】）。また、年間を通じて関東近県の高校教員を大学キャンパスに呼び、学部と入学者選抜試験方法の説明、教員との面談、ならびに大学キャンパス内の見学等を実施している（根拠資料 5-2-1【ウェブ】）。さらに、外部委託業者による高等学校への訪問の際にも、学部の情報提供を進学担当教員に対して行っている（根拠資料 5-2-2）。入学者選抜試験では、アドミッション・ポリシーに基づき実践的問題解決能力の基礎を修め、社会の多様な問題解決に意欲を有する人材の確保を目的とした多様な入試形態を各学部で実施している。たとえば医学部では、すべての入試区分において物事を多面的かつ論理的に考察し、考えを的確に表現・伝える能力を評価するために小論文と医師になる適性を評価するために面接試験を実施している。加えて、一般入試・センター試験利用入試では、多日程または科目組み合わせ可能な入学者選抜試験も実施している（根拠資料 5-1-2、5-1-3）。

一方、各研究科の学生の受け入れ方針に基づく学生募集のための情報提供及び広報活動は、学内におけるガイダンス等で入学者選抜試験の説明会を開催すると共に、学外からの入学希望者に対しては、主に大学ウェブサイト上に求める学生像や入学者選抜試験に関する情報提供を行っている（根拠資料 5-2-3【ウェブ】、5-2-4）。具体的に医学研究科では、各専任教授宛に当該年度の学生募集要項を配布し、各教室に所属する若手の教員にも研究科への進学を呼びかけている。加えて保健学研究科では、保健学部のオープンキャンパスの際に大学院進学希望者に対する個別相談会も実施している。さらに、国際協力研究科では、本学

学部生に対して学内で入試説明会を開催し、また当該説明会では大学ウェブサイトでも学外からの入学者も募っている。本学研究科ではセメスター制を取り入れており、入学時期も受験時に春学期（4月入学）・秋学期（5月入学）のいずれかを選択出来るようにして、多様な学生の受け入れに努めている（根拠資料 5-2-4）。

<入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

各学部における入学者選抜試験のための整備体制については、学長を本部長、学部長を入試実施本部長とした組織を組むことにより適切に実施され、かつ責任体制も明確化している。また、入学者選抜試験の実施方針や実施方法についても、学長を中心とした大学が主導で行い、入学試験委員会及び運営審議会において審議・決定する体制を整えている。入学者選抜試験の合否判定は、入学試験審議委員会、並びに入試委員会において正規合格者案を作成し、教授会で了解を得た後に学長に報告し、最終的には大学ウェブサイト及び大学キャンパス内で合格者の公表を行っている（根拠資料 5-2-5、5-2-6）。なお、正規合格者が入学を辞退した場合は、正規合格者数から過去の入学率を勘案し、成績が十分だった受験生の中から補欠合格者を決定している。入学者選抜試験問題については、作問・採点とも担当者を非公表として機密性の高い環境下で実施している。さらに、各年度の入学者選抜試験終了後には入学センターが当該年度の入試結果の総括を行い、学生募集及び入学者選抜試験の適切性を検証することで、次年度に向けての改善についての検討も行っている。

一方、各研究科における入学者選抜試験のための整備体制については、学長・研究科長を中心とした大学院運営委員会で入学者選抜試験の実施方針や実施方法が決定される。入学者選抜試験の実施については、筆記試験と面接試験の評価をもとに入試試験審議委員会で審議後、機密性の高い環境下のもと研究科委員会で審議・合否判定を行い、透明性と公平性を確保している。入学者選抜試験問題の作成・採点に関しては、学部同様、担当者を非公表として機密性の高い環境下で実施している。その後、合否判定結果を速やかに学長に報告し、大学キャンパス内で合格者の発表を行っている（根拠資料 5-2-3、5-2-4）。

<公正な入学者選抜の実施>

各学部では、公正かつ適切な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験方式、募集人数及び出願資格等は「学生募集要項」や「入試 Information」、並びに大学ウェブサイト等に公表し受験生に広く告知しており、さらに「入試 Information」では志願者数、受験者数、合格最低点及び実倍率を公表し透明性を高めている（根拠資料 5-1-2、5-1-3）。ただし、医学部においては、一次試験の試験成績（得点と順位）のみを開示している。当然、試験判定に供される試験結果等の資料は、すべて受験者個人に関する情報は匿名化されている。したがって、男女の別及び現役浪人の情報は判定の場に供されることはなく、判定にも影響はない。また、入学希望者への合理的な配慮については、障害のある受験生に対しても公正に実施している。具体的には、受験生が受験上の配慮に関する申請を行うことにより、入学希望者本人及び保護者、あるいは高校教員等との打ち合わせを重ねながら、試験問題や試験時

間、試験室や座席、付添者の同伴、試験会場への乗用車での入構等について詳細に確認し、受験生の状態に応じて適切な試験が実施できるよう十分に配慮している（根拠資料 5-1-2、5-2-1【ウェブ】）。当然ながら、入学後における修学上の配慮についての情報も提供できるようにしている。

一方、各研究科においても、公正な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験の問題作成委員と採点委員は非公表としている。問題作成と採点の実施に関しては細心の注意を払い、機密性の高い環境下で行っている。面接試験には公平性の確保をしつつ、及び研究者になるための研究能力と倫理観を評価できるように実施している。入学を希望する受験生への合理的配慮に関しては、各研究科では Semester 制を採用しているため、入学者選抜試験は博士前期課程・博士後期課程ともに毎年 8 月と 2 月の 2 回実施している。従って、入学時期については、春学期（4 月入学）及び秋学期（9 月入学）のいずれかを大学院生の就学の環境に合わせて選択できるように配慮している（根拠資料 5-2-4）。社会人特別選抜試験で入学した学生には、夜間や土曜日開講にも対応している。学部同様、障害のある受験生に対しては、障害の特性に応じた受験上の配慮を最大限行うものとしている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と 在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

<学部・研究科における入学定員及び収容定員等について>

近年、各学部では志願者数・競争倍率が継続的に高い水準にあることから、入学者数・在籍学生数が入学定員・収容定員と大幅に乖離することがないように、入学試験審議委員会及び教授会において合否判定を厳密に行っている。また、毎年度の学生定員及び在籍学生数を、大学ウェブサイトで公表することにより社会に広く公表している（大学基礎データ表 2）。

全学部における、2019 年 5 月 1 日現在の入学定員に対する入学者数比率は 1.04 である。学部別では、医学部 1.00、保健学部 1.03、総合政策学部 1.09、外国語学部 1.04 である。また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は全学部で 1.09 となる。学部別では、医学部 1.00、保健学部 1.10、総合政策学部 1.12、外国語学部 1.09 で、適正に管理されている。一方、2019 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は全学部で 1.05 と

なる。学部別では、医学部 1.02、保健学部 1.05、総合政策学部 1.11、外国語学部 1.04 である。また、過去 5 年間の収容定員に対する在学者数比率の平均は全学部で 1.06 となる。学部別では、医学部 1.03、保健学部 1.11、総合政策学部 1.01、外国語学部 1.05 で、適正に管理されている。最後に、編入者についてはしばらく少ない状況が続いたが、2019 年度の編入学定員に対する編入学整数比率は、総合政策学部で 1.50、外国語学部で 0.50 と改善が認められた。本学では全ての学部において、成績不良者や健康問題による留年者に対しては、担任教員などによる面談によりこれ以上の留年とならないように支援して、収容定員に対する在籍学生数を超過しないようにしている。

一方、各研究科における 2019 年度の収容定員充足率は、医学研究科 0.49、保健学研究科 0.75、国際協力研究科 0.39 である。また、過去 5 年間の収容定員充足率の平均は、医学研究科 0.48、保健学研究科 0.63、国際協力研究科 0.49 である。入学定員充足率及び収容定員充足率の推移に関して、医学研究科ではかつて充足率の低迷が続いてきたことから、社会人入学生に対して特別措置を施すと同時に、初期研修 2 年目の研修医にも門戸を開き積極的に学生の受け入れを行っている。医学研究科同様、保健学研究科では看護学専攻の伸び率が鈍っている。また、国際協力研究においても入学定員充足率及び収容定員充足率の伸び悩みが最大の課題であり、今後、全研究科において受験者層である社会人や外国人留学生などの志願者確保のための改善が必要である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価>

学部における学生受け入れの適切性については、各年度の入学者選抜試験がすべて終了した時点で、入試審議委員会において当該年度の入学者選抜試験結果に基づく点検・評価を行って、入学者選抜試験方法の妥当性を検討し、さらに学力・能力の高い受験生を確保できるよう次年度の入試概要の作成を行っている。また、各入学者選抜試験で入学した在学生の成績追跡、大学院進学調査、退学率及び留年率の調査を行い公表もを行っている（大学基礎データ表 2）。さらに、入学者選抜試験ごとの志願者数、合格者数、入学手続き率等の入試結果データに加えて、オープンキャンパスへの参加者数、同アンケート結果などの調査結果を基に、入学センターが事務局となる入試調整委員会において、入学者選抜試験の方式、実行に関する点検・評価を調整したうえで、全学的な入学試験委員会で更なる検証を行い、募集人員の適性配分や試験科目の見直しなど次年度の入学試験の企画に反映させている（根拠資料 5-4-1）。たとえば医学部では、IR 室主体で入学者選抜試験と入学後の学生の成績を追跡調査することにより、入学者選抜試験方式の違いや学力試験の成績と入学後の学修成果との関連性についても検討を行っている。

一方、研究科における学生受け入れの適切性については、入学者選抜試験終了後（春学期・秋学期）に、研究科委員会にて入学者受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されていたかを定期的に審議・検証が行われている（根拠資料 5-4-2）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学部における点検・評価結果に基づく改善・向上については、入学直後に入学生に対してアンケートを実施し、これらの結果と前述した各種調査結果に基づき、次年度以降の入学者選抜試験方針及び方法の見直しを入学試験審議委員会において行い、最終的に教授会で検証・決定に至っている。また、入学者数が確定した後は、入学者選抜試験結果を学部長会議及び運営審議会で報告し、全学的に情報を共有している（根拠資料 5-4-3）。さらに、この入学者選抜試験結果を自己点検・評価報告書で報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み質の保証に繋げている。具体的には、2018 年度より医学部と保健学部では、求める学生像及び資質に合致した学生を選抜するために、AO 入試を導入した（根拠資料 5-4-1, 5-4-2）。また医学部では、2019 年度から後期試験を、センター試験利用入試とし、2 次試験に英語の筆記試験を導入した（根拠資料 5-1-2）。これは、学生の受け入れ方針の中に述べられている英語および日本語運用能力について、より高いレベルで判定を行うためである。

一方、研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上については、入学生・在学生にアンケート調査を行い、学生のニーズや満足度を定期的にモニタリングして学生の受け入れに関して縦断的に検証を行っている（根拠資料 5-4-5）。この結果は、研究科委員会で公表し学生受け入れの改善に一助を担っている。また、入学者の定員や学力の適正度については、研究科委員会において募集要項の提示という形式で審議され定期的に検証されている。さらに、医学研究科では充足率向上を目指し、カリキュラムや専攻制の見直しなどを継続的に実施している。

（2）長所・特色

本学では全学的に志願者数を高い水準で確保しつつ、適正な定員管理を実施している（大学基礎データ表 2）。志願者数を高い水準に保つことが出来ている一因として、入学希望者に受験しやすい環境を提供するために、入学者選抜試験においては可能な限り受験情報を開示している。具体的には、「入試 Information」では学部学科別に志願者数、受験者数、正規合格者数、倍率及び合格最低点を公表している（根拠資料 5-1-3）。また、医学部では、IR 室主体で入学者選抜試験の適切性などについての分析が継続的に行われており、加えて全教職員に対して学生の受け入れを始め、アドミッション・ポリシーなどの適切性についての意見を求める体制が整えられている。さらに、医学部を除く 3 学部で実施されている一般入試では、複数回の受験を可能とするための受験料割引制度を設けるなど、受験生への経済的な負担軽減にも考慮している（根拠資料 5-1-2, 5-1-3）。加えて、全ての入学者選抜試験において、Web 出願化することによって受験生の利便性の向上にも努めている（根拠資料

5-2-1)。

一方、研究科では Semester 制を導入しているので、受験時に春学期（4月）または秋学期（9月）での入学を選択することが可能である（根拠資料 5-1-2）。これは、社会人の入学希望者にとっては職場への負担が減るばかりでなく、入学金・授業料を賞与で充当できるメリットがあり、経済的な側面での計画が立てやすいと非常に好評である。また、社会人特別選抜者に関しては、夜間・土曜日に講義を開講するなどの配慮がなされている。その効果もあって、保健学研究科の入学者の内訳を見ると、社会人特別選抜者の比率が一般選抜者と比較して高くなっている（大学基礎データ表 2）。この点は、保健学研究科がここ数年取り組んでいる社会人特別選抜者に対する学修利便性の向上が一定の効果を上げているものと考えられる。一般選抜者に関しては、ティーチング・アシスタント制度を活用して、教員としてのスキルアップや経済支援に配慮している。医学研究科では臨床医に進む学生が多いことに鑑み、医学・医療の各領域に関する高度な専門知識・技能、基本的な研究能力の修得に熱意をもって取り組む学生を受け入れている。また、国際協力研究科では、入学者選抜試験にあたって専門科目に関する知識を問うことで、従来の枠にとらわれない学生の受入れを行う選抜方法を採用しており、学士課程とは異なる専門領域を学ぶ意欲の学生にも門戸を開いている。さらに、この選抜方式は、他分野・多研究科からの入学者に対しても受け入れ可能となる特色ある制度である。

（3）問題点

学部における問題点としては、医学部では在籍学生数と収容定員の比率が適正と言えない値に近づいている（大学基礎データ表 2）。これは成績不良による留年生の増加によるもので、今後、当該学生へのサポートが必要である。

また、外国語学部の編入学定員に対する編入学生数比率が昨年度と比較し多少は改善されたが、それでもまだその比率が低いことは問題点である（大学基礎データ表 2）。今後、この状況を改善するために、進路相談会、高校訪問及び大学ウェブサイト等において受験生への入学者選抜試験に関する情報等の周知を今まで以上に行う予定である。また、求める学生像及び資質を持つ学生を的確に選別するにあたり、現状の入学者選別試験及びその評価方法が適切であるかどうか、入学試験委員会、入試審議委員会及び教授会で今後も引き続き検証・検討を重ねていく必要がある。

一方、研究科における問題点としては、医学研究科では臨床医としての修練を優先するため、学位取得を目指す者が少なく充足率が低いことである（大学基礎データ表 2）。また、保健学研究科の保健学専攻のリハビリテーション科学分野・診療放射線学分野・臨床工学分野では大学院生が多い反面、保健学分野・救急救命分野・看護学分野では大学院生が少ないため、今後、学部在籍生などへの学生生活に関わる実態調査を行い低迷している原因を解析する予定である。さらに大学院進学率を向上させるために、学部 3・4 年生に対しては学位取得後のメリットを説明すると同時に、社会人特別選抜者に対しては就業と勉学の両立を

図れるように Skype を使用した遠隔授業の運用を行うなど努力していく。他方、国際協力研究科では、本学の学部生や国内からの進学者が少ないことが課題である。国際協力研究科の方針からも、決して留学生の入学を排除するものではないが、本学の学部生からの大学院進学を促すなど、日本国内からの入学生確保を進める。

(4) 課題に対する改善状況

保健学部では 2018 年度の志願者総数が、2017 年度比較して 856 名減少したが、今年度の志願者数は昨年度より 172 名増加した。また、2018 年度設置された臨床心理学科においては、定員未充足の状態であったが、今年度は定員を充足する入学者を確保出来た（大学基礎データ表 2）。この現状に甘えず、今後もより一層、受験生に対して入学者選抜試験に関する情報等の周知を強化し志願者数の増加に努めたい。一方、総合政策学部では、2019 年度入試については入学者のうち女子が占める割合が飛躍的に向上した。この傾向は、来年度入試においても大要維持されることを期待している。さらに、総合政策学部と外国語学部で低下が続いていた編入学定員に対する編入学整数比率も、2019 年度には飛躍的に上昇し、編入学者確保のための策が功を奏したと考えられる（大学基礎データ表 2）。

(5) 全体のまとめ

本学では、全ての学部・研究科において入学者の受け入れ方針としてアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項及び大学ウェブサイト等で広く公表している（根拠資料 5-1-1【ウェブ】～5-1-3）。また、アドミッション・ポリシーに基づき、各入学者選抜試験における評価方法等も広く公表している（根拠資料 5-1-2、5-1-3）。さらに、多様な入学者選抜試験方法を設定することで、アドミッション・ポリシーに従って学部・学科の専門性に適合した入学者を確保し、しかも特定の学力・資質に偏ることもなく、多様な観点から選抜が行えるよう適切な入学者選抜試験制度を設けている（根拠資料 5-1-2、5-1-3）。一方、障害等のある受験生に対しては、一般の受験生と公平に受験できるような環境を整えられるように配慮している（根拠資料 5-2-1【ウェブ】）。入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理に関しては、総合政策学部の編入学定員に対する定員充足率が改善された一方、外国語学部の編入学定員に対する定員充足率も若干は改善されたが、今後も引き続き改善努力が必要である（大学基礎データ表 2）。また、入学者選抜試験制度に関する自己点検・評価については、入試審議委員会において当該年度の入試結果に基づく点検・評価を行い、入試制度全般の改善について検討したうえで、次年度の入試方針・概要を作成している。また同時に、自己点検・評価報告書でこれらを報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み質の保証に繋げている。

一方、医学研究科では臨床医としての特徴を生かせるような大学院教育を実施しているが、未だ充足率は低いので専攻統合、募集人員削減など具体的な対策を立案し実施する予定である。一方、保健学研究科における入学者選抜試験の制度や運営組織に関しても問題はな

く、公正を厳守している。ただし、定員・充足率に関しては、保健学専攻の社会人特別選抜の比率が高い点に変化はないが、2019年度の定員に対する在籍学生の充足率は73.9%で、徐々にではあるが充足率は年々上昇している（大学基礎データ表2）。特に看護学専攻は低迷しているが、2年後には公認心理師の受験資格を得るため博士前期課程（臨床心理学専攻）を創設する予定であり、充足率の改善が期待される。学生の受け入れの適切性に関しては、大学院教務委員会及び研究科委員会において学生の受け入れ状況を報告し点検・評価を行っている。今後も継続的に大学院教務委員会と教務課が連携して、学生側からのモニタリングとして、入学時、各セメスター終了時、卒業時にアンケート調査を行い、問題点に対する改善点を大学院教務委員会で検討する。その後、研究科委員会で審議して、改善を図っている。他方、国際協力研究科では、本研究科で取り組んでいる方向性を継続していくことが肝要であるが、入学者と収容定員の確保が今後の大きな検討課題である。今後は、研究や教育の内容と質を今以上に確保しつつ、かかる課題の改善を進めていく必要があると思料する。

以上のことから、本学の受け入れに関しては本学の理念・目的の実現に向けて概ね達成しているものと評価できる。

根拠資料

- 5-1-1 「大学ホームページ」杏林大学・大学院の3つのポリシー
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/policy/>
- 5-1-2 2020年度 学生募集要項
- 5-1-3 入試 Information 2020
- 5-1-4 杏林大学案内 2020
- 5-2-1 「大学ホームページ」入試概要
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/exam/>
- 5-2-2 2019年度 高校訪問報告書
- 5-2-3 「大学ホームページ」大学院（医学研究科・保健学研究科・国際協力研究科）
医学研究科：<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/medicine/>
保健学研究科：<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/health/>
国際協力研究科：<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/international/>
- 5-2-4 2020年度 各研究科募集要項
- 5-2-5 2019年度 入学試験委員会議事録
- 5-2-6 2019年度 各学部教授会議事録
- 5-4-1 2019年度 入試調整委員会議事録
- 5-4-2 2019年度 各研究科委員会議事録
- 5-4-3 2019年度 学部長会議議事録
- 5-4-4 2019年度 学生募集要項
- 5-4-5 2019年度 春学期授業評価アンケート

第 6 章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育 研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

【大学全体】

<評価の視点 1：大学として求める教員像の設定>

杏林大学では、建学の精神に基づいて教育・研究を行うことを旨としており、杏林大学学則の第 1 章第一条に明示している（根拠資料 6-1-1）。また、大学ホームページ上にも「理事長・学長メッセージ」「建学・教育理念・沿革」として社会にも発信している。

大学として求める教員像については、大学規定「杏林大学教育職員資格審査基準」に各職位の資格、教員の選考に必要な基準等を定めている。一方、大学院として求める教員像は「杏林大学大学院教育職員資格審査基準」に定めている（根拠資料 6-1-2、6-1-3）。

各学部においては、それぞれに求める教員像を明確に設定し、教員に求める能力・資質を明示している。例えば医学部における求める教員像は、本学の教員として、教育者として、研究者として、及び社会的責務の 4 つの観点から、教員に求める能力・資質を明示している。保健学部においても、保健学部の理念・目的を踏まえ各学科の専門性に適した「求める教員像」を示している。総合政策学部、外国語学部でも、法令に定める教員の資格要件等、杏林大学教育職員資格審査基準を踏まえ「求める教員像」を定めている。

【保健学部】

例えば保健学部の「求める教員像」（根拠資料 6-1-4）の詳細を挙げると、以下の通りである。

(1) 大学教員としての基本

・高等教育機関の教員としての品格と矜持を持ち、本学の建学の精神『真・善・美の探究』を尊び、謙虚かつ真摯に教育・研究に取り組む教員

(2) 専門職の育成

・職位に応じた保健・医療・看護・福祉分野の実務経験、教育実績および研究業績を有する教員

・確かな知識・技術のみならず豊かな感性と人間性をもった人材を保健・医療・看護・福祉分野に送り出すことに情熱を傾注できる教員

(3) 地域社会への貢献

- ・地域社会における大学の役割を理解し、教育・研究を通じて地域貢献を積極的に行う教員
- (4) 保健学部の管理運営・組織活動への参画
- ・社会や大学をめぐる環境の変化にも関心を寄せ、保健学部の管理運営や組織活動に協調性をもって参画し、学部の教育の質向上に積極的に貢献する教員

【医学研究科】

医学研究科が求める教員は、大学院設置基準によって定められた教員の資格を有し、大学・研究科の理念・目的、教育目標を十分理解した上で、医学研究科における教育研究上の目的を達成するために相応しい能力を有すると認められ、かつ、以下の能力・資質を有する者と明示されている。

- ・杏林大学大学院の教員として、その建学の理念「真善美の探究」の達成のためにたゆまぬ研鑽をおしまない人
- ・医学・生命科学の各専門分野において高度な学識と技能を有するとともに、高い倫理観と使命感をもつ人
- ・国際的な研究活動実績や学際的な研究志向を有し、広い視野で研究指導ができる人
- ・教育研究成果の普及または医療を通して、公共の福祉と文化の発展に寄与する人
- ・医学研究科の教育の質の向上及び研究活動の推進に積極的に貢献する人

また、保健学研究科の求める教員像、および国際協力研究科のそれは、それぞれの研究科の理念・目的を踏まえて、「求める教員像」を明らかにしている。

<評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

杏林大学における教員組織の編成に関しては、各学部・各研究科において大学設置基準に定める教授等の数を満たす教員組織を編成し、かつ、教育研究に係る責任所在を明らかにされている。

医学部では、「教員組織の編成方針」を定め、理念・目的、教育目標の達成するために必要十分な教員数を配置し、教育・研究水準の維持がなされている。教育研究にかかる責任の所在、教育・研究のために様々な常任委員会を設置し、学部内の組織的連携を確保されている。

【保健学部】

保健学部では、「教員組織の編成方針」（根拠資料 6-1-4）を次のように定め、学部の教員組織の編制に関する方針、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在を適切に明示している。

（教員組織の編成方針）

杏林大学保健学部は、教育研究するのに必要な組織を備えた学科および収容定員を学則に

よって定め、大学設置基準が学部の種類および規模に応じ定める教授等の数を満たす教員組織を編制する。その際、杏林大学学則に従い、学部長、教務部長および学生部長を置き、学部長は学部全体の校務を掌理し、所属教職員を指揮監督して、教育および研究の責任を負う。教員組織は、教授、准教授、講師、助教、助手の専任教員、および客員教員、特任教員から構成し、以下の方針に従って編制する。

- (1) 保健学部の理念・目的、各学科の教育目標を達成するため、学科の規模並びに授与する学位の種類および分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
- (2) 教育研究の実施に当たり、各学科、各常置委員会の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように編制するものとする。
- (3) 教育研究水準の維持向上および教育・研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層・性別に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

また、総合政策学部、および外国語学部においても教員構成を明確にし、組織的連携体制、教育研究における責任の所在を明確にしている。

【医学研究科】

医学研究科においても、「求める教員像」をもとに「教員組織の編成方針」を以下のように定めている。

医学研究科は、専門分野を教育研究するに必要な組織および収容定員を学則によって定め、各専門分野の規模に応じて大学院設置基準で定める研究指導教員数を満たすべき教員組織を編成する。

- 1.学則に従い、研究科長、教務担当を置く。研究科長は研究科全体の校務を掌理し、担当教員を指揮監督して、教育研究の責任を負う。
- 2.教員組織は、大学院設置基準第9条第1項2の要件を満たす教授、准教授等をもって構成する。
- 3.医学研究科の理念・目的、教育目標を達成するため、適切な部門の設定を行うとともに必要十分な教員数をそれぞれに配置する。
- 4.教育研究の実施にあたっては、各種委員会を置き、その適切な役割の下で、研究科内の組織的な連携を確保するとともに、研究科機能の強化を図る体制とする。
- 5.教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層や性別等に著しく偏ることのないように配慮するものとする。(根拠資料 6-1-5)

医学研究科の教員組織は、研究科長のもと、医学研究科に所属する教授をもって組織されている。大学院教育・研究、学位の授与などに関する諸課題は、研究科長の下に組織される、医学研究科運営委員会、大学院教務委員会で検討、原案が作成され、医学研究科委員会で検討、決定される。また、大学院に設置されている共同研究施設の諸課題は、大学院共同研究

施設運営委員会および各施設運営委員会で議論、調整される体制になっている。
教育・研究に係る責任は、大学院学則により、医学研究科に関する事項を掌理している研究科長が負っている。

また、保健学研究科では「教員組織の編成方針」を定め、教員組織の編成方針、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在を適切に明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置 【学専】）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

【大学全体】

<評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学全体及び各学部・研究科ごとの専任教員数は、大学設置基準において定められた必要専任教員数・教授数を満たし教育活動を展開するため、適切に教員組織が編成されている。

医学部の専任教員数は407名、非常勤講師15名である。これらの教員の配置は、各教育・研究領域における専門性などの必要度を考慮し、学部長が調整を行い、医学部教授会による審議を経て、適正な状態に調整されている。非専任教員の任命は、専任教員ではカバーすることのできない専門性などを考慮した上で、その必要性を詳細に吟味し、教授会の審議を経て決定されている。保健学部の専任教員数は211名であるが、救急救命学科においては、2018年度末に教授が退職したことから、1名の欠員となり、募集をかけ定員充足が進められた。総合政策学部の専任教員数は、総合政策学科24名、企業経営学科10名である。外

国語学部においては、「教員組織の編成方針」に基づいて教員を編制しており、2019（令和元）年度5月1日現在、英語学科16（うち教授9）名、中国語学科9（うち教授5）名、観光交流文化学科12（うち教授5）名となっており、全ての学科において大学設置基準上の専任教員数を充足している（資料6-2-1）。

【医学研究科】

医学研究科の担当教員は318名（うち教授76名）であり、設置基準上の要件を十分満たしている。男女比は、男性教員249名、女性教員69名（在籍率27.7%）で、女性教員の数が少ないが、昨年度（20.7%）と比較すると女性教員の在籍率は向上している。教員一人あたりの学生数は、在籍学生ベースで0.22人、収容定員ベースで0.43人である。（基礎データ 表1（2020年度））

なお、医学研究科の教員は、すべて、医学部所属の専任教員の兼任となっている。大学院生の研究の指導および授業は原則として教授・准教授が担当することとしており、全ての在籍学生に対して指導教授が1名以上配置されている。必要に応じて、教授の推薦を受けた教員が研究指導補助教員として研究指導の補助・講義等を担当している。外国籍の教員は1名であるが、指導教員である教授・准教授は、日常的に国際学会への参加や英語論文の執筆など、国外での活動を行っているため、学生が国外での活動を希望した際の指導に支障が出ることはない。

また、保健学研究科の担当教員は167名であり、設置基準上の要件を十分満たしている。

<評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置>

杏林大学では適切な教員組織を編成するために、各学科・各研究科において、その専門性に合わせた教員組織の編制措置が取られている。

医学部では教員組織の編成方針に沿って、特定の年齢層や性別に偏らないバランスのとれた配置に配慮している。年齢構成は、30歳未満4名、30～39歳113名、40～49歳164名、50～59歳97名、60歳以上29名である。助教以上の専任教員の男女比は318：89で、女性が21.9%を占めている。また、外国籍の専任教員は2名である。医師免許を有している専任教員は350名で、これらの教員のうち60.6%は博士の学位を有し、十分な研究能力を兼ね備えている。教育上主要と認められる臨床系科目を担当する教員は87名であり、全ての教員が医師免許を持つ実務家教員である。保健学部専任教員の職位内訳は、教授61名、准教授40名、講師50名、助教60名の計211名（特任教員を含む）である。教員の職位別年齢構成は、教授が43～67歳で平均57.2歳、准教授は39～63歳で平均50.1歳、講師は38～60歳で平均47.3歳、助教は24～56歳で平均36.9歳であり、バランスの取れた年齢構成となっている。男女別教員数は男性102名、女性109名で、ほぼ1：1である。

外国語学部での適切な教員組織編成のための措置は以下の通りである。

【外国語学部】

外国語学部では、専任教員は、学科会議、教務委員会における調整に基づき、それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。教員の年齢構成は50～59歳台が他に比べ多くなっているが、ほぼ均等に分布し、男女構成比は5：4となっており、年齢層、性別の面では編成方針と整合性のある偏りのない教員組織が整備されている。また、学部の性格上、アメリカ、イギリス、中国、韓国等出身の専任教員を配置している。また、主要な授業科目には、基本的に専任教員を配置している。具体的には、英語、中国語の外国語科目、大学入門、キャリアデザインなどの基盤教育科目、さらにゼミナールなどの専門教育科目の必修科目は専任教員が担当している。科目担当者の職位（教授、准教授、講師、助教）については、各学科において科目の内容に応じて適切に配置している。

外国語学部の専任教員は、学科会議、教務委員会における調整に基づき、それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。専任教員がカバーしきれない分野については、学外から優秀な人材を兼任教員として任用している。兼任教員の任用にあたっては、研究・教育業績などを当該学科で点検し、学部の人事委員会で検討した後、教授会において審議する。このように、授業科目と担当教員の適合性については、各学科会議での審議結果をもとに教務委員会で検討し、教授会で審議している。各学科において、それぞれの教育課程の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。

教員組織の編成実態を見てみると、教員の年齢構成は50～59歳台が他に比べ多くなっているが、ほぼ均等に分布し、男女構成比は5：4となっており、年齢層、性別の面では編成方針と整合性のある偏りのない教員組織が整備されている(資料6-2-2)。また、学部の性格上、アメリカ、イギリス、中国、韓国等出身の専任教員を配置している。なお、専任教員と兼任教員の比率において、兼任教員の比率が高くなっているが、これは外国語教育の充実のため少人数クラスを多く開講していること、さらに他学部の外国語科目担当兼任教員も外国語学部所属となっているためである。

なお、教員が1学期に担当する授業時間数を12時間(6科目相当)から14時間(7科目相当)としている。なお、12時間(6科目相当)の時間数を超えて担当する場合には、増担手当を支給することになっている。また、1週のうち1日を研究日とすることで研究時間の確保にも配慮している。

また、学部における教員採用においては、年齢構成にも配慮している。採用教員の選考を行う際に、専門分野への適合性及び教育研究能力だけでなく、学部の年齢構成、男女比のバランスが適切なものになるよう考慮している。

また、医学研究科担当教員は318名(うち教授76名)であり、設置基準上の要件を十分満たしている。男女比は、男性教員249名、女性教員69名(在籍率27.7%)である。保健学研究科の研究指導教員数は167名である。

<評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制>

杏林大学における「学士過程における教養教育の運営体制」は、各学部の専門性に合わせた措置が取られている。

医学部では、「医学部の教養教育」という位置付けから、教養教育は、医学準備科目担当教員だけでなく基礎医学系、臨床医学系担当教員も協力して行なわれている。保健学部では、4年間の学習分野を「一般教養系」「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分け、それぞれを構成する科目を学年進行と共に理解の深まるよう体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施している。

外国語学部における教養教育の運営は、教務委員会があたっている。また、必要に応じ、井の頭キャンパスに置かれている保健学部、総合政策学部及び外国語学部の教務調整委員会で調整している。

また、医学研究科の教員組織は、医学研究科教員組織編成方針に従って組織されており、担当科目と担当教員の適合性は、大学院教務委員会において検討を行うこととしている。検討には講義評価アンケートを用いて、学生の評価も含めて適合性を確認している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

【大学全体】

<評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

杏林大学における教員の採用に関しては、「求める教員像」に合致し、それぞれの専門分野において、広い視野と豊かな学識をもつ教育・研究者としての能力を重視した人材の採用が行われている。選考に際しては、「杏林大学教育職員資格審査基準」に則り、候補者の研究指導能力や資質、人物などを検討した上で、教授会において審議されている。さらに、全学組織の審議機関である運営審議会において審議を経て決定されている。ただし、教授の任用に関しては、「杏林大学教授選考委員会規程」および「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」に則り選考手続が行われている。さらに理事会の承認を得た上で、理事長が教授として任命している。准教授、講師、助教の採用・昇任に関しては、それぞれの学部の採用・昇任基準に則り行われている。

例えば、医学部では以下のように教員の募集、採用、昇任を行っている。

【医学部】

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続

の設定と規程の整備>

教授の任用に関しては、医学部の「求める教員像」、「杏林大学教育職員資格審査基準」に求められる資格・能力が定められている（根拠資料 6-1-2）。採用の手続きは、全学共通の「杏林大学教授選考委員会規程」および「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」（根拠資料 6-3-1、6-3-2）に規定されている。

臨床教授、研究教授の採用・昇任の手続きは、「杏林大学医学部臨床教授規定」あるいは「杏林大学医学部研究教授規定」に規定されている（根拠資料 6-3-3、6-3-4）。

准教授、講師、助教の採用・昇任は「医学部昇任および採用手続きについて」（根拠資料 6-3-5）に規定されている。また候補者に求める資格・能力については、「杏林大学教育職員資格審査基準」（根拠資料 6-1-2）ならびに医学部の「求める教員像」（根拠資料 6-3-6）に定められている。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

教授の任用に関しては、「杏林大学教授選考委員会規程」および「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」に則っている（根拠資料 6-3-1、6-3-2）。まず教授選考委員会を立ち上げ、候補者の選考を行う。その結果をもとに教授会での審議を経て運営審議会、理事会の承認を得た上で、理事長が候補者を教授として任命している。

臨床教授、研究教授の採用・昇任の手続きは、「杏林大学医学部臨床教授規定」あるいは「杏林大学医学部研究教授規定」に則り行われる（根拠資料 6-3-3、6-3-4）。臨床系もしくは基礎系教室の責任者から候補者の推薦が行われると、医学部長が学部内の教員配置とのバランスなどの検討を行う。諸条件を満たしていると判断された場合、医学部教授会において、臨床教授選考委員会もしくは研究教授選考委員会が立ち上げられる。選考委員会で選考が行われた後、教授会の審議を経て運営委員会、理事会の承認を得た上で、理事長が任命している。

准教授、講師、助教の採用・昇任に関しては、「医学部昇任および採用手続きについて」の規定に則り、各教室責任者からの推薦に基づいて行われる（根拠資料 6-3-5）。推薦が出されると医学部長が当該教室責任者と面談を行い、候補者が「杏林大学教育職員資格審査基準」ならびに医学部の「求める教員像」に合致しているかなどの確認を行う。その上で、学内における教員配置とのバランス等を考慮して調整を行い、諸条件を満たしていると確認された場合、候補者の採用・昇任が教授会での審議に付される。教授会での審議結果に基づき、学長の決裁により採用承認が決定される。

また、保健学研究科では以下のように教員の募集、採用、昇任を行っている。

【保健学研究科】

<教員の職位ごとの募集、採用、昇任に関する基準及び手続の設定と規定の整備>

教員の採用に関しては学部の規程にしたがっており、「求める教員像」（根拠資料 6-1-4）

に合致し、各専門分野において、広い視野と豊かな学識をもつ教育・研究者としての能力を重視した人材の採用を行っている。選考に際しての手続きは、「杏林大学教育職員資格審査基準」(根拠資料 6-1-2) に則り、書類審査、面接により学科独自の方法で候補者を絞り、候補者の研究指導能力や資質、人物などを検討した上で、教授会において審議したうえで、全学組織である運営審議会での審議を経て決定されている。ただし、教授の任用に関しては、「杏林大学教授選考委員会規程」(根拠資料 6-3-1) および「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」(根拠資料 6-3-2)「杏林大学教育職員資格審査基準」(根拠資料 6-1-2) に従って選考手続きが行われている。

保健学部の准教授、講師、助教への昇任は、「保健学部教育職員昇任・採用選考基準」に則り研究室の責任者が候補者を選出し、保健学部運営委員会、教授会、運営審議会の承認を経て決定される。総合政策学部では、准教授以下の昇格は、内規に定められた経歴および業績の各要件を満たし昇格資格審査の希望があった場合、学部長が指名した 3 名の資格審査委員による資格審査を経て、教授会、運営審議会の審議を経て決定される。また、外国語学部では「杏林大学外国語学部教員選考規程」「杏林大学外国語学部教員選考規程細則」に基づいて適切に実施されている。

医学研究科担当教員は「求める教員像」に基づき、「杏林学園就業規則」および「大学院教育職員審査基準」を適用している。大学院担当教員は、この基準を満たした者から、毎年度、各専攻の責任者が教育経験、研究業績をふまえて、医学研究科委員会に推薦し、当該委員会で承認されたのち、任命されている。この手続きについては「杏林大学大学院医学研究科担当教員の採用及び任免手続きについて」に明文化されている。昇格は、医学部の兼任であるため、医学部の規程に従って行われる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

【大学全体】

<評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施>

杏林大学では各学部・研究科において定期的に FD が行われ、教員の資質向上、教育の質向上が図られている。

例えば医学部では、教員の研修、能力開発、支援、評価を担当する部署として、医学教育センターに教員・職員能力開発室を設置し、医学教育学教室と協力して全教員を対象とした FD が開催されている。保健学部では学部活動組織の中に FD 委員会を設置している。2019 年度は、2 回の FD が計画された。総合政策学部では、FD 活動については、教務委員会の

メンバーが委員を兼任する形でFD委員会を組織しており、年度間に数回の割合で学部全教員を対象にFDの機会を設けている。

外国語学部では、FD委員会を設置し、教育内容・教育方法等の改善、教員の資質の維持向上及び大学・学部運営に必要な資質の向上を図るための組織的な研修等を実施している。

以下に、外国語学部でのFDの取り組みを記載する。

【外国語学部】

1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

外国語学部では、FD委員会を設置し、教育内容・教育方法等の改善、教員の資質の維持向上及び大学・学部運営に必要な資質の向上を図るための組織的な研修等を実施している。FD委員会が計画・実施する研修等は多岐にわたるが、以下に具体例を述べたい。なお、毎年実施された研修等の取り組みをFD委員会が「杏林大学外国語学部FD Newsletter」としてとりまとめ、刊行している。（資料6-4-1）

(1) FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会

2019（令和元）年度

○教育内容・教育方法等の改善のためのFD研修会

5月15日：「キャリアデザインI」実践報告—新学科カリキュラム作成のための一助として

7月17日：高校における英語授業の先進的取り組みについて

7月26日：学生の意見やニーズをすくい上げる「FDカフェ」（試行版）

10月10日：LGBTQsの基礎知識

12月19日：学生の意見やニーズをすくい上げる「FDカフェ」（語学科目について）

○教員の資質の維持向上のためのFD研修会

6月19日：科研費書類に実際—そこでは何が求められるのかを手がかりにして、研究推進を図る

3月4日：定年退職教員による研究報告（仮題）

○大学・学部運営に必要な資質の向上のためのFD研修会

9月5日：教学マネジメントの確立に向けて一点検評価のケーススタディ

(2) 授業見学

学生による授業評価アンケートにおいて高い評価を得た授業を見学し、報告書を提出。新任教員研修も兼ねている。

(3) 学生による授業評価制度と顕彰制度（Teacher of the Year）

学生による授業評価を「ゼミナール」を除く全ての授業科目において春学期末・秋学期末に実施しており、その結果を教員にフィードバックして授業改善の参考とするように要請している。自由記述欄を除いた授業評価結果については、本学ホームページ上にも公表しており、学外からも閲覧可能である。また、学生による授業評価で高い評価を得た教員を表彰している。

上記以外にも、全学的なFD研修が計画・実施されている。

医学研究科では、担当教員は医学部の兼任であるため、医学部のFDを利用して、組織的研修を行っている。また医学研究科独自のFDとして、2019年度は「専攻統合について」、「学位論文審査基準について」、「大学院研究指導体制について」をテーマとして教授を対象としたFDを開催し、教授76名のうち41名が参加し、活発な議論が行われた。国際協力研究科では、専任教員が各学部にも所属する教員から構成されているため、研究科としてのFD活動を独自に行う機会は多くないが、各学部におけるFD活動から得られた事例を運営委員会や研究委員会で情報共有し、研究科における教員の質的向上や教員組織の改善・向上につなげている。

保健学研究科では、第1回保健学部・保健学研究科共同開催FD/SD研修会が10月30日「Teacher of the yearの先生による授業方法」と題して行われた（根拠資料6-4-2）。また、第2回保健学部・保健学研究科共同開催FD/SD研修会が2020年2月26日に予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった（根拠資料6-4-3）。

<評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

杏林大学では、各学部において教員の教育活動、研究活動、社会活動等状況を評価し、その結果を教員にフィードバックしている。また、地域交流推進室では、研究室やゼミナールなどにおける地域活動を支援することで、大学全体の地域交流活動の活性化を目的とした本学独自の地域交流活動支援事業を行っている。その成果は、「杏林大学地域交流活動報告書」にまとめられている。

医学部では、各教員が一年間の教育活動、研究活動、社会活動等状況を「教員評価シート」に点数化し記載して大学に報告している。保健学部では、教員の資質向上を図る目的で、毎年、「保健学部自己点検・評価」を行っている。総合政策学部では、各専任教員は、年度初めに年度間の課題・目標を研究・教育・学務等の分野別に設定し、学部長との個別面談の場でその内容の擦り合せを行ったうえで確定し、次年度初めにその実現度合いにつき自己評価を行い、新年度の新たな課題・目標の設定と共に再度学部長と擦り合せるといった作業を行っている。さらに外国語学部では、教育活動については、学生による授業評価アンケートを毎学期実施し、結果をホームページ上に公表している。その結果は教員にフィードバックされ授業改善の参考とするように要請している。また、学生による授業評価で高い評価を得た教員をTeacher of the Yearとして表彰している。

保健学研究科の教員は保健学部の教員で構成されており、学部での教員の教育活動・研究活動・社会的活動の評価に加え、院生による授業評価アンケートを実施しており、アンケート結果を各教員にフィードバックしている。

教員の研究活動全体は「杏林大学研究業績集」として冊子、ホームページで公表している。

また、「学部紀要」に教員の研究及び社会活動を掲載している（資料 6-4-4）。

また、地域交流推進室では、研究室やゼミナールなどにおける地域活動を支援することで、大学全体の地域交流活動の活性化を目的とした本学独自の地域交流活動支援事業を行っている。その成果は、「杏林大学地域交流活動報告書」にまとめられ検証されている（資料 6-4-5）。

これらの教員の教育活動、研究活動、社会活動の結果を基に FD 研修会を実施し、教員の資質向上と教員組織の改善につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【大学全体】

<評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

杏林大学では、教員組織の適切性について各学部で定期的に点検・評価を行っている。

医学部では「教員評価シート」を用い、教員の活動状況を把握し、また、「大学運営および教育研究にかかる重要事項の確認」で各教員から意見を求め、教員組織の適切性について、点検・評価を行っている。さらに、学生による「授業評価アンケート」を毎年実施しており、学生からの授業に対する評価やコメントを各教員にフィードバックして、講義技量の向上に役立てている。保健学部では、教員組織の適切性について各教員の研究活動、履歴（実務経歴）等を基に、学部運営委員会（第一委員会）、および教授会で審議している。また、学生による授業評価アンケートを毎年実施しており、アンケート結果を基に保健学部自己点検・評価委員会が授業科目と担当教員の適合性を審議・判断をし、学生からの授業に対する評価やコメントを各教員にフィードバックしている。総合政策学部では、教員組織の適切性については、毎年度、年度末の到来以前に、翌年度以降の学部運営を巡る環境の変化等を勘案し、教員組織がそうした環境変化に対応可能かどうかの精査を行い、必要に応じて委員会構成の見直し等を行っている。また、外国語学部では以下の通り点検・評価を実施している。

【外国語学部】

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、学部人事委員会において常に点検・評価を行っている。すべての教員人事は、各学科の教員数、専門領域、年齢構成、男女比等の資料に基づいて、適切性・バランス等を考慮した採用基準を定めた上で、採用手続きを進めることになっている。教員の昇格についても同様に、人事委員会において教育組織構成の適切性を点検・評価しながら審査を行っている。

医学研究科では、医学部において年1回実施している教員評価制度（教員評価シート）において、個々の教員の大学院における活動状況を把握している。（根拠資料6-5-1）また、大学院の担当教員については、例年3月に次年度の研究指導教員および教授の推薦を受けた研究指導補助教員の一覧を医学研究科委員会において確認し、適切性に関する意見を求めている。

国際協力研究科では、総合政策学部の場合と同様、毎年度、翌年度以降の研究科運営を巡る環境変化等を勘案し、教員組織がそうした環境変化に対し対応可能かどうかの精査を行って、必要に応じ委員会構成の見直し等を行っている。

<評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上>

教員組織の適切性について、点検・評価結果に基づく改善・向上を各学部、および研究科で行っている。

医学部では、点検結果やアンケートから、教育、診療において職務が過重となっている場合、あるいは教育において専任教員ではカバーできない領域がある場合、非常勤講師や退職した教員を特任教員として嘱託している。保健学部では、学生による授業評価アンケートを毎年実施しており、学生からの授業に対する評価やコメントは各教員にフィードバックしている。その結果の一部は、大学ホームページに公表している。また、授業評価アンケート結果を基に「保健学部 Teacher of the year」が選出され、その栄誉を表彰している。また、外国語学部では、点検・評価の結果に基づく改善・向上について人事委員会において取り組み、学部・学科の教育課程をふまえて適切な教員配置になるよう配慮している。その結果を自己点検・評価報告書で報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み、質の保証につなげている。

また、医学研究科では教員評価結果や医学研究科委員会で提示される意見を受けて、問題点・改善点が認められた場合には大学院教務委員会および医学研究科委員会において検討が行われている。

（2）長所・特色

杏林大学は4学部、3研究科より成り、それぞれの学部、研究科で長所・特色が異なる。

医学部は、教員選抜、昇任審査に当たって、教育、研究および臨床業績を総合的に評価する明確な基準を設けることは困難であるものの、可能な限り公正かつバランスの取れた選抜を行なっている。医学教育センターに教員・職員能力開発室を設置したことにより、教員の能力開発を計画的・系統的に行える仕組みを確立している。保健学部では、開設以来、保健医療領域における社会ニーズに適応した学部編成を行われてきた。現在、保健学部は、臨床検査技術学科、看護学科(看護学専攻、看護養護教育学専攻)、臨床工学科、診療放射線技術学科、救急救命学科、健康福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床心理学科より構

成され、保健医療分野をほぼ網羅する9学科2専攻を設置している。また、これらの学科は乳幼児から高齢者までを対象に、医療分野の検査、保健衛生の面から心身の健康づくり、機能回復訓練、生活支援と幅広い学問領域を網羅している。したがって、保健学部の「求める教員像」は、保健学部の理念・目的を踏まえた上で明確にされており、教員組織についても適正に行われている。総合政策学部では、社会科学の学際的教育を行うことを標榜する学部であり、広範な専門分野に亘る教員から成る教員組織を有するため、社会の変化に即応した教育体制の構築に向けた問題意識は高く、教員組織の適合性についても様々な角度から検討を進め易い環境にあると言える。外国語学部は、これまでのFD活動に加え、学生の教育課程に対する意見や学びへのニーズをより深く理解するために、学生を交えた「FDカフェ」を開催した。アンケートでは把握しきれない学生の意見を組織的に捉えようとするこの取り組みをしている。

医学研究科では、求める教員像は明確に定義されており、教員にも周知している。大学院教育は教員評価に反映されており、教員にも改善点についての意見を求めている。保健学研究科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の修得のために保健、医療、看護、福祉領域に2専攻8専門分野を設け、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。コースワークは、講義、演習、実験、実習などを適切に組み合わせ、専門知識や技術、実践能力の効果的な修得につながる授業を行っている。当該授業を行う教員については、保健学研究科の「求める教員像」が明確にされた上で適切に授業科目担当者、および教員組織が編成されている。国際協力研究科では、教員は総合政策学部、外国語学部を中心に、大学各学部所属の教員から構成されているため、比較的フレキシビリティの高い教員組織の運営が可能となっている。

(3) 問題点

医学部では、教員組織を点検・評価する方法が、自己評価主体のものであるため、検討の余地があると指摘されている。また、教員組織の適切性の評価や改善・向上に向けた取り組みについても検討する余地がある。

総合政策学部では、個々の教員は自身の専門領域の教育・研究を優先することとなるため、学際教育という学部の教育面における最大の特色を意識して活動する必要があり、教員組織運営上もこの点が最大の課題と認識されている。

国際協力研究科ではFDが実施されておらず、教育内容・教育方法等の改善、教員の資質の維持向上を図るための組織的な研修等が実施できていない。

(4) 課題に対する改善状況

国際協力研究科は4学部の教員が指導しており、従来は一貫した指導方法がなかった。そのため、研究科長および研究科教務が中心となって、研究科独自のFDを実施し、一貫した指導方法を確立するよう改善している。

(5) 全体のまとめ

各学部、研究科とも大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示できている。大学として求める「教員像」を明らかにし、規程に基づく適正な手続きで教員の募集、採用、配属、昇任を進められている。また、各学部では「教員組織の編成方針」に従い、設置基準の定めを満たした上で経験、力量、教育に対する情熱を有し、男女比、国際性、年齢バランスをも考慮した教員組織を適正に編制・整備している。さらに、教授会等で審議・点検・検証を行い、改善に努めている。教育の資質向上を図るためのFD活動は、その結果を踏まえて改善・向上に向けた取組を行い、教員及び学生に対してフィードバックされている。

根拠資料

- 6-1-1 杏林大学学則
- 6-1-2 杏林大学教育職員資格審査基準
- 6-1-3 杏林大学大学院教育職員資格審査基準
- 6-1-4 杏林大学保健学部が求める教員像および教員組織の編成方針(2014年12月17日)
- 6-1-5 求める教員像(医学研究科)
- 6-2-1 大学基礎データ(専任教員数)
- 6-2-2 大学基礎データ(教員組織)
- 6-3-1 杏林大学教授選考委員会規程
- 6-3-2 杏林大学教授選考委員会規程実施細則
- 6-3-3 杏林大学医学部臨床教授規程
- 6-3-4 杏林大学医学部研究教授規程
- 6-3-5 医学部昇任および採用手続きについて
- 6-3-6 求める教員像及び教員組織の編成方針(医学部)
- 6-4-1 「杏林大学外国語学部FD Newsletter」
- 6-4-2 第1回保健学部FD/SD研修会
- 6-4-3 第2回保健学部FD/SD研修会
- 6-4-4 「杏林大学研究業績集」「外国語学部紀要」
- 6-4-5 「杏林大学地域交流活動報告書」
- 6-5-1 杏林大学医学部教員評価記入シート

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、平成20年4月に学生支援事業を全学的・組織的に実施するため、八王子キャンパスに学生支援センターを設置した。井の頭キャンパスへの移転以降も、杏林大学学生支援センター規程に定められた「学生生活の向上を図るとともに、学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針のもと、本学の学生支援事業が進められている。(7-1-1)

医学部においては、「学生の健全なる心身の維持増進を図るとともに、医師としてふさわしい人間性、社会性の育成を目的として学生支援体制を構築」としている。これは、学生案内に記載され、周知されている(7-1-2)。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援センターの取り扱い内容は以下のとおりである

〈1〉 総合相談窓口

総合相談窓口として学生支援課カウンターに窓口（あんずの窓口）を開設している。

(7-2-1)

修学相談については教務課に、ハラスメントは相談員に、心の健康相談は学生相談室に、体の健康相談は保健センターにつなぐ窓口として機能している。

〈2〉 課外活動・施設関連支援

団体行動を通して協調性や自主性など人間力を培うことができる公認団体活動、ボランティア活動などの課外活動と、それに伴う施設・備品の貸出しなどの支援を行っている。

〈3〉 学生生活支援

通学時の通学定期、自転車許可、学割発行、アルバイト紹介、遺失物・拾得物の管理などの学生生活支援を行っている。

〈4〉 経済支援

向学心を持ちながらも経済的理由により修学が困難な学生を支援するための奨学金や海外留学を希望する学生の奨学金など経済支援を行っている。

これらの学生支援は、学生支援センターと各学部各研究科に設置されている学生委員会と教務委員会との緊密な連絡体制のもと、キャリアサポートセンター、地域交流推進室（地域交流課）、学生相談室、教務課、図書館、保健センター、国際交流課などの各部署が連携して実施され、学生支援センターが発行する学生ハンドブックである『Kyorin. 2019』、大学ホームページなどの媒体を通して、学生に対し支援内容が広く告知されている。(7-2-2・p2～3)

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

医学部では、初年時において、「入門生物」「入門物理」「入門化学」の科目を選択必修とし、高等学校で選択しなかった理科の科目を選択させ、スムーズに大学のカリキュラムに進めるように配慮している。6年次に成績不良の学生に対して、選択科目として、臨床総合演習Ⅱを設定し、国家試験に向けたフォローアップを図っている。また、夏休み期間中に集中講義を設けている(7-2-3)。補習教育とは異なるが、英語の授業は能力別のクラス編成を行い、英語学習到達度に沿った授業を行なっている(7-2-4)。

保健学部では入学前教育とリメディアル教育が行われ、総合政策学部と外国語学部では推薦・AO入学者への入学前教育による学習支援が行われている。

・正課外教育

保健学部、総合政策学部、外国語学部では、学内での良好な人間関係の構築や大学へ

の帰属意識の醸成が学習意欲にも大きく影響すると考え、ピアサポートの導入を実施している。

- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生については、英語サロンや中国語サロン等においてピアサポーターあるいはインターンシップを導入することにより修学支援を行っている。

- ・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援として、物理的な側面からは、建物等の入り口付近の車椅子用スロープの設置、車椅子で利用可能な多目的トイレの設置、大型エレベーターの設置、エレベーター内奥にある車椅子等衝突防止鏡の設置、エレベーター内手すりの設置などを講じている。精神的な側面からは、担任教員、学生相談室の専門相談員、保健センター職員などが個別相談に対応する体制が整っている。

- ・成績不振の学生の状況把握と指導

医学部では、各学年の担任は、期末試験や学年末試験、月例テストなどについて、随時受け持ち学生の成績をモニタし、適切な学習上の相談の機会を提供している。CBT や総合試験などの成績不良者に対しては、担任だけでなく、医学教育センター学生支援室の教員も協力して対応している。

保健学部では、各学期の成績において必須科目でDまたはE判定となった学生の科目・学生氏名一覧を担任教員に送付し留年の可能性が高い学生と面談を行い、前学期の成績不振の原因の改善について話し合い新しい学期の履修計画を作成している。

外国語学部では、各学期の成績においてGPAの数値が1.5を下回る学生については、次学期の履修登録前に担任教員（アカデミックアドバイザー）と面談を行い、前学期の成績不振の原因の改善について話し合い新しい学期の履修計画を作成している。この時点で退学や休学を考えている場合には、それについて指導を行っている。

- ・留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者や休学者は担任教員（アカデミックアドバイザー）との面談を通して、あるいは教務課窓口への申し出により状況を把握している。それぞれの状況に応じて対応している。

- ・退学希望者の状況把握と対応

2018年度の退学者数は、145人となっている。(7-2-5) このうち、特に総合政策学部と外国語学部では退学者が、修学意欲の低下を動機としているケースが少ない。留年者・退学者への対応については、全学を挙げた課題と位置づけ、各学部教務課と教務

委員会で出席調査、担当教員面談、保護者との情報共有等の対応を行っている。健康上の問題については学生相談室、保健センターと連携して対応している。

・奨学金その他の経済的支援の整備

学生支援センターでは独自の奨学生制度も整えている。

具体的には

- ①杏林大学奨学金
- ②緊急時奨学金
- ③海外研修・留学奨学金
- ④熊谷奨学金
- ⑤杏林大学優秀学生奨励金
- ⑥佐川曜子奨学金

である。

①は人物・学業に優れた経済的困窮者を対象とした奨学金としている。選考基準である家計評価の日本学生支援機構奨学金基準との同一化、成績評価基準の明確化がされている。②は、保護者の経済的急変に対応するための奨学金としている。③在学時の海外修学経験を充実・促進させる観点から、本学が承認した海外研修・留学に参加する学生に対して奨学金を給付し、海外渡航に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的としている。④外国語学部 2・3 年次留学予定の経済的困窮している成績優秀者を対象にしている。⑤ 2 年生以上の在学学生で前年度の学業成績が優秀で且つ人物・生活面に優れた学生を対象とする成績優秀学生 奨励金と各学部で特に顕著な功績を残した学生を対象とする特別表彰学生奨励金がある。⑥皮膚科学を研究する大学院生で経済的困窮かつ成績優秀者を対象としている。(7-2-6、7-2-7)

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

学生の心理的、身体的健康相談のため、学生相談室と保健センターを設置している。学生の心理的な相談は学生相談室が対応している。月曜日から木曜日、9：00～17：00の間、臨床心理士が常時配置され、学生の心の健康に関する相談に対応している。(7-2-2・p91)

閉室時間中の対応についても、24 時間電話対応サービスを外部機関に委託し、常時学生の相談に応じられる体制を整えている。この電話対応サービスは保護者の利用も可能で、遠隔地の学生保護者の悩みや相談にも対応している。(7-2-8)

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための措置としては、「杏林学園ハラスメント防止等に関する規

程」(根拠 7-2-9：ハラスメント防止等に関する規程)に基づき、平成 12 年 4 月から、杏林学園におけるハラスメントの防止・排除およびハラスメントが生じた場合に対処できるよう、防止対策委員会および相談窓口等が設置されている。具体的な活動内容は、ハラスメントの防止対策のための広報や啓発活動、研修会の企画と実施などを行っている。また、被害が生じた場合には、苦情処理専門委員会による苦情等への対応および被害者の救済を行う体制が整っている。学生からの相談窓口としては、学生支援課が対応し委員会へ繋ぐ役割を果たしている。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の身体的な健康相談は保健センターが対応している。保健センターは杏林大学の学生および教職員の健康の保持・増進を目的として開設され、月曜日から土曜日の 9：00～17：00（土曜日 9：00～13：00）開室している。(7-2-2・p90) その人員構成はセンター長 1 名（兼任）校医 8 名（兼任）、保健師 1 名（専任）、看護師 1 名（専任）、事務員 1 名（専任）で、校医のうち 6 名は保健学部井の頭キャンパス常勤の教員、2 名は保健学部三鷹キャンパス常勤の教員である。健康診断、抗体検査・予防接種、外傷・疾病の初期対応、健康相談、保健指導などを行っている。場所は井の頭キャンパス D 棟 1 階にあり、受付、診療室、休養室 3 室を有し、使用可能ベッド数は 3 台である。おもな設備は、軽度の外傷および疾病に対する一般市販薬を中心とした薬剤と医療器具、酸素吸入・挿管セット・アドレナリンなどの救急用の医療器具および医薬品、定期健診用機材などである。その他に移動用として車イス 3 台、担架 1 台がある。また井の頭キャンパス内に設置している 5 台の AED を管理している。(7-2-2・p124～125) これらの支援は、学内においては、学生支援センター、保健センター、キャリアサポートセンター、各学部教務課との緊密な連携のもとに行っている。また、学外の医療機関と連携することもある。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

2000（平成 12）年 4 月にキャリアサポートセンターが設置され、学生の卒業後の就業に結びつけるため、就職に関する組織体制を整えている。キャリアサポートセンター事務室は井の頭事務部に所属し、キャリアサポートセンター長、および保健学部、総合政策学部、外国語学部の長である就職委員長を副センター長として置き、そしてセンターを運営する事務職員は、保健学部、総合政策学部、外国語学部、それぞれ担当を定めている。さらに 2014（平成 26）年から専門知識を有したキャリアカウンセラーを置くことで、支援に対してより高度な対応をすることが可能となっている。保健学部、総合政策学部、外国語学部には、教員と事務職員で構成する就職委員会を設けており、この就職委員会は、定期的を開催することで教職協働による支援方法や諸問題の対応を検討

するとともに学生の進路動向などの情報共有を行なう。その結果をキャリアサポートセンターと各学部でフィードバックをしている。このように学生の個々への対応、学生の全体に対する支援策を行なえる体制を構築しているといえる。

(7-2-10、7-2-11)

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリア形成に向けた大学生活の充実と就職意識の醸成を促すために低学年（1、2年生）を含めた活動や支援を行い、教員とキャリアサポートセンター職員が連携して、キャリア教育と就職支援が一体となった支援を行っている。入学直後の新入生からキャリアガイダンスを行い、4年間を通して様々なガイダンスを実施している。ガイダンスでは、進路選択の重要性、将来のキャリア形成について意識涵養を図るとともに、有意義な学生生活を過ごせるための支援プログラムを紹介している。(7-2-12)

保健学部では、3年次の6月と9月、4年次の6月に就職ガイダンスを行い、学科ごとに社会で活躍する先輩による就活体験談、病院や企業の人事採用担当による業務内容や求める人材像に関する講演を聞くことで専門職としての多様な働き方を学び就業観を醸成している。また、キャリアサポートセンターで4年次の就職活動直前期にも就職対策講座を実施し、自己分析方法や書類の書き方、面接対策等の指導を行っている。加えて、学生一人ひとりに学科の教員が就職アドバイザーとして割り当てられ、個別に相談ができる体制を整えている。(7-2-13)

総合政策学部と外国語学部では、社会人としての基本的な能力を修得するために、正課科目としてキャリア教育科目を1年次から3年次まで開講しており、学内の教員だけでなく、学外から実務経験豊富な企業担当者を招き、より実践的な講義を行っている。さらに、3年次の6月と11月（外国語学部は2019年は11月のみ）に就職活動のシミュレーションを実施し、グループ面接とグループディスカッションを行っている。学外から企業の人事担当者を招き、本番さながらの雰囲気を選考試験を模擬体験させることで、学生の就職活動の準備状況や対策を意識させるとともに、就職率の向上を図ることを目的としている。(7-2-14)

<評価の視点5>：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

クラブ・サークルへの支援内容は、学生の積極的な参加を促し、安全かつ適切に活動ができるよう体制を整えている。

具体的な支援内容として、①活動助成金の配賦、②活動施設の予約・保守対応、③幹部向け研修会の実施、④紹介冊子「PALETTE'19」(7-2-15)やYouTube等の広報媒体の作成、⑤その他補助的支援（備品貸出等）の5点が挙げられる。①については学外施設利用費を含めた経費への金銭的支援である。③はアルコールハラスメントの防止や危機管理体制、学内ルール等を学ぶ機会となっている。④はオープンキャンパスや新入生ガイダン

スで使用し、高校生や新入生に各団体の実態を知ってもらうツールとなっている。
各学科でのピアサポート、地域周辺を中心としたボランティア活動はキャンパス移転後に利便性が向上したこともあいまって近年増加傾向であったが、2019年度は9月・10月に相次いだ台風の上陸や2020年2月以降は新型コロナウイルス感染拡大により、前年度対比で17%減少した。(7-2-16)

ボランティア支援は、学外からのボランティア協力依頼に対し学生をマッチングするため、大学HPや掲示板等で依頼内容を利便的に公示している。また、クラブ・サークルへの公演依頼などもあり、地域のイベント協力の仲介も行なっている。また大学主催でも学生を募り「キャンパス周辺清掃ボランティア」を実施し、三鷹市と連携しながら地域貢献やマナー意識向上の機会を設けている。

<評価の視点6>：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の要望を収集するため、学生支援課のカウンター前面に『学生ご意見箱』を設置している。内容については施設設備に関すること、食堂・売店に関すること、通学に関することに加えて授業に関することもあり、学期末の授業評価アンケートでは間に合わない要望を吸い上げ教務課に連絡することで速やかな解決を図っている。提出された学生からの意見は、学生支援課から担当部署に回答を依頼し、改善できるものは改善して学生に返答している。学生の意見とその返答については、月一回の学生支援センター会議で報告され、情報共有されている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<評価の視点1>：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学生支援の適切性については、月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。(7-1-1)

会議体には、井の頭3学部学生委員会、学生支援課に加えて、医学部学生係、三鷹看護学部事務室、広報企画調査室、井の頭事務部が加わり、各部署の連携を取りながら学生支援の諸課題に取り組んでいる。

また、医学部では学生支援の適切性について独自に各学年の主任を含む学生委員会により点検・評価されている(7-3-1)。この会議は、定期的開催のほか、学生支援に関して問題が生じている場合にも適宜開催され、問題解決に当たっている。そして、教務委員会、教育評価委員会に、それぞれ各学年2名の学生代表が参加している。それぞれの委員会の機会を通じて、学生とともに点検や評価を行うことができる体制が整っている。

これらの結果を自己点検・評価報告書で報告し、外部評価委員会及び学部長会議での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み質の保証に繋げている。

<評価の視点2>：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援センター会議での点検・評価結果に基づく改善・向上の1例として、2020（令和2）年2月の第10回学生支援センター会議において、杏林大学奨学金規程の改編を行った。これは、2020年4月から新修学支援制度が始まることから、奨学金の対象者を「経済的に困窮する者」から「学業成績に優れている者」に変更する内容となっている。（7-3-2）

（2）長所・特色

2008（平成20）年に設置されて以来、井の頭キャンパスの学生支援センターは学生の生活環境の整備、改善を継続的に実施するとともに、教務課、キャリアサポートセンターや保健センター、図書館との緊密な連携関係のもと学生支援を行ってきた。

修学支援については教務委員会・教務課と連携し、生活支援については学生支援課と施設課、保健センター、学生相談室と連携し、またボランティア等地域貢献活動については地域交流支援室と連携し、就職支援についてはキャリアサポートセンターと連携することにより、本学の広義の学生支援が適切に実施されている。月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。

4学部が2キャンパスに展開され、学部の特異性や学年暦等の違いもあり、課外活動等すべてを1つのルールの下で行うことは難しいが、学生支援センター会議を通じて情報共有を図り、双方の長所を取り入れるなど、学生支援について大学としての一体性を保持できるよう努めている。

また、ピアサポートに関しては、各学部において定期的実施されるようになり、上級生と下級生との関係構築の一助となっており、新入生の学部への定着に貢献している。

保健センターの設備に関しては大学の保健室機能として充実させている。医療機関として登録済みで、医療機関としての一般的な設備はないが、アナフィラキシーショック時に対する救急医療用の器具・薬剤は常備している。AEDは5台を設置し管理している。（7-2-2・p124～125）

学生の心理的支援に関しては、学生相談室を設けている。学生相談では、学生が抱える様々な心理的・精神的課題について、臨床心理士が個別カウンセリングでサポートすることが主であるが、本学では、保護者や教職員との情報共有・コンサルテーションも、学生相談における支援のひとつとして、きめ細やかに行っている。2019年度は、学生相談の体制が変更となった。専任1名が常駐して新規ケースを全て担当し、兼任3名がこれまでの継続ケースを引き続き担当することになった。これに伴い、初回申込窓口を学生支援課・医学部学生係・看護事務室が担う体制となった。2019年度の学生・保護者・教職員の年間相談件数は、合計で1,004件であった。新体制になってから大きな支障はなく、相

談の質量ともに維持できたといえる。相談内容では、「心理的健康に関する問題」が最も多く、次いで「修学上の問題」「対人関係上の問題」の順で多かった。また、医療機関等への紹介や主治医との連携を合わせて、21カ所の機関と連携を行った。

学生の進路選択に関しては、正課外の就職支援として、キャリアサポートセンターでは、①学内資格講座、②研究会活動（公務員受験研究会、就職活動研究会、留学生就職活動研究会）、③学内合同企業説明会、④筆記試験対策講座などを提供しており、3～4年生に限らず1～2年次の参加も推奨している。さらに学生からの個別相談の対応や、エントリーシート等の添削、面接練習など様々なニーズに対応している。2018年度より就職支援システムを導入し、学生たちが求人やインターンシップ、会社説明会の情報を得やすくなっただけでなく、進路希望や内定報告、進路報告もオンラインで行えるようになり利便性が向上した。(7-2-12)

(3) 問題点

留年生、休学者および退学者への対応については、学生ごとに原因となっている事由が異なり、学業成績、大学生生活状況、学内での人間関係、あるいはメンタルの問題など、原因事由が多様かつ複合的に作用しているケースが多い。そこで各部署・各種委員会縦割りの対応ではなく、関連部署・教務委員会および学生委員会の横断的連携により組織的、かつ学生の現状に即した対応が必要とされている。

学生の修学環境の整備については、障がい学生に対する配慮が課題である。八王子キャンパスから井の頭キャンパスに移転した後は、多目的トイレなどハード面でのバリアフリーには対応しているが、聴覚や視覚に障がいを持った学生にも対応できるよう、今後はソフト面を含めた障がい学生のための支援体制を検討し、環境を整えて行く必要がある。

就職活動に関しては、企業の採用活動が早期化する傾向に応じた低学年からの支援が必要となっている。学業や課外活動とスケジュールの折り合いをつけながら、インターンシップや対策講座を、推奨する方策が課題となる。関係部署、各学部、保護者や各企業と連携を深めながら、より良い支援を模索していきたい。

保健センターについては、学生および教職員の健康管理に不可欠であり、今後も維持・継続する。

学生相談室については、井の頭キャンパス学生相談室の存在を周知するため、新入生オリエンテーションおよびガイダンスなど、機会をとらえたチラシ配布を行い、その内容をより学生に分かり易いものにしていく。

井の頭キャンパス移転後の課外活動における場所の確保の問題は、根本的な解決には至っていないが、三鷹市との連携など、引き続き可能な限り対応していく。

(4) 課題に対する改善状況

留年、休学および退学は学修意欲の低下によることが多く、その根源的な原因にメンタ

ルヘルス事由がある場合が少なくない。そのため学生相談室閉室時間中にも対応できるよう 24 時間の電話相談を実施しているが、昨年度まで保健学部の学生は 24 時間の電話サービスの対象外であった。このため、2019 年 4 月より保健学部の学生も 24 時間相談サービスの対象に組み入れ、体制が整えられた。(7-2-8)

学生の修学環境の整備に関しては、障がい学生に配慮した修学環境整備として、聴覚や視覚に障がいを持った学生の受入れ経験の不足を補うために、ワーキンググループを立ち上げ「基本方針」と「障がいのある受験生からの問い合わせ対応のフロー」を作成した。2019 年に東京都の受動喫煙防止条例が制定されたことから、2019 (令和元) 年 7 月よりキャンパス講義棟の屋内喫煙所は廃止となり、隔離された喫煙所を新たに設置した。

(5) 全体のまとめ

保健学部・総合政策学部・外国語学部のキャンパスが八王子キャンパスから井の頭キャンパスへ移転後 3 年が経過し、3 学部の学生支援全般において様々な対応は整備されつつある。

しかしながら、留年者・退学者は微増しており、特に保健学部と総合政策学部、外国語学部では 1 年次の退学が多いことから、入学後の進路希望の変化などに伴う修学意欲の低下が原因となっているものと考えられる。そのため、個別対応の重要性は当然のことながら、杏林大学はどんな大学であるのかを受験生のみならず、入学前の時点で保護者や高校関係者にさらに分かりやすく発信していくことでミスマッチを低減させ、留年者・退学者の減少に繋がると考える。

就職支援においては、文系は就活トライアル、就職活動シミュレーション、理系は就職ガイダンスを通じて、学生の意識向上に効果が見られ、引き続き取り組みを進めていく。また、総合政策学部と外国語学部では、保護者に対する就職説明会を行い、就職支援に対する理解と家庭でのサポートを求めている。これらの取り組みにも効果が見られるため継続していく。

根拠資料

- ・資料 7-1-1：学生支援センター規程
- ・資料 7-1-2：学生案内（冊子）
- ・資料 7-2-1：あんずの窓口
- ・資料 7-2-2：学生ハンドブック「Kyorin. 2019」（冊子） p2～3、p90、p91、p110～113、p124～125
- ・資料 7-2-3：2019 年度夏期合宿スケジュール
- ・資料 7-2-4：2019 履修案内・授業内容（シラバス）抜粋（英語・医学英語 I）
- ・資料 7-2-5：2018 年度 退学者数

- ・資料 7-2-6：杏林大学奨学生規程
- ・資料 7-2-7：奨学金ガイドブック（冊子）
- ・資料 7-2-8：24 時間電話健康相談サービス・メンタルヘルスのカウンセリングサービス
「パンフレット」
- ・資料 7-2-9：杏林学園ハラスメント防止等に関する規程
- ・資料 7-2-10：学校法人杏林学園組織図
- ・資料 7-2-11：杏林大学キャリアサポート運営規定
- ・資料 7-2-12：Placement handbook 2019（冊子）
- ・資料 7-2-13：（保）就職ガイダンススケジュール
- ・資料 7-2-14：総合政策学部就活トライアル/外国語学部就職活動シミュレーション
- ・資料 7-2-15：PALETTE'19（冊子）
- ・資料 7-2-16：2019 ボランティア申請一覧
- ・資料 7-3-1：杏林大学医学部学生委員会規程
- ・資料 7-3-2：2019 年度第 10 回学生支援センター会議議事録

第 8 章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学設置基準、特に第40条の3「大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする」ことを基本方針とし、それに基づき中期的な方針を策定してきた。

井の頭キャンパスの整備に続いて、医学部を中心にした三鷹キャンパスの将来構想（グラウンドデザイン）を検討するプロジェクトがスタートしている。キャンパスが古いため、講義室など遅れている学生の教育環境の改善を最優先に進めていく計画である。講義棟、研究棟などの整備については、学内から広く意見を求めていく。この内容は、学外向けの広報誌「あんず」2019年秋号に掲載した。また、大学ホームページにも掲載している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

【施設、設備等の整備及び管理・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備】

キャンパスの校地・校舎面積および医学付属病院の面積は、いずれも大学設置基準上必要な面積を大きく上回っている。

「大学全体」

校地面積(m ²)	設置基準上必要な校地面積(m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要な校舎面積(m ²)
220,816 m ²	68,557 m ²	117,073 m ²	50,143 m ²

「医学部付属病院」

付属病院の面積(m ²)	設置基準上必要な面積(m ²)	
120,895 m ²	35,100 m ²	

本学の校地は、三鷹キャンパスに医学部、保健学部看護学科(看護学専攻)および医学研究科、井の頭キャンパスに保健学部(看護学専攻を除く)、総合政策学部、外国語学部、保健学研究科、国際協力研究科を擁し、そのほかに、医学部付属病院、医学部付属看護専門学校を設置している。それぞれの目的に応じた校舎・施設を整備するとともに、体育館やグラウンド・テニスコートなどの運動施設、図書館、食堂、売店、クラブ部室などを整備している。

ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備については、年度ごとに総合情報センター運営委員会で基本方針を定め、井の頭キャンパス、三鷹キャンパスの ICT 環境の維持・改善・発展、セキュリティ環境の整備に努めている。基本方針は、各学部における情報機器の整備・利用に関する意見を集約し、総合情報センター運営委員会の審議を経て策定され、その内容は、具体的な整備計画に反映している。

2019 年度の主な整備実績として、(1)「情報セキュリティ基本規程」(根拠資料 8-2-1) 制定及び それを踏まえた CISO・会議体等の確立 (2) 三鷹キャンパスの無線 LAN の整備 (主に外来棟 10 階) (3) ペーパーレス電子会議システムの機能追加 (4) あんずネットの再構築 (クラウドシステム化、外部アクセス可能化) 等を行った (根拠資料 8-2-2)。

ネットワーク環境については、キャンパス内の利用環境改善のために、速度帯域「10Gbps」を中心としたネットワーク網を構築済である。サーバールームを中心にスター型ネットワーク機器配備を行い、棟間及びフロア間の基本速度帯域も「10Gbps」としている。

また、インターネット回線は、国立情報学研究所(学術情報センター:NII)による SINET5 (サイネットファイブ) を利用中で、2015 年度より速度帯域「100Mbps」から「1Gbps」に増強している。2016 年度には、「三鷹キャンパス」から「井の頭キャンパス」間を、WDM 装置 (Wavelength Division Multiplexing : 波長分割多重方式) を利用し、帯域の異なる「学内 LAN」、「業務 LAN」及び「電話網」を、1 つの装置で通信可能としている。

【施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保】

施設・設備の維持・管理は、経理部施設課が主として担当している。施設課には、施設・設備等の維持・管理に必要な有資格者が配属されており、これらの職員が専門的な技術・知識を基に自ら、または専門業者と打合せをしながら、日常および定期的維持・管理、保全等を行っている。また、法律によって義務付けられている主任技術者等の選任については、職員(有資格者)の中から担当者を選任し、法令で規定された職務についての権限を与え、責任を持たせている(根拠資料 8-2-3)。

キャンパスの施設・設備の安全・安心対策として、第一に挙げるのが耐震化である。

1980(昭和 55)年に実施された建築基準法(耐震関係規定)の施行前に建設した建物は三鷹キャンパスに 5 棟あり、耐震診断をすべて実施するとともに順次耐震補強工事を行った。

井の頭キャンパスの情報教育設備としては、PC 室が 4 室、CALL 教室が 2 室、PBL 教室が 4 室、ノート PC100 台を常備したフレキシブルに使用できる教室が 1 室ある。また、各講義室・実習室には、教卓 PC、プロジェクター、スクリーンを整備し、ほぼすべての授業で ICT を活用した授業が展開できる。

三鷹キャンパスの情報教育設備としては、PC 室が 2 室、PBL 教室が 16 室ある。各講義室にはスクリーンとプロジェクター、オーディオ機器を整備している。各実習室には、モニターとオーディオ機器を配置している。

これらの設備の管理は総合情報センターが担い、すべての教育用 PC はドメインで管理しており、不具合発生時には迅速に対応している。三鷹キャンパスは更に管理者を置き、緊急時の対応を行っている。また、アンチウイルスソフトやセキュリティパッチの更新も定期的に行っている。安全対策を行っている。

安全、衛生を確保するために「杏林学園安全衛生管理規程」が定められ、規程に基づいて設置された安全衛生委員会が、安全衛生の確保・推進のための検証を行っている。また、三鷹、井の頭キャンパスには各監視装置を設置し、施設・設備の衛生・安全に関わる運転・管理および異常について集中管理し、防災センターとしての機能を 24 時間態勢で行っている。さらに、各施設・設備については、定期的に保守点検・清掃を行い、衛生・安全確保に努めている。一方、学生生活ではキャンパス内の不審者等の対策として監視カメラの設置や教職員と警備員の連携を図り巡回を強化している(根拠資料 8-2-4)。

そのほか、学習環境の妨げとならないよう出入り業者等を交えた月例の安全連絡会議を開催して安全管理を徹底している。施工業者からは工事の進捗状況報告の場とした工事工程会議を毎週開催している。

災害等に対しては、「杏林学園地震防災計画」、「杏林学園における危機管理規則」により体制を整備するとともに、防災訓練を実施している(根拠資料 8-2-5、8-2-6)。

【学生の自主的な学習の促進するための環境整備】

井の頭キャンパスの PC 室 3 室は、授業で使用していない時間帯は開放し、学生が自由に PC を利用できるよう整備している。また、学生証のタッチにより貸出できる PC ロッカーを図書館内と B 棟 2 階に整備し、早朝や夜間も貸出・返却を可能としており、時間に縛られることなく自主的な学習ができる機会を提供している。

井の頭キャンパスのほぼ全域に無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学生個人の PC も統合認証に伴う ID・パスワードを入力したうえで接続が可能である。

三鷹キャンパスは、PC 室を 2 室のうち 1 室を開放して、学生が自主学習できるよう整備している。無線 LAN は、医学部講義棟・看護医学研究棟の学生ホールと図書館にアクセスポイントを設置し、学生が接続できるよう整備している。

【教職員・学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み】

本学では、学内における情報システムが適切かつ効率的に管理・運営されるために、杏林大学総合情報センター規程（根拠資料 8-2-7）及び杏林大学学内 LAN 管理・運営規程（根拠資料 8-2-8）を定めている。また、情報倫理・セキュリティ意識の向上を図るために、学内のネットワークの利用について、新入生に対してはガイダンス時に学内 LAN 利用講習会（根拠資料 8-2-9）を実施し、学内 LAN 利用同意書を提出した学生にのみ許可をしている。また大学ハンドブックにも情報システムの利用の際の注意を記載している（根拠資料 8-2-10）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

杏林大学では、医学分館（三鷹キャンパス）と井の頭分館（井の頭キャンパス）の二つの図書館を設置している。医学分館では主に医学部と保健学部看護学科看護学専攻、看護専門学校（2020 年度を以て閉校）の学生・大学院生・教職員を対象にサービスを行っている。井の頭分館では主に保健学部、総合政策学部、外国語学部の学生・大学院生・教職員を対象にサービスを行っている。

二分館の蔵書および電子資料は、図書 420,576 冊、定期刊行物 1,126 種、視聴覚資料 10,863 点、電子ブック 62,516 種、電子ジャーナル 99,420 種（オープンアクセス誌を含む）、データベース 30 種を提供しており、各学部で必要とする資料、電子リソースを十分備えている。年間資料費は 1 億 9 千 767 万 2,000 円である（表 1）。学部と研究科に在籍する学生・大学院生の合計は 5,444 人（根拠資料 8-3-1）で、学生 1 人当たりの資料費は 3 万 6,310 円である。全国大学図書館の一人当たりの資料費は 2 万 2,008 円（根拠資料 8-3-2 より算出）で、医療・保健分野の電子ジャーナルなどを積極的に収集しているため全国平均を大きく上回っている。

表 1. 図書、学術雑誌、電子資料の整備状況、年間資料費

分館	図書冊数	定期刊行物種類	視聴覚資料	電子ブック	電子ジャーナル	データベース	年間資料費(千円)
医学	230,625	537	4,248	(全館共通)	(全館共通)	10	(全館共通)
井の頭	189,951	589	6,615			20	
合計	420,576	1,126	10,863	62,516	99,420	30	197,672

図書館業務システムを平成 6 年に導入し、国立情報学研究所の総合目録システム NACSIS-CAT、相互貸借システム NACSIS-ILL に加入して国内外の教育研究機関と目録情報を共用し、情報の相互提供体制を整備している。それらを通じて行った相互協力は複写の受付が 5,669 件、依頼が 1,339 件、貸借の貸出が 54 件、借受が 16 件であった (表 2)。

その他に、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、協力活動を行っている。また、三鷹市立図書館、日本赤十字看護大学図書館とそれぞれ連携し、三鷹市立図書館利用者への資料貸出、日本赤十字看護大学と当大学の図書館相互利用を行っている (根拠資料 8-3-3 の II 個別事項 (I) 他機関との連携より)。

表 2. 利用者人数、貸出冊数、レファレンス受付数、相互協力件数

分館	利用者人数	貸出冊数	レファレンス	相互協力				電子リソース 利用	リモート アクセス利用
				複写		貸借			
医学	141,525	24,275	1,139	受	5,134	貸	28	264,123	(全館共通)
				依	1,128	借	3		
井の頭	237,157	24,347	2,082	受	535	貸	26	786,925	
				依	211	借	13		
合計	378,682	48,622	3,221	受	5,669	貸	54	1,051,048	38,184
				依	1,339	借	16		

情報検索および学習用のパソコンを医学分館では 24 台設置している。貸出用のノートパソコンは医学分館では 5 台、井の頭分館で 60 台用意している。また二分館で無線 LAN を敷設し、インターネットへのアクセス環境を確保している。電子ジャーナルとデータベース (表 3) は学内ネットワーク上の PC であればどこからでも利用可能であり、そのほとんどは EzProxy による認証システムを通すことで学外からの利用も可能となっている。また、リンクリゾルバ(SFX)を導入し、電子リソースへの適切なナビゲーションを実現している。

利用者への対応として、各学部学生、大学院生に向けた授業・講習会を行い、図書館資料、電子ジャーナル・電子ブック、データベース、リモートアクセス、相互貸借、などの利用方法を指導している。

表 3. データベース一覧

Cochrane Library	Library PressReader	ブリタニカオン ライン	全宋詩分析系統
D1-Law	Oxford English Dictionary Online	メディカルオン ライン	東洋経済デジタルコン テンツ・ ライブラリー
Early English Books Online	PsycINFO	ヨミダス歴史館	日経 BP 記事検索サー ビス
EBSCOhost Business Source Complete	SCOPUS	医中誌 Web	日経テレコン 21
EBSCOhost CINAHL	UpToDate	国際問題 Web	聞蔵 II
EBSCOhost MEDLINE	VISUALEARN CLOUD	今日の診療 Web	毎索
iJAMP	Westlaw Japan	最新看護索引 Web	
JCR	ジャパナレッ ジ	小学館コーパス ネット ワーク	

利用環境としては閲覧席が 808 席あり、井の頭キャンパスへの移転時(2016 年 4 月)に 108 席増設する事が出来た。館内設備には個人学習室、AV ブース、車椅子用閲覧席、閲覧席へのコンセントや軽い飲食が可能なリフレッシュルームなどを整備。グループ学習室も 5 室完備し、プレゼンテーションの練習などに積極的に利用され、試験前の平日など利用率が 75%を超えることもある(根拠資料 8-3-4)。

平日の開館時間は 8:30~22:30、開館日数は医学分館が 349 日、井の頭分館が 338 日と、平日だけでなく土・日・祝日も開館して多くの利用者が利用できるよう配慮している。(表 4)。

表 4. 閲覧席、職員の配置、職員当たりの学生人数、開館日数と時間

分館	閲覧席数	職員 (司書資格)	職員一人当たりの 学生人数	開館日数	開館時間
医学	280	16(9)	164.9	349	平日 8:30~22:30
					土日祝日 9:00~22:30
井の頭	528	17(8)		338	平日 8:30~22:30
					土日祝日 9:00~17:00
					祝日授業日 9:00~19:00
					長期休暇中 9:00~17:00
合計	808	33(17)			

【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

図書館職員一人当たりの学生数は165.0人で、全国平均の211.8人（根拠資料8-3-2より算出）より余裕のある人員数となっている。なお、医学図書館職員のうち6人が専任職員、井の頭図書館職員のうち5人が専任職員である。また、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、情報交換・研修会への参加・講師派遣を通じて職員の能力開発を図り、利用者へのサービス向上に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

【研究活動を促進させるための条件の整備】

教員の研究活動を支えることは、大学の重要なミッションであり、本学では全学的な取り組みとして研究者を支援する体制を整備している。このため本学では、女性研究者研究活動支援事業の推進、研究力の強化、研究環境の改善、競争的資金の獲得強化、産学連携事業の推進を柱に据え、研究活動支援を行っている。これらの内容は、ホームページで公表している。

その具体的な取り組みとしては、外部資金獲得の支援のための情報収集と提供、間接経費等の有効活用策の検討、研究者各々のワークライフバランスに配慮した研究活動支援等が挙げられる（根拠資料8-4-1）。杏林大学第3次中期5カ年計画（2013~2017年度）では、杏林大学の機能強化の一環として、研究活動の活性化に取り組み、研究の異分野融合、共同研究を推進した。このため、「コラボたまごセミナー」として、学内講師による研究方法や研究テーマごとのセミナーを実施、共同研究の機会を広げる取り組みを行っている。今後さらに、こうした研究環境の整備・研究力の向上により、広く世間に向けて研究成果を発信し、社会を構成する一員としての役割を果たしていく。

研究室については、文系学部に比して医学部、保健学部では、実験室での共同研究室が多いため個室率が低くなっているが、教員一人あたりの平均面積で見るとそれほど大きな差とは言えない。なお、教員は週一日研究日を設定して研究に当たっている。

外部資金のティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)の制度は、「杏林大学ティーチング・アシスタントに関する規程」、「杏林大学リサーチ・アシスタントに関する規程」および「杏林大学ポスト・ドクターに関する規程」

に基づき運用されている。ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する優秀な学生のうちから必要に応じて任用され、学部学生および修士課程の学生に対する実験、実習、演習などの教育的補助業務を行っている。リサーチ・アシスタントは大学院博士課程に在学する者で学識に優れ、将来研究者となり得る人物を任用し、学部、大学院研究科および研究施設が実施する共同研究等の活動に必要な研究補助業務を行い、ポスト・ドクターは、学位取得者ないしは博士後期課程修了者で優れた研究能力を有する者のうちから研究補助者として研究活動の一部を分担している(根拠資料 8-4-2、8-4-3、8-4-4)。

代表的なものである科学研究費補助金の獲得状況では、平成 29 年度獲得件数 129 件、令和 2 年度には 146 件と 113.1%と増加しており、さらに新規獲得採択は 19%から 25%へ 6%増加の数値を示している(根拠資料 8-4-5)。また本学は 2013 年に研究推進センターを設立し、学際研究や研究活動の推進、公的研究費の情報収集と提供及び応募支援に関する活動等を行っており、外部資金を更に獲得するための方策として、外部講師を招聘しての「科研費ワークショップ」や(根拠資料 8-4-6)、学内の科研費採択の実績のある研究者が講師を務める「科研費セミナー」の開催、主に文系学部を中心とした若手研究者向けのセミナーを開催する等の支援を実施している。2019 年度からは希望者に対し、学内外の実績のある研究者による科研費申請書の添削を実施した。

さらに研究推進の一環として研究設備共用部門の利用を促進するため、文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費、日本医療研究開発機構研究費からの間接経費を活用して、「共同利用機器室」や「共同利用培養室」等、各所に機器・備品の導入を進め、研究環境を整えている。このため、学内から毎年要望書を提出してもらい、研究推進委員会の委員が精査して購入機器を選定している。研究成果の発信も「杏林大学研究業績集」を毎年度発行し(根拠資料 8-4-7)、本学の研究者が行った研究成果を広く社会に公表するとともに、学内外において共同研究の活発化や産学連携のシーズ発掘に資している。

ライフイベントに直面している女性研究者を支援するため、「男女共同参画推進室」と共同で学生の研究支援員の配置を行っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み】

本学では、研究倫理を醸成するために「杏林大学研究者行動指針」(根拠資料 8-5-1)、「杏林大学事務職員行動規範」(根拠資料 8-5-2)を示し、有すべき責任、認識を明確にして、研究に携わる者すべての行動指針・規範としている。研究倫理に関する学内審査機関として、「杏林大学医学部倫理委員会」(根拠資料 8-5-3)、「杏林大学保健学部研究倫理委員会」(根拠資料 8-5-4)、「杏林大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会」(根拠資料 8-5-5)を各々設け、人を対象とした研究が適切に行われているか、また対象となる者が人としての尊

厳や人として尊重されて研究が実施されているか等、研究が倫理上問題なく実施されているかを審査するようにしている。

さらに研究者をはじめ研究に携わる全ての者に求められる倫理規範を修得させるための教育として、APRIN が提供する e ラーニング教育を定期的の実施し、受講を必須としている。また研究活動の不正防止のための取り組みとしては、「杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱」（根拠資料 8-5-6）、「杏林大学の公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱」（根拠資料 8-5-7）、「杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程」（根拠資料 8-5-8）、「杏林大学における公的研究費の不正防止計画」（根拠資料 8-5-9）、「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（根拠資料 8-5-10）を定め、周知徹底し不正防止に努めている。

学生を対象にした倫理教育も実施している。例えば外国語学部ではオリエンテーションで広く研究における不正行為等を防ぐための研究倫理教育をしている。また、保健学研究科では「研究倫理」の科目があり、ここで大学院生を対象に研究倫理を教えている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

本学では、学内における情報化を総合的に推進し、教育研究、学生サービスの向上及び事務の効率化を図るため、総合情報センターを設置している。総合情報センターの業務は、教育・研究・事務全般の学園全体の ICT 化及び教職員、学生等の利用者の支援である。総合情報センターには、運営委員会が置かれ、専門的な知見を有する教員と事務職員から構成されている。運営委員会は、情報化に関する基本計画をまとめており、基本計画は各部門における情報化に係る問題を検討の上、作成している。加えて、基本計画通りに総合情報センターにおいて業務が遂行されているか、確認・評価が実施されている（根拠資料 8-2-2）。

図書館では、全学的な運営に係る重要事項を審議するために図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置している。また、分館ごとの図書館の予算・決算や購入資料の選定を行うために分館長を委員長とする分館運営委員会を設置している。

研究環境の点検・評価のためには、研究推進センターに研究推進委員会を設けている。委員会は全学部からの委員により構成され、基本計画、各種事業の立案・実行、研究に関わる各種要望書の点検・評価を行っている。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

情報化の推進について、2019 年度には、①ネットワークセキュリティの維持管理及び向上、②経費削減のためのシステム導入（ペーパーレス化）、③クラウド・データ共有システムの導入等による、更なる業務の適切かつ効率的な管理・運営を行うべく、学内専用サイト「あんず NET」の再構築を実現した。今後の発展的課題としては、「あんず NET」をワンストップとした他システムとの連携である。その先駆けとして、学内の決裁スピード向上、

ペーパーレス化を同時に実現すべく、電子決裁システム導入を計画中であり、2021年度前半の利用開始を目指している。加えて、2020年3月頃から急速に感染が拡大し始めた新型コロナウイルス感染症に対応すべく、遠隔授業システム導入及びその充実、受講環境が未整備な学生に対する支援策の実現等についても、適時・適切に計画・実行して行く。

また、2019年度に制定した「情報セキュリティ基本規程」の情報セキュリティポリシーを具体化する下位文書として、各種実施規程（規程、基準等）、手順（マニュアル、ガイドライン等）の制定を、2021年度中を目標に進め、情報セキュリティに係る事故やトラブルの複雑化・多様化に迅速に対応して参りたい。

図書館では、全学的な運営に係る重要事項を審議するために図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置している。また、分館ごとの図書館の予算・決算や購入資料の選定を行うために分館長を委員長とする分館運営委員会を設置している。図書館運営委員会は年1回以上、分館運営委員会はそれぞれ年5回以上開催している。また井の頭分館では、保健学部、総合政策学部、外国語学部それぞれに図書委員会を設置し、選書や学部内での課題解決のための意見交換を行っており、分館運営委員会に上申している。

教育研究等環境整備では、研究者が共同で研究機器を利用することが可能である機器や備品を設置している共同利用機器室・共同利用培養室の設備の充実を図っている。併せて、新規導入機器については、案内ポスターの掲示、研究推進センターサイト（Web）への掲載等で周知を行い、研究に共同で利活用するように促している。特に、研究に役立つ機器・設備の整備状況をリアルタイムで情報公開・発信をするため、研究推進センターサイト（Web）上に、検索機能・問い合わせフォームを備えた環境を整備した。これにより、研究者が研究に必要な機器・設備の情報を得やすくなった。

研究環境整備の資金のひとつである間接経費については執行実績報告を毎年度行い、収入や支出の総額や支出内訳の主な内容を公表、また間接経費で購入した大型機器導入事例を紹介し、情報のフィードバックを行っている。

研究活動について、研究推進センター長を委員長とする研究推進委員会で、各部門から寄せられる意見を集約するとともに、研究支援の立案・計画・実施に関する事項を決定している（根拠資料 8-6-1）。さらに本学の研究の中に生まれるシーズを活用することを目的として、産学連携を推進するため「産学連携ポリシー」を策定、産業界をはじめ地域との連携や交流について積極的に取り組んでいる（根拠資料 8-6-2）。産学連携活動についても、研究推進センター長を委員長とする産学連携委員会を設置、各部門の意見を集約し、産学連携の基本方針の策定、本学で実施している産学連携活動の評価、情報の収集・提供・発信について取り組んでいる（根拠資料 8-6-3）。

科研費の採択状況については、毎年度集計結果を会議において報告し、情報共有し、次年度以降に向けて科研費申請数・採択数の増加に向け検討している。加えて、産学連携の分野においても産学官連携に関する目標・計画を策定し、共同研究・受託研究の契約件数増加、また文部科学省等の政府機関が公募する研究プロジェクトへの応募を目指し、研究シーズの発掘及び社会ニーズの把握に取り組んでいる。

（2）長所・特色

情報化の推進について、専門家をそろえた総合情報センターが一括管理を行うことによ

り、新しい環境についての提案や整備の迅速化が可能になった。

図書館については、2016年4月のキャンパス移転により、医学・保健学系と人文・社会学系の学部を有する総合大学としての特色を存分に活用し、学生が双方の図書館を自由に利用し、そのリソースを享受できる環境を構築した。電子リソースは、ほぼ全ての資料がリモートアクセスを通じて、自宅など学外から利用できる環境を整備している。

学生の文献検索や論文・レポート作成に対する特徴的支援として、サポートライブラリオン・サービスを提供した。19の個人やグループが登録し、延べ37件のサポートを行った。また、ミニレクチャーの開催や企画展示など図書館からの情報発信を行っている。ミニレクチャーでは、幅広い演題(*1)に延べ126名が参加し、学部の枠を超えた知見を得る機会が提供できた。企画展示では、教職員・学生の協力を得て様々なテーマ(*2)で行った。

そのほかに、図書館の企画で73件の講習会・ガイダンスを開催した。

(*1)

「令和早々春の陣 本格派のための BNC コーパス入門—辞書執筆者がそっと教える英語学習虎の巻—」

「歴史から見る地震と火山災害」

「黎明期日澳関係の周辺：西園寺公望をめぐって」

「クリスマスに向けてレストランでのフランス料理の楽しみ方」

「腸内フローラと健康」

(*2)

「CCRC のポスターセッションで発表したポスターを学内向けに展示」

「華道部の生け花展示」

「写真部の写真展」

「書道部の書道展」

「教職員の最新執筆論文・記事の展示」

研究支援について、本学では「研究支援員制度」を設け、女性研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間、研究活動の継続のために必要な支援を行っている（資料 18）。この取り組みは 2014 年度の文部科学省の科学技術人材育成補助事業である「女性研究活動支援事業（一般型）」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を開設し、それ以来女性研究者が男性とともに能力を十分に発揮して生き生きと研究活動を行えるよう、きめ細やかな支援体制の確立と環境整備を行っており、本学の特色のひとつである。

(3) 問題点

情報化の推進について、キャンパスが古い三鷹キャンパスで整備が遅れているのが問題

である。現在三鷹キャンパスの将来構想（グランドデザイン）を検討するプロジェクトがスタートしており、将来的な問題の解消が見込まれる。

図書館では、図書館の目標やあるべき姿を誰もが分かりやすい形で提示できていないと、図書館運営委員会で指摘を受けた。また所蔵する蔵書の偏りが見られる点では、どういった資料を選書すべきか選書基準を明確にし、選書方法の改善を図ることが必要である。

ソフト面では講習会を担当できるスタッフの育成が遅れており、人材育成が今後の課題となっている。

また、入館者数や貸出冊数が減少する一方で電子資料の利用は増えているが、リモート環境の整備など、電子資料への多様なアクセスの充実と利用者へのリテラシー教育が必須となって来ている。

研究支援では、研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等をマネジメントする専門的な人材（URA: university research administrator）がいないため、研究者の支援が十分に行えていない。

（４）課題に対する改善状況

情報化の推進について、現在三鷹キャンパスの将来構想（グランドデザイン）を検討するプロジェクトがスタートしており、将来的な問題の解消が見込まれる。

図書館の蔵書の偏りについては、選書を図書委員や教員へ依頼するだけでなく、図書館スタッフが分野別に担当を決めて選書する事で、改善に努めている。講習会スタッフの育成については、複数名で講習会を運営する事によりスキルの共有を図り、能力の向上に努めている。電子資料のリモートアクセスなど、多様な利用環境の講習については、講習内容を改善して利用者への教育と周知を図っている。また、電子資料の充実については、電子ブックでのシラバス掲載教科書や参考書購入のため、新たな予算枠を設けて、多様な媒体での学習環境構築を進めている。

研究支援の専門的人材の不足について、科研費の申請等については経験のある研究者が支援を行っている。

（５）全体のまとめ

校地および校舎面積は法令上の基準を満たしており、かつ教育研究等の環境整備に関する方針に基づき、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えている。情報化の推進について、新しく出来た井の頭キャンパスについては、ほぼ満足いく整備が行われている。遅れている三鷹キャンパスについても、現在改善計画が進行中であり、将来的な改善が見込まれる。

図書館では、キャンパスの移転により、学生をはじめとする利用者が、双方の図書館をより自由に利用できる環境が整った。レポート作成の支援、ミニレクチャー、企画展示などにより、読書だけではない多様なサービスを提供している。今後はこれらの特色ある活動を継

続しながら、課題に対しては総合大学の図書館として、各学部の特徴を生かした選書方針を策定する事により、誰にでも分かる形で図書館の在り方を提示していきたい。資料の整備については、学生が教科書として利用できるような電子ブックの整備を進め、多種多様な電子資料の有効活用と利用指導を進めていく。

「現状説明」として記述したように全体として研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。研究倫理を遵守するための必要な措置を講じて対応しており、教育研究等環境について定期的に点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを行っているため概ね適切に運営されているといえる。

根拠資料

- 8-2-1 杏林学園情報セキュリティ基本規程
- 8-2-2 平成 31 年度事業報告 [2]-5 総合情報センター
- 8-2-3 主任技術者等の選任について
- 8-2-4 杏林学園安全衛生管理規定
- 8-2-5 杏林学園地震防災計画
- 8-2-6 杏林学園における危機管理規則
- 8-2-7 杏林学園総合情報センター規程
- 8-2-8 杏林大学学内 LAN 管理・運営規程
- 8-2-9 杏林大学学内 LAN 利用心得
- 8-2-10 大学ハンドブック 16.総合情報センター
- 8-3-1 大学ウェブサイト 学園データ
- 8-3-2 大学図書館集計 I (2019)
- 8-3-3 大学・短期大学・高専図書館調査票
- 8-3-4 グループ学習室利用統計 (2019 年度)
- 8-4-1 杏林大学研究推進センター概要
- 8-4-2 杏林大学ティーチング・アシスタントに関する規程
- 8-4-3 杏林大学リサーチ・アシスタントに関する規程
- 8-4-4 杏林大学ポスト・ドクターに関する規程
- 8-4-5 科研費 申請数・採択数の推移 (男女別)
- 8-4-6 科研費ワークショップ 案内
- 8-4-7 平成 30 年度杏林大学研究業績集
- 8-5-1 杏林大学研究者行動指針
- 8-5-2 杏林大学事務職員行動規範
- 8-5-3 杏林大学医学部倫理委員会規程
- 8-5-4 杏林大学保健学部研究倫理委員会規程

- 8-5-5 杏林大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会規程
- 8-5-6 杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱
- 8-5-7 杏林大学の公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱
- 8-5-8 杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程
- 8-5-9 杏林大学における公的研究費の不正防止計画
- 8-5-10 杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程
- 8-6-1 杏林大学研究推進センター規程
- 8-6-2 大学ウェブサイト 杏林大学研究推進センター
- 8-6-3 杏林大学産学連携委員会内規

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

地域交流推進室では、地域交流推進室規程（根拠資料9-1-1【ウェブ】）において、「本学の総合大学としての特色を活かした教育・研究成果を元に、地域社会と本学との連携・協力を全学的な視点で図る」と明記されているように、本学が社会に開かれた大学（地（知）の拠点大学）となるべく、幅広く門戸を開き、自治体・企業・教育機関等との連携を深める様々な活動を推進させている。

そのために、以下の方針に沿って本学の社会との連携・協力に関する活動の進展を目指す。本実施には地域交流推進室・杏林 CCRC 研究所ならび高大接続推進室が中心となってこれを行う。

- ① 本学における研究成果を社会に還元するために、公開市民講演会・シンポジウム、生涯教育（「職業実践力育成プログラム」（BP））等を実施する。
- ② 自治体・企業との連携を深めるために、研究推進センターと連携した杏林 CCRC 研究所の研究体制の充実化を図り、官公庁や企業との共同研究を促進させる。
- ③ 地域交流推進室・地域交流課が窓口となり、地域社会（産業・自治体・教育機関等）と大学との組織的な連携をさらに強化・拡大する。
- ④ 多様な地域課題をテーマとした地域志向教育を4学部において展開し、学生の問題発見力・課題解決力の涵養と、地域社会での課題解決活動への参加を促進する。
- ⑤ 地域の健康寿命延伸や産業振興、グローバル化への対応等、課題解決への貢献に研究教育を通じて取り組む。
- ⑥ 地域社会を舞台とした多様な教育・研究の水準を保証するための支援を行う。
- ⑦ 「グローバル人材育成」の領域において高等学校と連携し、大学生・高校生という立場を超えて、若者の能力や意欲を最大限に伸ばしていく体制を整える。

また、国際交流に言及すると、本学は教育理念として「優れた人格を持ち、人のために尽くすことのできる国際的な人材を育成すること」を掲げている。この教育理念のもと、大学設立以来教育・研究における国際交流を展開してきた。取り組みの拡大を踏まえ、2002年に国際交流センターを設置し、「本学の学際的かつ国際的な総合大学の特色を活かし、本学と海外の大学、学術研究機関等との学術・文化および人的交流を図り、もって人材の育成に寄与すること」を方針に定め、全学的な国際交流を推進してきた。（根拠資料9-1-2）

国際交流センターを中心とする取り組みの成果が結実し、2012年度に文部科学省GGJ（経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援）事業の採択を受けた。事業終了後

も、その目的である「卓抜した語学力」「スマートでタフな交渉能力」を兼ね備えたグローバル人材の育成活動を持続的かつ発展的に展開するため、2016年度に『杏林大学におけるグローバル化について』の方針を設定した。この方針に基づき、日本の国際競争力を高める人材を育成することを通じて、本学の社会への貢献につなげていく。(根拠資料 9-1-3)

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

4 学部共通1年次必修科目「地域と大学」(2019年度：1,357人履修)は、地域社会に大学が関与する意義について、グループワークを通じて理解することを目的としている。この科目をきっかけに地域社会に関心を持った学生が、ゼミナールや研究室、サークル等の活動を通じて積極的に地域社会の課題に取り組んでいる。その一部は「地域活動助成費」(根拠資料 9-2-1)によって支援している。あわせて、文部科学省「職業実践力育成プログラム」に基づいた生涯学習講座として「高齢社会における地域活性化コーディネーター養成プログラム」を開講し、周辺自治体の地域住民(2019年度：14名参加)に対して本学の教育資源を活用する機会を設けている。杏林 CCRC 研究所を中心とした地域志向研究においては、主に地域社会の健康寿命延伸・災害に備えるまちづくりにフォーカスを当てて推進し、2019年度は9件(指定・公募合わせて)に取り組んでいる。

促進した社会連携・社会貢献の取り組みの成果については、大学ウェブサイトに公開しており、地域活動報告書とあわせて地域関係者が閲覧する(根拠資料 9-2-2【ウェブ】)ことで、新たな社会へのサービス活動への接続を可能にしている(根拠資料 9-2-3)。また、毎年度「杏林 CCRC フォーラム」と題した本学の地域志向活動の成果報告会を行っているが、それを契機に地域から新たな連携の提案が寄せられるようになっている。

上述した活動は、包括的連携協定を締結している東京都三鷹市・羽村市や、大学コンソーシアム八王子における八王子市との強固な連携がベースとなっており、2019年度には新たに東京都武蔵野市とも包括的連携協定を締結し、学外組織との関係性を拡大・強化してきている(根拠資料 9-2-4)。また、複数の高等学校と「高大接続教育」に関する連携協定を締結(根拠資料 9-2-5)しており、2019年度から本格化した三鷹市内他大学との連携に向けた協議開始もあわせて、高等教育機関との連携が強化されてきた。

このように、地域交流活動を支援する制度の整備のみならず、4学部において活発な活動が行われており、その成果が、文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(以下、大学

COC 事業)・「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(以下、COC+事業)および「大学教育再生加速プログラム」(テーマⅢ:高大接続)(根拠資料 9-2-6【ウェブ】)、さらには「私立大学等改革総合支援事業」地域連携部門の採択につながってきたといえる。

その上で、社会のグローバル化にも対応すべく、国際交流課と連動した地域社会での国際交流活動の企画や、公益財団法人三鷹国際交流協会の諸活動への積極的な参与、米国・ポートランド州立大学との「災害に備えるまちづくり」に関する教育連携、三菱地所レジデンス株式会社との産学連携協定(根拠資料 9-2-7)に基づく防災教材の多言語化等、新たな取り組みも進めてきている。

また、本学では、海外 18 か国/地域の 57 学術機関と協定を結び、学生の交換・派遣、教職員の学術交流を行っている。2019 年度は 2 大学(イタリア・フィレンツェ大学、アメリカ・エンポリア州立大学)と新たな協定を締結した。その結果、2019 年度の学生海外派遣実績は、3 か月以上の留学が 87 名、2 か月以内の研修が 106 名であった。受入留学生は、2019 年度の海外協定校からの交換、派遣は 3 か国/地域から 38 名、編転入生は 3 名、大学院への留学生は 3 名で合計 44 名あった。(根拠資料 9-2-8) また、協定校であるベルギーのヘルモ・カレッジより国際教育担当の教員 2 名を招き、交換留学の打ち合わせや、留学希望者に対する説明会、面談を行った。(根拠資料 9-2-9【ウェブ】) 多様な学術機関との連携は、本学の教育・研究面での国際化を促進しており、その成果は地域社会にも還元されている。

例えば、本学が包括的連携協定を締結している三鷹市においては、市内小中学校での英語教育のボランティア活動や交流イベントへの参加を通じて、地域社会の国際化に寄与する活動を展開している。2019 年度の具体的な活動事例として、三鷹市立南浦小学校の依頼に応じ、9 月と 2 月に本学留学生のべ 11 人が、5 年生の英語の授業にボランティア参加した活動がある。留学生は自分の小学校時代の様子を英語でプレゼンテーションしたり、子供たちとゲームやクイズをしたり、一緒に給食を食べたりして交流を行い、地元小学生の異文化コミュニケーションと異文化理解、英語力向上に寄与した。(根拠資料 9-2-10【ウェブ】) また、三鷹市所在の特定非営利活動法人「伝統文化と和みの広場」との連携による日本文化体験交流プログラムを開催した。このイベントは、「伝統文化と和みの広場」関係者 6 名が講師、本学日本人学生 13 名がサポート係となり、留学生(23 名)が「茶道・華道・着付」を学ぶ場としたが、同時に地域住民と留学生との異文化交流を促進させる成果にもつながった。(根拠資料 9-2-11【ウェブ】)

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく 定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述の諸活動については、4 学部教員および地域交流課・教務課・学生支援課等の関係事務職員から構成される地域交流委員会や、「大学 COC 事業・COC+事業」の関連事項を検討する杏林 CCRC 拠点推進委員会等（根拠資料 9-3-1）において、その活動を企画・運営・確認している。あわせて、全学園の事項を検討する運営審議会においても成果を随時報告し、チェック機能とすることで、活動の PDCA サイクルを確立している。

また、海外の協定締結学術機関との連携活動については、4 学部教員および国際交流課等の関係事務職員で構成される国際交流委員会において、実績を定期的に点検し、必要に応じて協定を新規に結ぶなどの見直しを行っている。あわせて、全学園の事項を検討する運営審議会においても成果を随時報告し、チェック機能とすることで、活動の PDCA サイクルを確立している。

また、国内社会との連携活動については、参加学生や受け入れ主体の意見を国際交流課において把握し、国際交流委員会に報告、必要に応じて見直しを行っている。また関係部署である地域交流課とは活動ごとに意見交換を実施し、より実効性の高い活動になるよう検討している。

（2）長所・特色

毎年継続して『地域交流活動報告書』を発行、外部への公表を行う作業を通じて、各学部・病院で行われている地域交流活動をまとめて収集・公表することを行っている。あわせて、地域交流推進室および杏林 CCRC 研究所が主体となって、学外での地域を舞台とした教育・研究活動の補助となる「地域活動助成費」を設け、スタートアップおよび活動拡大に向けた財政面での支援を行っている。これらの取り組みが新たな地域交流活動の創出に寄与している。

また、2019 年度まで取り組んできた大学 COC 事業・COC+事業の成果に加え、2016 年の井の頭キャンパス設置による 4 学部の教育・研究資源の三鷹市内への集約が、4 学部共通必修科目「地域と大学」の展開といったこれまでにない地域志向教育・研究活動の拡がりを生んだ。その成果を踏まえ、キャンパス周辺に立地する他大学との連携や、大学 COC 事業の連携自治体以外の自治体での活動、地方創生（主に東北地方対象）・地域のグローバル化における諸活動への参加等、内容・場所にも拡がりが生じている。

国際交流の観点では、上述したように、多様な学術機関との協定を通じた研究・教育活動の国際化によるグローバル人材の育成は文系学部において就職成果にもつながっており、日本の国際競争力の向上に寄与していると言える。特に、日本と関係が深い中国語圏での活躍を想定して、本学が特色としてきた中国語教育の充実を図るための交換留学の派遣・受入を積極的に行ってきた。この教育の国際化は、GGJ 事業の主幹学部であった外国語学部のみならず、総合政策学部における「グローバルキャリアプログラム（GCP）」設置や、保健学部・医学部における留学先および海外研修先の充実など、全学的な動きへと拡大しており、成果が蓄積されている。

グローバルな視座を持った学生が地域社会の課題解決活動に参加したり、海外からの留

学生が地域住民との交流イベントに積極的に参加したりすることは、地域社会の国際化という面から見て有益な社会連携・社会貢献機会となっており、今後も引き続き拡充していきたい。

(3) 問題点

定期的に教職員が入れ替わる中で、既存の有意義な取り組みを維持しつつ新たな取り組みを作り上げていくには、地域交流活動に関わるプレイヤーを新規開拓していくことが重要となる。

協定締結学術機関との活動における課題は、英語教育充実のための交換留学可能な協定校を増やすことにある。本学学生の英語圏の大学への留学希望は多いが、英語圏から本学への留学希望が少ないため交換協定が結びにくい状況である。そのため、現状では欧米で交換留学可能な大学は1校のみとなっており、改善していく必要がある。

社会連携・社会貢献活動においては、現状では関係者への情報収集と検討にとどまっているPDCAサイクルを明確に確立した上で、グローバルな視点からの社会連携・社会貢献活動の意義を国際交流委員会・国際交流課等において再確認し、新たなプログラムを他部署と連携しつつ増加させる体制を構築する必要がある。

(4) 課題に対する改善状況

特になし

(5) 全体のまとめ

これまでも進められてきた各学部での地域交流活動を前提に、4学部間連携に伴う医療系総合大学としての特性を生かした新たな地域志向教育・研究を強化していきたい。

問題点において指摘したように、新たな取り組みを作り上げていくには、地域交流活動に関わるプレイヤーを新規開拓していくことが重要となる。そこで、FD・SD活動のみならず、地域交流委員会が有する学部を越えたネットワークを活かし、杏林CCRC研究所等を利活用した地域における教育・研究の場の充実、活動に対する対外的な広報の強化等、活動を行うことによる「インセンティブ」を目に見える形で周知していきたい。その成果をもって、これまで地域交流活動に関わってこなかった教職員が、興味を持てるような雰囲気作りを進めていく。

また、国際競争力を持つ人材の育成を通じた社会貢献という方針のもと、国際交流センター・国際交流課では、海外学術機関との人的交流の促進を主な事業としているため、海外協定の締結、学生の海外派遣、留学生の受入れに力点を置いている。そのため、国内地域を舞台とした国際交流活動は、井の頭キャンパス移転を契機に増加したものの、依然として多いとは言えない。しかし、既存の取り組みは一定の成果を上げており、それを糸口としてより発展させることは可能である。

今後は、国際交流センター・国際交流課の既存諸事業をベースとして、キャンパス周辺地域における新たな社会連携・社会貢献活動に結びつく取り組みを検討していきたい。

根拠資料

- 9-1-1 杏林大学地域交流推進室規程
- 9-1-2 杏林大学国際交流センター規程（第2条）
- 9-1-3 杏林大学におけるグローバル化について
- 9-2-1 2019年度「地域活動助成事業」一覧
- 9-2-2 [大学ホームページ] 社会との連携
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/society/area>
- 9-2-3 2019年度杏林大学地域交流活動報告書
- 9-2-4 東京都三鷹市・羽村市・武蔵野市との「包括的連携協定」
- 9-2-5 高大連携対象校一覧
- 9-2-6 [大学ホームページ] 大学教育再生加速プログラムテーマⅢ（高大接続）
<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/trilingual/>
- 9-2-7 三菱地所レジデンス株式会社との業務提携に関する協定書
- 9-2-8 学術交流協定大学一覧、留学生先一覧、受入留学生名簿
- 9-2-9 [大学ホームページ] ベルギーHELMo カレッジ Leticia Lemaire 氏と Jean-Pierre Schils 氏が本学を訪問
<http://www.kyorin-u.ac.jp/cn/html/kyorin/00007/201905201/index.html>
- 9-2-10 [大学ホームページ] 三鷹市立南浦小学生との外国語での交流授業を実施
<http://www.kyorin-u.ac.jp/cn/html/kyorin/00007/201909121/index.html>
<http://www.kyorin-u.ac.jp/cn/html/kyorin/00007/202002181/index.html>
- 9-2-11 [大学ホームページ] グローバルセミナー「日本文化体験（3回シリーズ）」を実施
<https://www.kyorin-u.ac.jp/cn/html/kyorin/00007/202001311/index.html>
- 9-3-1 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）運用規程
- 9-3-2 国際交流課5か年度中期事業計画

第10章 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

杏林大学の目的・使命は「教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と杏林大学学則に定められている（根拠資料：杏林大学学則第1条）。目的を達成するため、以下の教学および法人組織を構成している。

本学は、建学の精神である「眞・善・美の探求」および理念・目的は大学ホームページ及び大学案内、及び履修案内に掲載して周知している。理念・目的を実現するため、杏林大学の5ヵ年度に亘る中期事業計画（2020～2024年）を策定し、理事会において審議し承認されている。これらの内容は、学部長会議において学長より、理事会において理事長、学長より随時大学運営方針に係る伝達を受けながら策定されてきたものである。学内の教職員へは役職者から周知を行っているが周知についてはまだ十分とは言えないと考えており、今後、学内者専用のホームページ（あんずNET）及び大学ホームページ等にも掲載して周知することを検討したい。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

中期事業計画に基づき、年頭に職員一同が会して4役（理事長、副理事長、学長、医学部付属病院長）から大学運営に関する方針を伝達し、年度初めには学内報等により役職者（各学部長・研究科長）を含めて改めて全学的に方針を伝達している。また、理事会（2020年3月16日開催）承認後に、出席者から関係部署への周知を計っている。加えて、方針は大学ホームページに掲載しており、加えて年2回（春、秋）発行する機関紙「あんず」（根拠資料：10-1-2）において法人の運営方針、大学の事業計画の詳細を周知している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

法人の組織は大学運営、方針等の決定機関としての理事会、評議員会の他、本学特有の審議機関として教学事項等の審議を行う教授会等と理事会との調整にあたる運営審議会(根拠資料：10-2-1)が設置されている。

杏林学園寄附行為及び各種規程に基づいた大学の教学組織として、大学評議会、大学院委員会、学部長会議、教授会、研究科委員会が置かれている。また、事務組織として事務部長会、部課長会が置かれ、これらの組織が有機的に機能し、意思統一が図られている。

・学長の選任方法と権限の明示

学長、学部長および研究科長等の権限と責任の明確化および選考方法については以下の通り定められている。

学長は学則で任務を本学並びに本学附属教育機関の教育および研究に関する事項を統括することが定められている。また学長は、杏林大学役職規程(根拠資料：10-2-2)で大学の最高責任者として、校務を掌理し、所属職員を統督し、大学の教育、研究及び学生に関する事項を処理すると明確に定められており、大学の教育、研究及び学生に関する事項につき、杏林学園(法人)の運営と関連し、その調整を必要とする事項については、学長は、学園の理事長と合議するものと定められている。

学長の選考については、杏林大学長選考規程の定めるところにより人格高潔で学識が優れ、大学の管理運営と教学指導に関し識見と実行力を持ちかつ本学の建学の精神の理解と実現に熱意を有する者とされており任期は4年、再任による任期の延長は妨げないと杏林大学役職規程で定められている。また、杏林大学長選考規程(根拠資料：10-2-3)並びに杏林大学長選考規程実施細則(根拠資料：10-2-4)の定める所により、学長候補者の選出から選挙、学長の決定までを詳細にわたり定めている。

・役職者の選任方法と権限の明示

杏林大学役職規程により、学部長の任務は、当該学部の校務を掌理し、所属職員を指揮監督して、教育及び研究の責に任ずるとされ、任期は2年、学長の推薦に基づき、理事会の議を経て、理事長が任命している。また、杏林大学教授会規定(根拠資料：10-2-5)により学部長は教授会の議長であると定められており、教授会では「(1)教育に関する事項(2)教員人事に関する事項(3)学生に関する事項(4)研究に関する事項(5)その他に関連し、学部長が必要と認めた事項」を審議している。

杏林大学大学院学則(根拠資料10-2-6)により、研究科長の任務は、その研究科に関する事項を掌理するとされ、任期は2年、学長の推薦に基づき、理事会の議を経て、理事長が任命している。また、研究科長は研究科委員会の議長であり、研究科委員会では「(1)大学院に関する事項(2)大学院の組織に関する事項(3)その他大学院に関する重要事項」を審議している。

以上、本学における学長をはじめとした役職者については必要な役職が適切に整備され、各役職の権限を明記、その職責を果たすべき規程が整備されており、選考にあたっても適切な選考が行われている。

・教授会の役割の明確化

教授会は学則により、学長及び学部長が司る次の事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるができるよう定めている。教授会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時開催する。

- ・教育に関する事項、教員人事に関する事項、学生に関する事項
- ・研究に関する事項、その他各号に関連し、学長等が必要と認めた事項

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学長は、学則第8条により「本学並びに本学付属教育機関の教育及び研究に関する事項を統括する。」と定めている。また、学則第12条において学長は教授会へ出席し意見を聴くことができ、また、教育、教員人事、学生、研究等意見を求めることができる。教授会での決定事項のうち学則及び諸規程、大学の自己評価その他教学に関する事項は学長が議長となる大学評議会に諮られる。また、学部間等の連絡調整や意見集約を行う学部長会議(根拠資料10-2-7)では、学長を議長とし、構成員として各学部長、研究科長他、大学運営に係る責任者及び事務局長、大学事務部長、総務部長、経理部長をもって構成している。

・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

法人の意思決定については、理事長が議長を務め、また、学長・学部長が理事となっている理事会で、法人運営上における重要事項を審議、決定する。なお、杏林学園寄附行為に定められた事項については、理事長は予め評議員会の意見を聞かなければならない。また、理事会と各学部教授会の調整にあたるものとして杏林学園運営審議会を開催し理事長が議長となり、原則毎月1回開催し、法人と大学と理事長、学長及び学部長等で連携を図

っている。

・学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見は、学長との懇談会や医学部、保健学部は担任制度、総合政策学部、外国語学部ではプレゼミナール、ゼミナールにおいて対応し、その他、学生アンケートにより収集して対応している。そして、医学部では教務委員会に学生代表が出席し、意見を述べる機会が設けられている。井の頭キャンパス(保健学部・総合政策学部・外国語学部)では学生支援課に学生意見箱を設置しており、投書には必ず回答し回答を掲示している。また、教員には教授会および専任者会議等で意見を述べる機会が事務職員等は目標管理制度、自己申告書の提出の時期に管理職との面談を義務付けられており、研修時や各部署のミーティング等において意見を聴くことで確保され、重要案件については上位組織において対応している。

<適切な危機管理対策の実施>

本学における危機管理体制は、「杏林学園における危機管理規則」(根拠資料8-2-6)に定められている。規則では、危機管理の統括者は理事長であり、全学の危機管理体制の充実に努めることとされている。また、全学的な対処が必要な危機事象が発生した場合には、速やかに危機対策本部を設置して対処に当たることが明記されている。対策本部には副理事長、学長、病院長、事務局長、総務部長のほか、必要に応じて防火・防災管理者等を含み、適切な危機管理体制を構築している。その他、重要な情報セキュリティ、ハラスメント、地震防災、内部監査、医療安全、地球温暖化対策等、それぞれ規程を設け対応している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算執行プロセスの明確性及び透明性>

・内部統制等

予算編成は、9月に予算編成スケジュール案を経理部が策定し、理事長と調整決定する。予算編成の基礎となる予算編成方針は12月の理事会で承認を受け、決定された後、その予算編成方針に基づき、各部門および各学部、それに法人の総合的観点の方針が加味された有機的な予算編成を組むこととしている。

予算編成部門は、法人本部・各学部・付属病院などに分かれ、それぞれ事業計画案と予算要求額(所要見込額)について、教授会、各関連委員会等において審議を経た後に経理部に提出される。経理部は、提出された資料を集計し「予算編成原案」の作成を行う。

「予算編成原案」の審議は、理事長の補佐機関である「予算検討会議」が行い、教育・研究・診療活動などを総合的に検討して決定される。また、高額な費用を必要とするセンター部門や管理部門の「主管部署」については、その妥当性を判断する補助金関係学内予算調整会議、および予算検討委員会においてヒアリングを別途実施している。予算検討会議において審議された「予算編成原案」は、理事長に報告、説明を経て決定され、評議員会（諮問機関）、理事会に予算案として審議され決定となる。2019(令和元)年度も同様の経緯を経て予算が決定された。

・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の執行は、経理部所管の「財務会計システム」より当該年度の予算執行状況を把握している。月々の執行状況を基に、診療材料費、高額医療機器の購入及び薬剤の購入等、支出金額が高い病院において、病院経営検討会議で、毎月収支報告（予算執行状況、前年度対比を部門別）を作成し、経営分析を行っている。そして、事務部長会においても毎月の収支報告及び年度の見込みを経理部長から報告している。また、半年に1度開催される看護職、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師等の技術職、事務職の主に管理職で構成される部課長会においても決算報告、予算報告がされ周知している。なお、執行によっては、急な支出が生じ得ることから、その場合は予算外申請を行い、理由書を添付し原議書を起案し決裁伺いを行っている。5,000万円以上の場合は評議員会と理事会での承認が必要となる。さらに、次年度に向けて、予算編成は前年度の執行状況を経理部において分析し、理事長(財務担当理事)、監事と協議しながら理事会承認後に各部門の予算要求にあてている。このようなことから、予算配分、予算執行プロセスにおいては特に問題なく、明確性、透明性は担保されている。

財務監査は、私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査、監査法人(公認会計士)による監査が経理部立会いのもと行われ、それぞれの書類はもとよりヒアリングを含めて実施される。

1) 監事監査

- ① 監事(2名)による監査業務は、期中の財産状況、経営状況、予算および事業の執行状況、それに決算終了後は、決算報告書(財産目録、貸借対照表、収支計算書)および事業報告書等の財務状況の監査を行っている。
- ② 監事は、定例理事会に出席し、理事長と理事に状況を適宜確認することで、法人の業務執行状況について監査する。

2) 監査法人(公認会計士)監査

- ① 会計士による監査業務は、会計基準に基づき期中における予算執行状況、現金・預金等の実査、決算期の書類および備品、棚卸し等の実査による監査を行っている。
- ② 会計士の代表者は、定例理事会に出席し、理事長と理事に状況を適宜確認すること

で、理事会の業務執行状況について監査する。

2)①②の定例監査・決算監査・臨時監査の2019(令和元)年度監査人数は、年間延べ90名で監査回数は、延べ20回である。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立としては、2007(平成19)年4月より「新財務会計システム」を導入した。この新システムは、業務量が増えた場合に会計処理・調達処理を迅速に対応することを重点に置いていた「決算優先のシステム」から予算の執行・管理に重点を置いた「予算管理重視のシステム」が特徴である。大学を取り巻く環境が厳しくなった昨今、適正な予算編成と予算執行管理が行われることが、安定した財政基盤の確立に繋がる最善の方策と判断し導入した。

予算執行状況は、予算要求部署による発生源入力(財務会計システム)により、常に予算要求部署並びに経理部で把握できるようになっていることで、リアルタイムで予算の執行状況が検証できるシステムとなっている。また、この「新財務会計システム」の機能を活用することで、部門別(会計単位)の毎月の予算執行状況および収支状況が、翌月の20日までは掌握できることで、毎月経営陣への報告も行われている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する 業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇 改善

<大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置>

本学における事務組織は、「杏林学園組織及び処務規程」（根拠資料10-4-1、10-4-2）に定められている。本学園の業務運営上の組織として、学園事務局(以下「事務局」という。)が置かれ、事務局は、業務運営全般の企画、執行、連絡、調整及び各部局の分掌業務を行うことが明記されている。事務局には本部・大学事務部・病院事務部を置くとされている。

事務組織は業務内容の多様化や本学を取り巻く環境の変化に対応しながら、学園業務全般が効率的かつ合理的に遂行できる体制を整えており、事務局長が毎月2回開催する事務部長会の中で、各部門での諸問題の報告、連絡、協議とともに事務組織・業務分掌の検証と見直し案検討を適宜実施している。

各事務組織における配置人数は、現状の配置人数を適切な定数としているが、人事課において毎年7月に各部署に対し、人員動向調査を実施し、ヒアリングの結果から業務量を

勘案したうえで、配置人数に見直しを要すると判断する場合には、人事課において協議することとしている。

・職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況

適切な職員採用や採用後の人事のために教育職員については教育職員資格審査基準（根拠資料：10-4-3）を設け、昇格基準を制定している。また、事務職員についても昇任基準（根拠資料 10-4-6）を制定している。職員の人事考課及び目標管理制度（根拠資料 10-4-7）に基づく評価を行い、昇任時には課題レポートの作成、管理職の昇任時には併せてプレゼンテーションを求め、適性を判断している。このように、適切な人事計画を実行できるように努めている。

・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応するために必要な組織の見直しとして、平成 30 年 4 月には情報システム管理室、同年 8 月には学生相談室を改変した。また、令和 2 年 4 月には内部監査室、同年 6 月には総合情報センターの組織を改編している。

・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教員、職員の協働による審議体制については、例えば医学部運営委員会では事務職員が会議の運営を担当し、また会議に出席して意見を述べており、教職協働が図られている。また各種委員会についても運営事務局を設定し事務職が同席することで運営とともに情報の共有を図っている。

また、副理事長とのミーティングを毎週開催し、事務局長、教学関係の事務部長が参加の上、学長、学部長との協議を行っている。月 2 回開催する事務部長会には、副理事長が参加し、法人や教育職としての方針を示すことで協働体制をとっている。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇 改善

職員（事務、技術、技能）の業務達成意欲と能力向上を図るために、「杏林学園職員目標管理規程」に基づき、目標管理制度を実施している。評価者が被評価者と定期的に面談を行い、進捗状況の確認や、達成のための適切な助言を行い、被評価者の能力向上を図っている。また、他の職員の模範となる取り組みを行った者を表彰し、意欲の向上に繋げている。評価者に対しては、毎年、評価者研修を行い、評価方法や期中の被評価者への指導のタイミング等を助言している。なお、当該研修内で寄せられた評価者の意見等（アンケート結果）を基に、当該制度の運用面等の見直しを行っている。そして、事務職の自己申告書での業務状況の報告によっても管理職は部下の業務を把握できる。

また、事務職員の能力の向上、及び資質の啓発を目的に、課次長以上の管理職に人事考課表を用いた人事考課を毎年実施している。人事考課の結果は、昇格及び定期昇給の昇給幅に反映させており、意欲の向上に繋げている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に 行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方 策を講じているか。

評価の視点1： 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施>

大学運営に資する事務職員の資質向上や専門性の向上のため、内外の講師を招いて適宜研修を行っている。特に全教職員を対象に年1回アンガーマネジメント講座を開催(根拠資料を提示)している。また、各部門において必要な課題を組織的に実施している。必要な課題を策定し、学外の各種研修(根拠資料10-5-1)への参加を促している。なお、外部研修の参加にあたっては事前に所属上長と調整したうえで必要な課題とのマッチングを明確にし、参加後は研修参加報告書の提出を求めることで、組織におけるフィードバックの有効性を明確にしている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

監査については、法令に基づく監事監査を行い、理事会、評議員会において報告している。監査法人による経理監査は別途実施している。競争的資金内部監査を「杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程」(根拠資料8-5-8)の定めにより実施し、監査プロセス及び監査結果をともに運営審議会等を通じて理事長、監事に報告している。また、研究不正については「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(根拠資料8-5-10)を整備している。

また、大学の運営や取り組みに関して第三者の点検・評価を受けるために大学基準協会による認証評価を定期的に受審し、その前段階として外部評価委員会を毎年開催している。

医学部付属病院の監査も同様に、「杏林大学医学部付属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程」(根拠資料10-6-1)の定めにより実施し、評価、報告を開設者(理事長)に報告し、学内外に公表している。

<監査プロセスの適切性>

財務監査については監査報告をしている。また、内部監査は副理事長を室長とした内部監

査室を設置し、監査報告を監事に示したうえで、理事会における監事監査報告とする予定である。いずれも理事長による明確な責任体制の下、実施している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

財務監査結果に基づく要改善事項は監査報告書にまとめられ、大学ホームページに掲載しており、経理部では指摘事項を基に業務改善を行っている。

認証評価や外部評価会での評価結果は学内の会議体で報告され、学長より関連部署に改善を指示している。関連部署での改善結果は再度会議体に報告され、不足があれば再度改善の指示をしている。

(2) 長所・特色

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めており、明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。大学業務を支援する事務組織も設置され、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。

(3) 問題点

特になし

(4) 課題に対する改善状況

特になし

(5) 全体のまとめ

大学運営については、学長・役職者や教授会の役割・権限等を明確化し、組織や諸規程を整備することで対応している。学長・役職者の選任方法と権限は規程によって明確にするとともに、「学長決定」および諸規程で学長による意思決定や教授会の権限を明確化している

大学業務を支援する事務組織も適切に編成され、適切な制度に基づく職員評価と教職員の資質向上のためのSD 制度を整備している。

また、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しており、予算編成および予算執行は適切に行っていることから、概ね充足している。

以上のことから、大学の理念・目的や大学の将来等を見据えた中長期計画を実現するための大学運営方針を明示・周知し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割の明確化を行っている。また、大学の課題に柔軟に対応できるよう事務組織を設け、教職協働やSD の推進、定期的な点検・評価により、大学運営を効果的に行っていると判断できる。

根拠資料

- 10-1-1 杏林大学学則 第1条
- 10-1-2 学園会報「あんず」
- 10-2-1 杏林学園運営審議会規程
- 10-2-2 杏林大学役職規程
- 10-2-3 杏林大学長選考規程
- 10-2-4 杏林大学長選考規程実施細則
- 10-2-5 杏林大学教授会規程
- 10-2-6 杏林大学大学院学則
- 10-2-7 杏林大学学部長会議規程
- 10-4-1 杏林学園組織及び処務規程
- 10-4-2 学校法人杏林学園組織図
- 10-4-3 杏林大学教育職員資格審査基準
- 10-4-4 杏林学園職員人事考課規程
- 10-4-5 杏林学園職員目標管理規程
- 10-5-1 2019年度研修実績一覧
- 10-6-1 杏林大学医学部付属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程

杏林大学独自基準 新型コロナウイルスへの対応

(1) 現状説明

点検・評価項目①：新型コロナウイルスの状況下で授業を適切に実施しているか。

評価の視点1：授業環境の整備

評価の視点2：適切な成績評価の実施

<授業環境の整備>

新型コロナウイルスの流行拡大に伴い、2020年3月初旬より学長、学部役職教員および教務課等の事務職員で授業体制を協議した。当初は大型連休明けには対面授業を実施する予定だったが、感染拡大の影響や緊急事態宣言の発令等を考慮した結果、前期の授業は原則として遠隔で実施することとなった。そのため、緊急対応として遠隔授業の環境が整備されるまでは、ユニバーサルパスポート（※学生支援システム）を通じた課題学習や自己学習を学生に課した。感染防止の観点からオリエンテーションは実施せず、代わりに保護者宛に入学案内や履修案内を送付して、新入生と保護者の不安軽減に努めた。

並行して、各学部教務課がオンライン授業に向けてネットワーク環境調査を実施した。その結果、通信環境やデバイス等が未整備の学生が全体の約10%いたため、それぞれポケットWi-Fi、小型タブレット端末を貸与した。また、遠隔授業の環境整備として、学内に通信サーバを新たに設置し、学生・教職員にZoomアカウントを付与する等の措置を講じた。その一方で、学部教員を対象にZoomを用いた授業方法のFDを開催し、教員側の準備を進めた。なお、後期よりオンデマンド授業等に対応するための授業収録スタジオを開設している。

5月から順次オンライン授業を①Zoom等のTV会議システムを用いた同時双方向型授業、②オンライン教材を用いたオンデマンド型授業、③資料を提示しての課題型授業の3通りで実施した（資料1-1：各学部の前期授業対応）。

9月16日より後期授業を開始し、学部に応じて対面授業と遠隔授業を活用して実施しており、全授業に占める対面授業の割合は、総合政策学部：14%、外国語学部：41%、保健学部39%である。特に総合政策学部では対面授業の割合が14%と低いが、履修者数が多く教室の用意が困難であるという背景がある。現在、1年生の必修授業とゼミナールは対面授業を導入しているが、次年度以降に同じ授業科目を二回に分けて開講する等、対面授業の割合を増加させるための措置を講ずる。なお、医学部では原則として対面授業を実施し、同時配信している遠隔授業を選択可能としている。医学部での臨床実習は感染防止策を徹底した形で再開し、試験もCBTを含め会場を複数確保するなど密集を避けて感染のリスクをできるだけ低減した形で実施したが、実習や試験による明らかな感染の発生は見られなかった。（資料1-2：各学部の対応状況）

大学院では緊急事態宣言が解除されるまでは遠隔授業を実施し、その後の前期の授業形態は個々の教員が判断している。また、後期からは原則対面で授業を実施している。

<適切な成績評価の実施>

前期は対面での試験は原則中止とし、代わりにユニバーサルパスポート上での課題提出、あるいは Web 試験（時間制限有）での成績評価を行った。例外として、医学部、及び保健学部の一部の講義では対面での定期試験を実施した。

なお、遠隔授業の実施や対面試験の中止により成績評価基準が変わった科目はシラバスを修正し、修正した基準はユニバーサルパスポートを通じて学生に周知している。

点検・評価項目②：学生支援を適切に実施しているか。

評価の視点 1：学生支援の適切な実施

評価の視点 2：新型コロナウイルス流行下での留学支援・キャリア支援

<学生支援の適切な実施>

日本学生支援機構が主催する給付金・奨学金と併せて、当学独自の学生支援として、前述の遠隔授業用の機器貸与や全学生への遠隔授業支援金（1万円）、一部の学生への授業料減免（20万円）を実施した（資料 2-1：杏林大学の学生支援まとめ）。

令和 2 年度 4 月から 10 月までの退学者は医学部：0 名、保健学部：15 名、総合政策学部 10 名、外国語学部 14 名であり、そのうち 1 名が新型コロナウイルスの影響による退学と申告した。なお、昨年と同時期退学者は医学部：0 名、保健学部 16 名、総合政策学部 12 名、外国語学部 20 名であった（資料 2-2：退学者数の推移（2013～2020 年 10 月））。

<新型コロナウイルス流行下での留学支援・キャリア支援>

新型コロナウイルスの影響により、2020 年度の留学と夏期海外研修は中止とした。その中で、北京語言大学中国語研修をオンラインで実施し、学生 3 名が受講した。また、国際交流センターで語学サロンやライティングセンターをオンライン（Zoom）で開講し、延べ約 410 人の学生が活用した。また、総合政策学部ではポートランド州立大学のオンライン留学プログラムを学生に案内した。

また、社会連携活動の一環として外国語学部観光交流文化学科ではフィールドスタディをオンラインで実施し、新潟県湯沢市の観光関係者との意見交換会を開催した（資料 2-3：杏林大学ホームページ）。

キャリアサポートセンターではユニバーサルパスポート（※学生支援システム）を活用しオンライン配信、対面形式などを使い分けて各種講座や就職ガイダンスを実施した。また、対面に加えてウェブやメール、電話で就職に関する個別の相談に対応した（資料 2-4：広報誌あんず）。

春季のオンライン留学やオンラインインターンシップなどを引き続き計画しており、学生の活動機会の確保に努めている。

点検・評価項目③：新型感染症の拡大を防ぐ取り組みを実施しているか。

評価の視点1：適切な感染対策の実施

評価の視点2：イベント・集会の制限

評価の視点3：学生の部活動の管理

評価の視点4：入学試験の対応

<適切な感染対策の実施>

キャンパス内での感染対策として、教務課や学生支援等の窓口カウンターへの飛沫防止シート設置、注意事項の掲示、ソーシャルディスタンスを保つ誘導ステッカーの設置、各所で手指消毒薬の設置などを行っている。また、三鷹キャンパス及び井の頭キャンパスの食堂にそれぞれ飛沫感染防止パネルを設置した。

環境の整備に加えて、後期の対面授業実施に向けて付属病院の医師より教職員対象のSDを実施している。

新型感染症対応の指針として、大学独自の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを策定した（資料 3-1：新型コロナウイルス感染症対応マニュアル）。マニュアルでは大学独自の活動制限指針を設け、感染症の流行状況に応じた学生・教職員の活動制限のレベルを大学ホームページ上で発信している。

<イベント・集会の制限>

新型感染症の流行拡大に伴い、卒業式や入学式、学園祭等のイベントや集会は原則として中止・縮小とした。また、オープンキャンパスはオンラインで実施し、参加者からの個別相談に応じた。それに加えて、大学ホームページ上に大学の特徴や入試のポイントがわかるムービー等を掲載している。なお、外国語学部では感染対策を十分にとったうえで、7月28日に新入生歓迎会を実施した。

<学生の部活動の管理>

井の頭キャンパスでの学生の部活動（サークル活動含む）は、緊急事態宣言の解除後に屋外・屋内に分けて段階的に実施を許可した。屋外活動は三密を避けて実施可能としており、屋内活動は提出された活動計画書を学生支援センター長が許可後に実施可能としている。

<入学試験の対応>

新型感染症流行に伴い、入学試験の対応を例年より一部変更している。

新型感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、①追試験の設定、または②追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替のいずれかの対策を講ずる。また、個別学力検査においては、出題方法や範囲を配慮するなどの対応をとる。加えて、試験場の衛生管理体制を確保し、混雑緩和や受験者同士の間隔の確保等に努めることとした（資料 3-2：2021年度入試 新型コロナ対策に係る検討事項）。

2020年10月と11月に、総合型選抜と推薦型選抜を混雑緩和や受験者同士の間隔の確保

等に努めた上で実施し、入試に関連した新型コロナウイルスの発生事例はなかった。

点検・評価項目④：点検・評価と改善活動について

評価の視点1：遠隔授業に係る点検・評価の実施

<遠隔授業に係る点検・評価の実施>

前期授業が終了した時点で、遠隔授業に対する学生の評価をアンケートで調査した（資料4-1：遠隔授業アンケート調査項目）。アンケート調査結果はIR推進室で分析し、後述の第3者評価会で点検した（資料4-2：遠隔授業アンケート分析について）。

4学部長はアンケート結果を基に、後期からの授業実施方法を各学部内で協議した。また、アンケート結果と学部長からのコメントを10月2日に大学ホームページ及び学内ネットに掲載し、学内の教職員および学生と保護者に周知した（資料4-3：遠隔授業に関する学生アンケート集計結果、4-4：各学部からのコメント）。

9月17日に第3者評価会を実施し、前期の大学の対応やアンケート調査結果に対して第3者から点検・評価を受けた。アンケートでは前年度の学生評価と比較して「やや不満」「不満」と回答した学生が増加していたことから、①不満度が高い学生に早急に対応すること、②学生と教員、学生同士のコミュニケーションを確保すること、といった指摘を受けた（根拠資料4-5：2020年度第3者評価会 議事録）。第3者評価会の結果は学部長会議で報告され、学長より各学部に改善を指示した（根拠資料4-6：2020年10月学部長会議議事録）。これを踏まえて、後期からは感染対策に考慮しながら、総合政策学部と外国語学部では特に1年生の必修授業と上級生のゼミナールで対面授業を多く導入した。

総合政策学部では1年生の代表と学部長との懇談会を開催して学生の意見を直接聴取した。学生からは「友人がくれず寂しい」「教員側の通信環境が悪かった」といった意見があった一方で、「オンデマンドでの授業は何回も見直せてよかった」といった肯定的な意見もあった。後期の授業はこれらの意見を踏まえて、対面授業を一部再開して学生同士の交流の機会を確保しつつ、前述の収録スタジオを利用してオンデマンド授業の環境整備を推進している（根拠資料4-7：（総合政策学部）プレゼミナール学生と学部長との懇談）。

（2）長所・特色

前期授業は各学部の特徴にそって適切に対応した。加えて、学生の実態をアンケートや懇談会で把握し、不満度が高い学生に対する早期対応として、後期からは一部で対面授業を実施している。

授業の実施と併せて経済的支援を迅速に行い、特に所得の多寡によらずに全学生を対象に支援をすることで学生の精神的負担感を軽減した。学生の精神的負担間の軽減を図った。

また、一部の短期留学やインターンシップをオンラインで代替して実施し、学生の学内外の活動機会を確保した。

(3) 問題点

遠隔授業アンケート結果では、「やや不満」「不満」と回答した学生が前年度より増加している。理由として、当初は学生への説明が不足していたことや、学生が提出すべき課題が増加したことなどが考えられる。「満足度」は学生の「理解度」と明確な相関関係があり、満足度が低い学生は、遠隔授業や大学への不満を抱きやすい。中退者数を減らすためにも、全ての学生の満足度を向上させる取り組みを続ける必要がある。

また、後期からは学生と教員、学生同士のコミュニケーションをより活発にする工夫が必要であると考えられる。

(4) 全体のまとめ

新型コロナウイルスの流行というかつてない事態の中で、各学部に応じた授業を実施して対応し、全学生への遠隔授業支援金の給付等の学生支援も併せて行った。

また、感染拡大を防ぐために、イベントの中止や部活動・サークル活動の制限等の対策をとっている。

一方で、初めての試みとなる遠隔授業の実施には教員・学生ともに困難が見られ、結果として一部の授業の質低下につながっている可能性がある。授業の質向上のために FD などを通じて、学生だけでなく、教員の不安や不満も取り除く必要がある。

今後も新型コロナウイルスの動向に注意しながら、効果的で真摯な教育を学生に提供していく所存である。

根拠資料

- 1-1 各学部の前期授業対応
- 1-2 各学部の対応状況（2020年11月30日時点）
- 2-1 杏林大学の学生支援まとめ（2020年11月30日時点）
- 2-2 退学者数の推移（2013～2020年10月）
- 2-3 大学ウェブサイト ニューストピックス
- 2-4 広報誌あんず（2020 秋）
- 3-1 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- 3-2 2021年度入試 新型コロナ対策に係る検討事項
- 4-1 遠隔授業アンケート調査項目
- 4-2 遠隔授業アンケート分析について
- 4-3 遠隔授業に関する学生アンケート集計結果
- 4-4 各学部からのコメント
- 4-5 2020年度第3者評価会 議事録
- 4-6 2020年10月学部長会議議事録
- 4-7 （総合政策学部）プレゼミナール学生と学部長との懇談